

資料4-2 令和5年12月15日
第5回久喜市介護保険運営協議会

久喜市高齢者福祉計画・ 第9期介護保険事業計画 (素案)

令和6(2024)年3月



久喜市
K U K I

久喜市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画
の策定にあたって

(市長あいさつ)

令和6(2024)年3月

久喜市長 梅田 修一

第1章	計画の背景・位置づけ	1
第1節	計画策定の背景	1
第2節	計画の位置づけ	2
第3節	計画の策定体制	3
第4節	計画の進捗状況の把握と評価	4
第5節	計画の期間	4
第6節	計画策定にあたっての基本的な視点	5
1	地域包括ケアシステムの深化・推進	5
2	SDGsの達成に向けて	6
第2章	久喜市の高齢者を取り巻く状況と課題	7
第1節	高齢者の現状	7
1	人口構成の変化	7
2	世帯構成の変化	9
3	就労状況の変化	10
4	健康寿命と平均寿命の変化	11
第2節	アンケート調査からみた久喜市の現状	12
1	調査の概要	12
2	調査結果の概要（高齢者実態調査（日常生活圏域ニーズ調査））	13
3	調査結果の概要（要介護認定者調査（在宅介護実態調査））	19
4	調査結果の概要（介護保険施設等入所者調査）	25
5	調査結果の概要（介護保険サービス提供事業所調査）	28
6	調査結果の概要（ケアマネジャー調査）	31
第3節	日常生活圏域別の特徴	36
1	久喜西地区・久喜東地区	36
2	菖蒲地区	38
3	栗橋地区	39
4	鷲宮地区	40
第4節	第8期計画期間における取り組み	41
基本目標1	地域の包括支援体制を整える（地域共生社会を目指して）	41
基本目標2	健康でいきいきとした暮らしを支える	42
基本目標3	安心・安全のまち	42
基本目標4	介護サービスが充実したまち	43
第5節	第9期計画における課題	44
第3章	計画の基本的な考え方	48

第1節	計画の基本理念	48
第2節	基本目標	49
第3節	日常生活圏域の設定	55
第4章	施策の展開	57
第1節	(基本目標1) 地域の包括支援体制を整える	57
1	地域ケア会議の推進	57
2	地域包括支援センターの体制強化	58
3	地域における支え合い活動の推進	60
4	在宅医療・介護連携の推進	62
5	認知症高齢者・家族等への支援と普及啓発	64
第2節	(基本目標2) 健康でいきいきとした暮らしを支える	65
1	生きがいづくりの推進と就労支援	65
2	社会参加活動の支援	67
3	健康長寿のための健康づくりの推進	70
4	高齢者福祉サービスの充実	71
5	高齢者の居住安定に係る施策との連携	84
第3節	(基本目標3) 安心・安全で誰もが住みやすいまちをつくる	85
1	高齢者の権利擁護・虐待防止	85
2	災害対策・単身高齢者等対策の推進	91
3	感染症に対する備え	94
4	高齢者にやさしいまちづくり	95
第4節	(基本目標4) 介護サービスを確保し、住み慣れた地域での暮らしを守る	97
1	介護保険施設・サービスの充実	97
2	地域支援事業の充実	100
3	自立支援・重度化防止等に向けた取り組み	110
4	介護保険サービスの質の確保と向上・人材の確保と育成	112
第5章	介護給付費等の見込みと保険料の設定 (第9期介護保険事業計画)	115
第1節	介護保険料の算出までの流れ	115
1	介護保険料の算定フロー	115
第2節	被保険者数と要支援・要介護認定者数の推計	116
1	被保険者数の推計	116
2	要支援・要介護認定者数の推計	117
第3節	介護保険サービス量の見込み	118
1	介護予防サービス	118
2	居宅サービス	121

3	施設サービス	124
4	地域密着型介護予防サービス・地域密着型サービス	125
5	介護予防支援・居宅介護支援	128
第4節	介護保険事業費の見込み	129
1	介護予防サービス給付費（見込額）	129
2	介護サービス給付費（見込額）	130
第5節	保険料の算定	131
1	保険給付費の負担割合	131
2	地域支援事業費の負担割合	132
3	保険給付費等の見込額	133
4	基準額に対する介護保険料の段階設定等	135
5	所得段階別被保険者数（第1号被保険者数）の推計	136
6	介護保険料基準額（月額）の算定方法	137
7	所得段階別介護保険料	139
8	低所得者の支援策等	140
9	中長期的な推計	141
第6節	サービスの円滑な提供	143
1	介護給付実施体制の強化	143
2	地域包括支援センターの機能強化、地域ケア会議の推進	144
第6章	計画の推進	145
第1節	計画の推進体制	145
1	庁内推進体制の整備及び庁内関係所属所との連携	145
2	関係各機関との連携	145
3	計画の周知	145
4	進行管理と事業の評価	146
第7章	資料編	147
第1節	計画策定の経緯	147
第2節	運営協議会への諮問	148
第3節	運営協議会からの答申	148
第4節	久喜市介護保険条例（抜粋）	149
第5節	久喜市介護保険運営協議会委員	151
第6節	久喜市高齢者福祉計画推進会議要綱	152
第7節	用語集	154

第1章 計画の背景・位置づけ

第1節 計画策定の背景

我が国では超高齢社会が急速に進行しており、内閣府「令和5年版高齢社会白書」によると、令和4（2022）年10月1日現在、65歳以上人口（高齢者人口）は3,624万人、総人口に占める割合（高齢化率）も29.0%となっています。

「団塊の世代」¹が後期高齢者（75歳以上）となる令和7（2025）年の高齢者人口は3,653万人に達し、令和22（2040）年に3,928万人となることが見込まれるほか、平均寿命は年々上昇傾向にあることから、「人生100年時代」の到来に向けた検討が国全体で進められています。

この状況は本市においても同様であり、令和5（2023）年4月1日現在、高齢化率は31.6%となっています。全国的な動向と同様に支援を必要とする高齢者が増加する傾向にあるため、地域包括ケアシステム²の深化・推進を通じて、高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることができるまちづくりを実現する必要があります。

本市においては、令和3（2021）年3月に「高齢者がいつまでも住み慣れた地域で^{健康}安心して暮らせるまち」を基本理念とする「久喜市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」を策定し、高齢者福祉施策の充実、安定的な介護保険サービスの確保に努めてきました。

この度策定する「久喜市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」（以下「第9期計画」という。）は、第6期計画から構築・推進されてきた地域包括ケアシステムを基本としながら、本市における高齢者施策の基本的な考え方や目指すべき姿を総合的かつ体系的に整理するとともに、介護保険事業の安定化を図ることで高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるようにすることを目的とするものです。

¹ 第一次ベビーブームが起きた時期（昭和22（1947）年～昭和25（1950）年）に生まれた世代のこと。

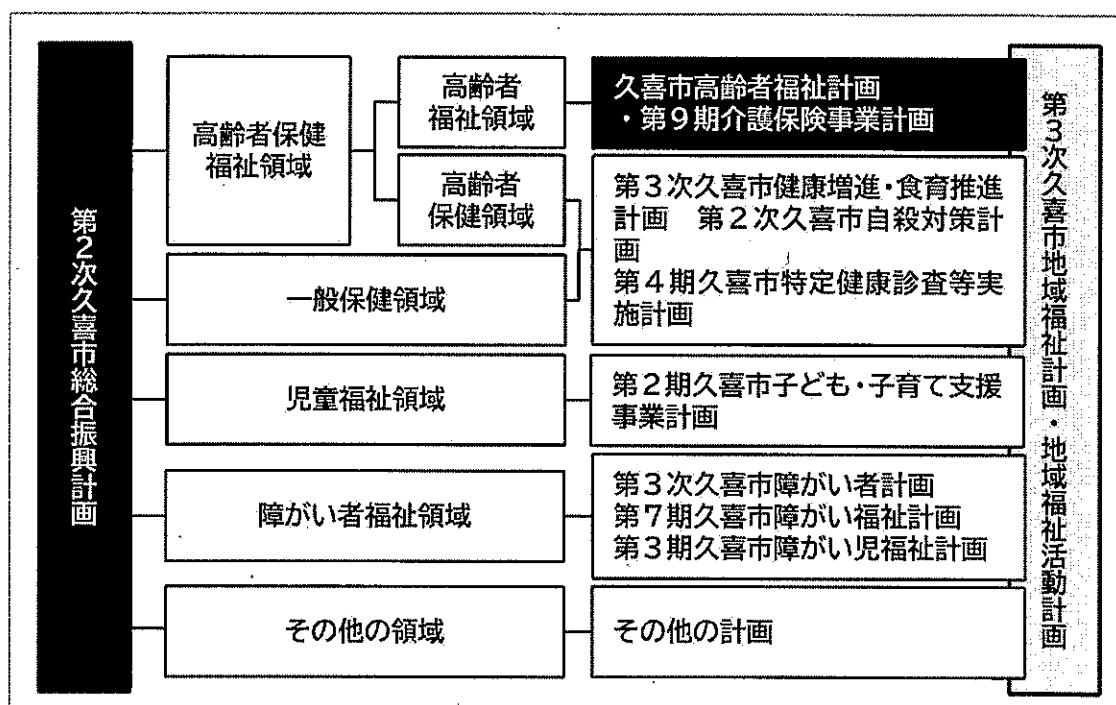
² 介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で、自分らしい生活を人生の最後まで続けることができるよう、高齢者を地域で支える仕組みのこと。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法第20条の8に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法第117条に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体的に策定したものであり、本市における高齢者保健福祉施策の総合的指針として位置づけられるものです。

また、上位計画の「第2次久喜市総合振興計画」及び「第3次久喜市地域福祉計画・地域福祉活動計画」をはじめとする他計画との整合性を図り策定しています。

図表 本計画の位置づけ



第3節 計画の策定体制

(1) アンケートによる関係者の意見聴取

本計画の策定にあたっては、本市の高齢者を取りまく現状や介護保険サービスの状況、利用者の満足度、利用意向などを把握するために、一般の高齢者、在宅の要支援・要介護認定者、介護保険施設入所者、ケアマネジャー（介護支援専門員）¹及び介護保険サービス提供事業所を対象にアンケート調査を行い、計画策定の資料としています。

(2) 久喜市介護保険運営協議会における審議とパブリックコメントの実施

公募による市民、保健・医療及び福祉の関係者、学識経験者などの参画による「久喜市介護保険運営協議会」に諮問を行い、審議を依頼するとともに、市民意見提出制度（パブリックコメント）による意見の募集を行い、関係者や市民の意見が反映されるよう配慮しています。

(3) 久喜市地域ケア推進会議等における検討

地域ケア会議²や個別ケア会議において抽出された地域課題を、医療・介護の専門家、民生委員・児童委員などが、既存のサービスや資源の有効活用又は新たな資源の開発等の検討を行い、政策提言を行っています。その提言や久喜市介護保険運営協議会等が出された意見等を参考にして、庁内関係各課との連携を図り、具体的な施策の検討・調整を行います。

¹ 要介護者又は要支援者本人や家族の希望を聞きながら、要介護者等がその心身の状況等に応じ適切なサービスが利用できるようケアプランの作成及びサービスの利用について介護サービス事業者との調整やケアプランの継続的な管理・評価を行う人のこと。

² 高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法。

第4節 計画の進捗状況の把握と評価

計画策定後は、本計画の実効性を確保するため、久喜市介護保険運営協議会において計画の進捗状況を把握し、分析・評価を行います。

また、県の支援や助言も踏まえ、保険者機能強化推進交付金¹及び介護保険保険者努力支援交付金²の評価結果も参考にしながら、本市の実情及び地域課題の分析・施策検討につなげます。

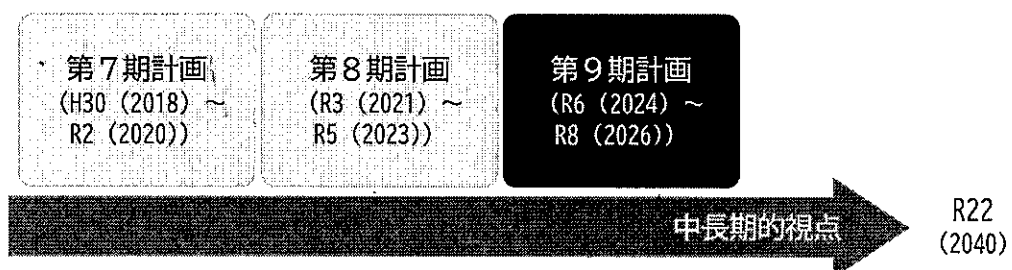
第5節 計画の期間

「介護保険事業計画」は3年ごとに見直しを行うこととなっています。したがって、今回策定する「第9期介護保険事業計画」は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度を計画期間とします。

また、「高齢者福祉計画」も「介護保険事業計画」と一体的に策定することとされていることから、同3年間を計画期間とします。

なお、計画の策定にあたっては、団塊ジュニア世代³が65歳以上となる令和22（2040）年を見据え、中長期的な視点から施策の展開を図ることとしています。

図表 計画の期間



¹ 各市町村が行う自立支援重度化防止の取り組みに対し評価指標の達成状況に応じて、交付される交付金。

² 各市町村が行う介護予防・健康づくり等に資する取り組みに対し評価指標の達成状況に応じて、交付される交付金。

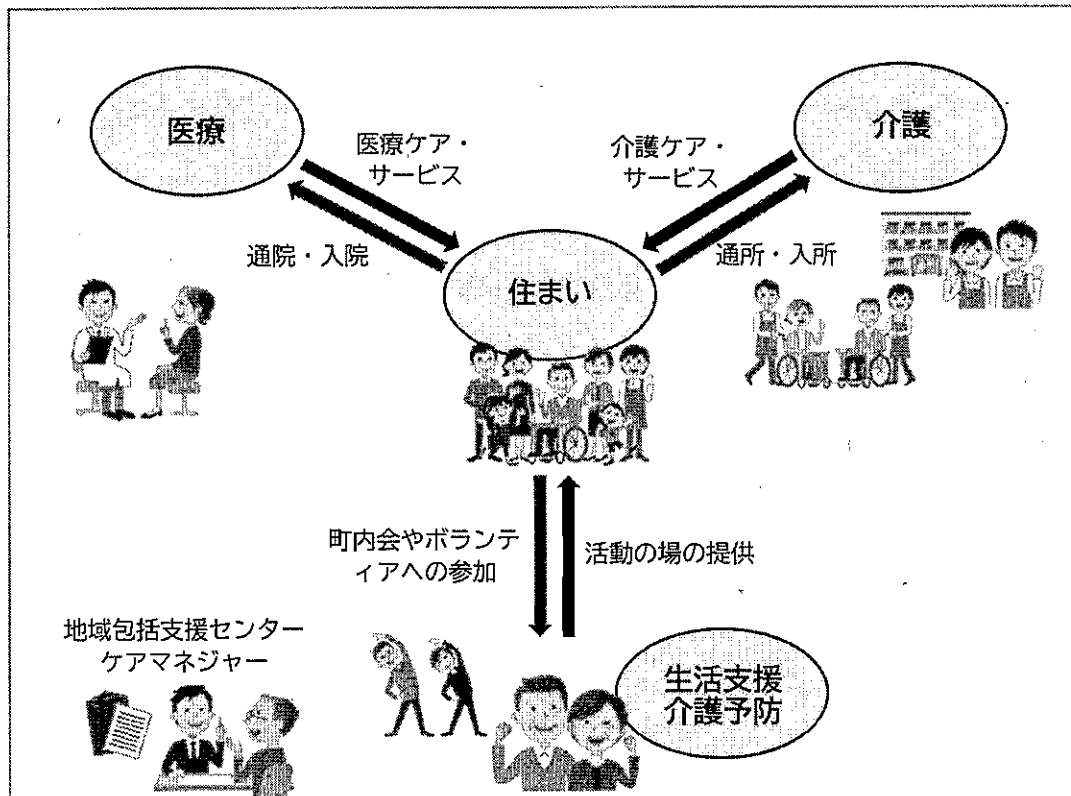
³ 第二次ベビーブームが起きた時期（昭和46（1971）年～昭和49（1974）年）に生まれた世代のこと。

第6節 計画策定にあたっての基本的な視点

1 地域包括ケアシステムの深化・推進

介護保険制度は3年ごとに大きな見直しが行われています。第6期計画以降の市町村介護保険事業計画は「地域包括ケア計画」として位置づけられるものであり、団塊の世代¹が全員75歳以上となる令和7（2025）年に向けて、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム²」の段階的な構築と深化・推進を図っています。

地域包括ケアシステムのイメージ



¹ P.1 参照。

² P.1 参照。

2 SDGsの達成に向けて

SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標) とは、「世界中の誰一人取り残さない」をテーマに、平成 27(2015)年 9月の国連サミットで 193 のすべての国連加盟国が合意した令和 12(2030)年までに達成すべき課題と、その具体目標を定めたものです。



本市では、世界的な目標である SDGs を達成するための各種取り組みを推し進めていくことが必要であることから、令和 3 (2021)年 7月 9日に「久喜市 SDGs 取組方針」を定めました。

本計画でも、「久喜市 SDGs 取組方針」に基づき、「誰一人取り残さない」持続可能でより良い社会の実現を目指す SDGs の理念に資する取り組みを推進します。

図表 本計画で取り組む目標

<p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>目標2 飢餓をゼロに</p> <p>飢餓を終わらせ、食糧安全保障および栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>
<p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>目標3 すべての人に健康と福祉を</p> <p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>
<p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>目標10 人や国の不平等をなくそう</p> <p>各国内および各国間の不平等を是正する</p>
<p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>目標16 平和と公正をすべての人に</p> <p>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>

第2章 久喜市の高齢者を取り巻く状況と課題

第1節 高齢者の現状

1 人口構成の変化

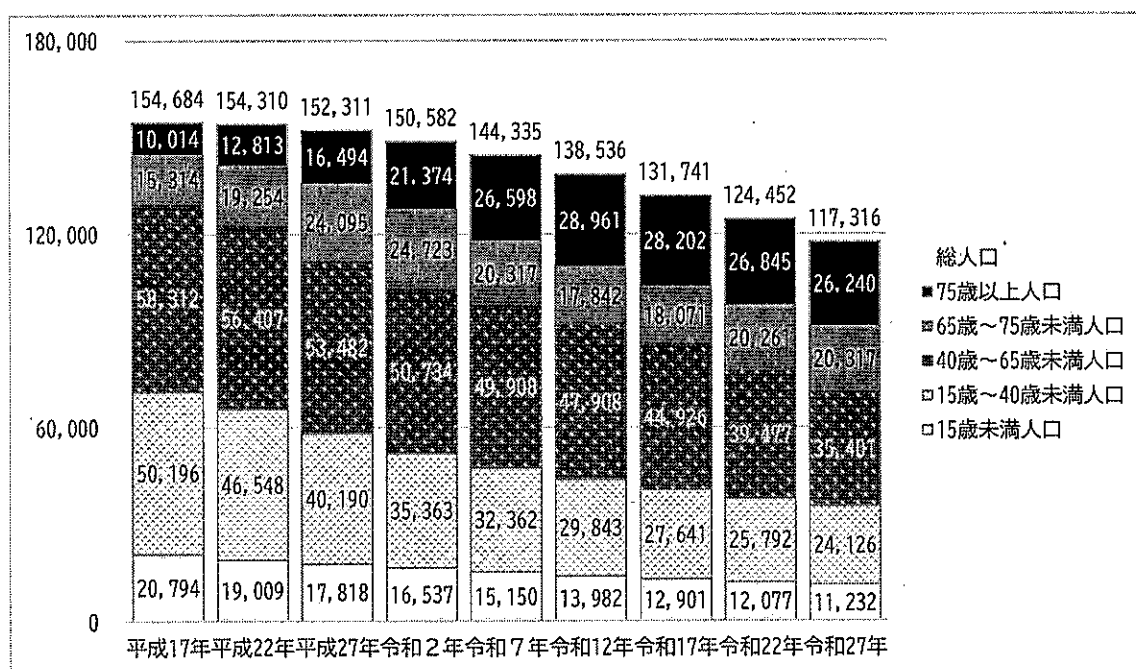
(1) 久喜市における高齢者人口の推移と推計

本市においては、これまで15万人を超える人口規模で推移してきましたが、令和7（2025）年以降は人口減少が加速していくことが見込まれています。

年齢5区分別人口の推移と推計では、平成27（2015）年から要介護リスクの高い75歳以上人口の急激な増加が見られ、令和12（2030）年には29,000人近くになると見込まれています。

図表 年齢5区分別人口の推移と推計

単位：人



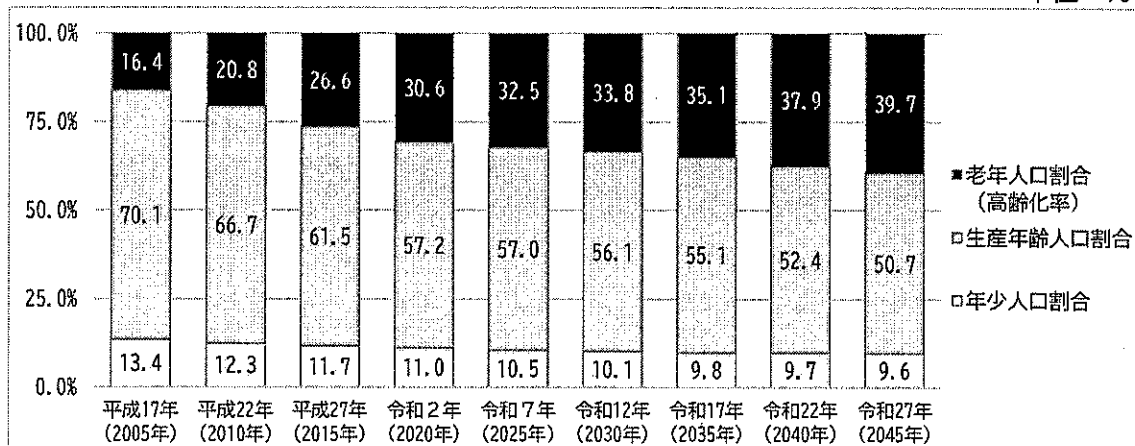
資料：総務省「国勢調査」（令和2（2020）年以前）
 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」
 （令和7（2025）年以降）

（注）年齢不詳を除外しているため、総人口と年齢区分別人口の和が一致しないことがあります。

本市における人口構成比を年齢3区分で見ると、高齢人口割合（高齢化率）が令和2（2020）年に30%を突破し、今後も長期にわたって上昇を続けていくと見込まれます。令和12（2030）年には33.8%と市民の3人に1人以上が高齢者となるとされています。

図表 年齢3区分別人口構成比の推移

単位：%



資料：総務省「国勢調査」（令和2（2020）年以前）
 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」
 （令和7（2025）年以降）
 （注）端数処理のため、年齢3区分別人口構成比の和は必ずしも100.0%になりません。

図表 前期高齢者数及び後期高齢者数の推移と推計

単位：人



2 世帯構成の変化

(1) 世帯数の推移

国勢調査によると、本市の一般世帯数は増加傾向が続いています。高齢者単身世帯と高齢夫婦世帯は増加傾向にあり、平成 12 (2000) 年から令和 2 (2020) 年までの 20 年間で前者は約 4.3 倍、後者は約 3.3 倍となっています。高齢者単身世帯、高齢夫婦世帯の一般世帯数に占める割合も上昇しており、それぞれ令和 2 (2020) 年には 11.0%、14.8%となっています。

図表 一般世帯数と高齢者のいる世帯数の推移

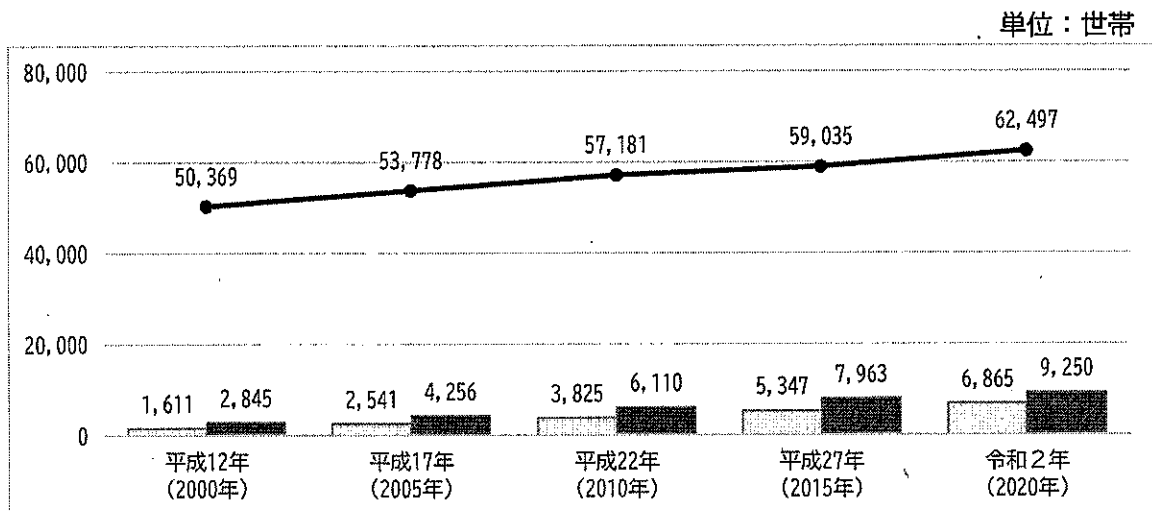
	単位	平成 12 年 (2000 年)	平成 17 年 (2005 年)	平成 22 年 (2010 年)	平成 27 年 (2015 年)	令和 2 年 (2020 年)
一般世帯数 (A)	世帯	50,369	53,778	57,181	59,035	62,497
高齢者単身世帯 (B)	世帯	1,611	2,541	3,825	5,347	6,865
比率 (B/A)	%	3.2	4.7	6.7	9.1	11.0
高齢夫婦世帯 (C)	世帯	2,845	4,256	6,110	7,963	9,250
比率 (C/A)	%	5.6	7.9	10.7	13.5	14.8

資料：総務省「国勢調査」

(注)「一般世帯 (A)」には施設の入所者や病院等の入院者等は含まれません。

(注)「高齢夫婦世帯」とは、夫 65 歳以上妻 60 歳以上の 1 組の一般世帯をいいます。

図表 一般世帯数と高齢者のいる世帯数の推移



資料：総務省「国勢調査」

3 就労状況の変化

(1) 高齢者の就労状況

高齢者の就労状況について見てみると、何らかの仕事をしている人（労働力人口のうち就業者）は増加傾向にあることがうかがえます。令和2（2020）年においては、高齢者人口総数に対し25.1%にあたる11,566人が就業者となっています。

図表 高齢者の就労状況

単位：人

	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
総数	19,832	25,328	32,067	40,589	46,097
労働力人口	4,669	5,699	6,998	9,844	11,915
就業者	4,481	5,433	6,644	9,559	11,566
主に仕事	3,208	3,928	4,653	6,372	7,501
家事のほか仕事	1,125	1,324	1,624	2,641	3,339
通学のかたわら仕事	0	0	6	3	11
休業者	148	181	361	543	715
完全失業者	188	266	354	285	349
非労働力人口	14,965	19,307	23,977	29,716	29,802

資料：総務省「国勢調査」

※1「休業者」とは、仕事を休んでいた者をいいます。

※2「完全失業者」とは、仕事を探していた者をいいます。

※3不詳等は除外されているため労働力人口と非労働力人口の和は総数に一致しません。

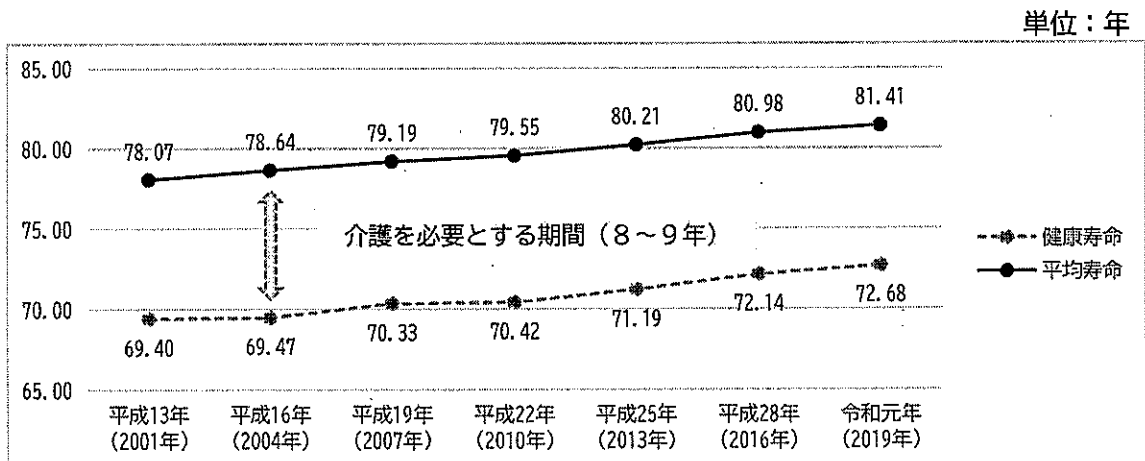
4 健康寿命と平均寿命の変化

(1) 健康寿命と平均寿命の推移

医療技術の向上や衛生環境の改善により、日本人の平均寿命は年々過去最高を更新し、世界的にも長寿国の1つとなっています。

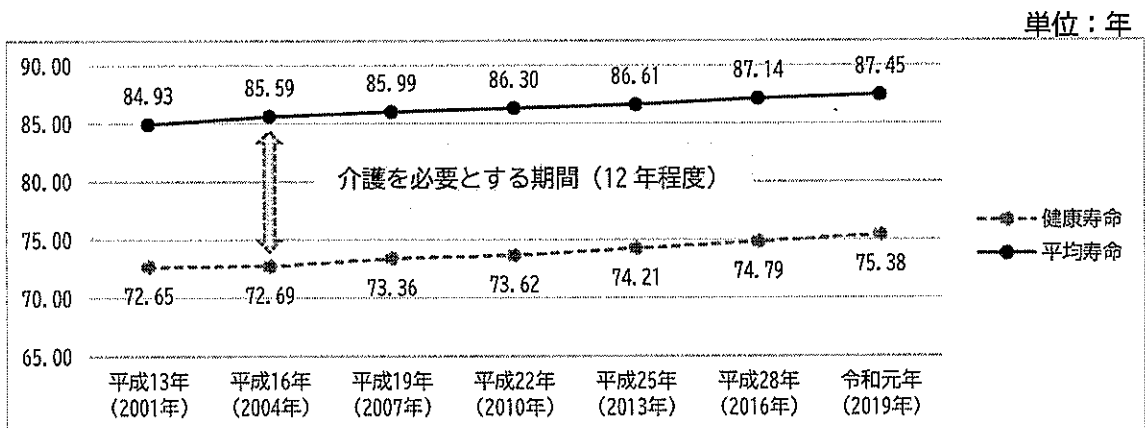
平成13(2001)年から令和元(2019)年の平均寿命は、男性では3.34年、女性では2.52年の上昇が見られます。同期間の健康寿命(日常生活に制限のない期間)の推移を見ると、男性では3.28年、女性では2.73年上昇しています。

図表 健康寿命と平均寿命の推移(男性)



資料：内閣府「令和4年版高齢社会白書」

図表 健康寿命と平均寿命の推移(女性)



資料：内閣府「令和4年版高齢社会白書」

第2節 アンケート調査からみた久喜市の現状

1 調査の概要

(1) 調査の目的

本計画の策定にあたり、市民を対象とする「高齢者実態調査（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）」及び「要介護認定者調査（在宅介護実態調査）」、市内介護保険サービス提供事業所を対象とする「介護サービス事業所調査」等を実施しました。この調査は、本市における高齢者福祉及び介護サービスの現状を把握するとともに、第9期計画策定のための基礎資料とすることを目的としたものです。

(2) 調査の実施概要

調査の実施概要は以下に示すとおりです。

調査の実施概要

調査種別	対象者	配布数	調査方法	調査期間
1 高齢者実態調査（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）	令和4（2022）年11月1日現在、65歳以上で要介護1～5の認定を受けていない被保険者	5,000票	郵送による配布／郵送・Webによる回収	令和4（2022）年12月
2 要介護認定者調査（在宅介護実態調査）	令和4（2022）年1月から令和4（2022）年10月までに要介護認定の更新申請・区分変更申請をした被保険者	1,500票	郵送による配布／郵送による回収	令和4（2022）年12月
3 介護保険施設等入所者調査	令和4（2022）年11月現在、介護保険施設等に入所している被保険者	1,000票	郵送による配布／郵送による回収	令和4（2022）年12月
4 介護サービス事業所調査	本市の被保険者が利用している介護サービス事業所	116票	メールによる配布／Webによる回答	令和4（2022）年12月
5 ケアマネジャー調査	本市の介護保険事業に携わっているケアマネジャー	150票	メール・郵送による配布／Web・郵送による回収	令和4（2022）年12月

(3) 配布数及び回収実績

配布数及び回収実績は以下に示すとおりです。

図表 配布数及び回収実績

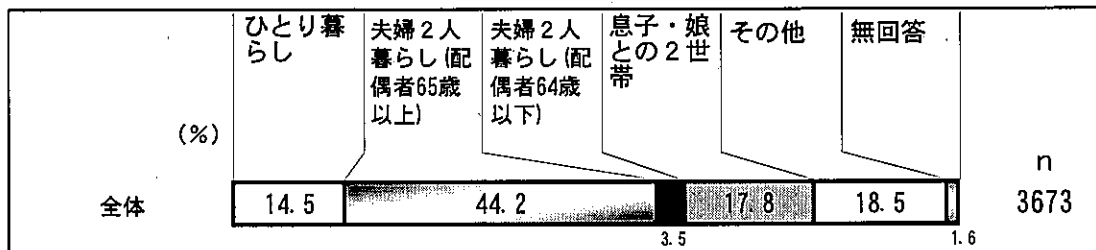
調査種別	配布数	有効回収数	回収率
1 高齢者実態調査 (介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)	5,000 票	3,673 票	73.5%
2 要介護認定者調査 (在宅介護実態調査)	1,500 票	950 票	63.3%
3 介護保険施設等入所者調査	1,000 票	554 票	55.4%
4 介護サービス事業所調査	116 票	85 票	73.3%
5 ケアマネジャー調査	150 票	119 票	79.3%

2 調査結果の概要 (高齢者実態調査 (日常生活圏域ニーズ調査))

(1) 家族構成

家族構成は、「夫婦2人暮らし (配偶者 65 歳以上)」が 44.2%、「息子・娘との2世帯」が 17.8%、「ひとり暮らし」が 14.5%などとなっています。このうち支援ニーズが比較的高い高齢者のみの世帯「夫婦2人暮らし (配偶者 65 歳以上)」と高齢者の独居世帯「ひとり暮らし」は、合わせて 58.7%となっています。

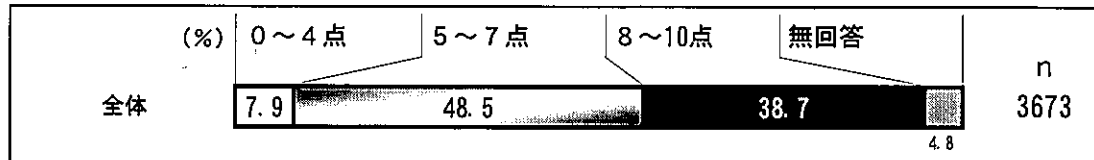
図表 家族構成



(2) 幸福度と健康

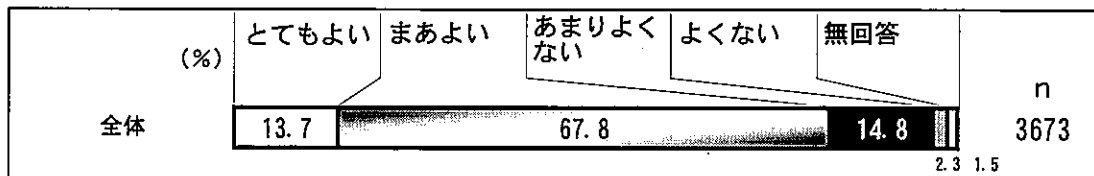
現在の幸せの程度についてたずねたところ、5点以上を回答した人の割合は87.2%となっています。

図表 現在の幸せの程度



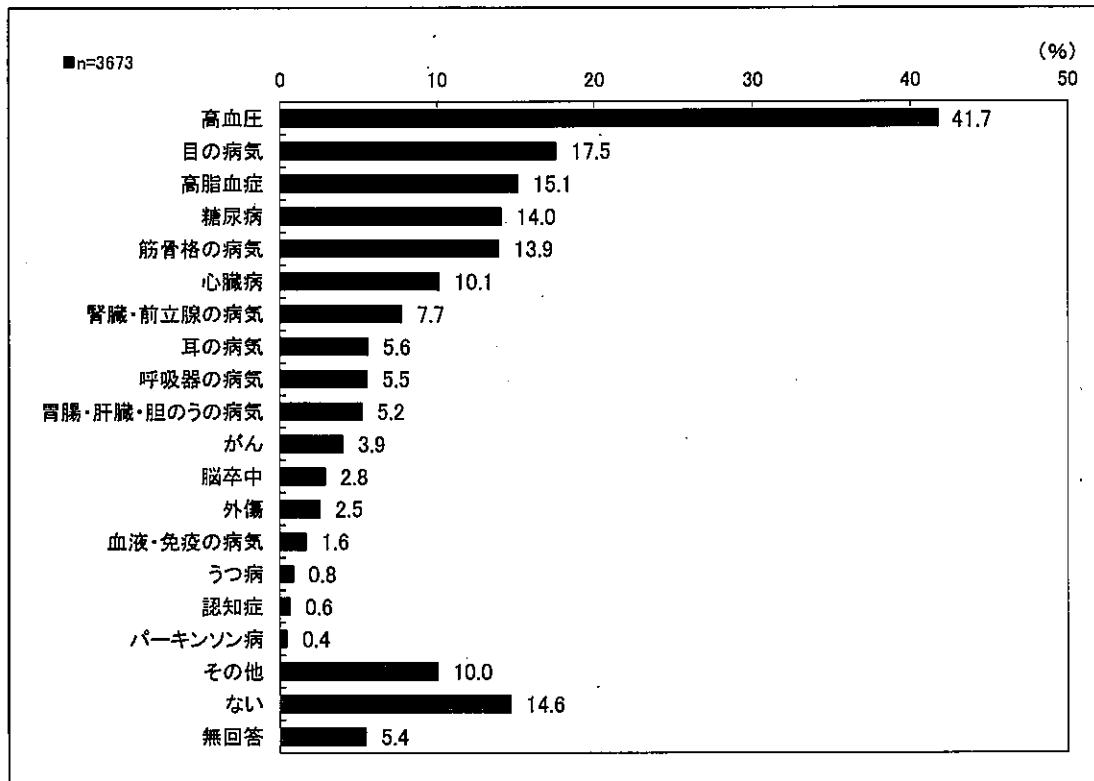
現在の健康状態についてたずねたところ、「とてもよい」(13.7%)と「まあよい」(67.8%)を合わせた“よい”が81.5%と、8割以上が自らの健康を実感していることがうかがえます。

図表 現在の健康状態



現在治療中または後遺症のある病気として「高血圧」(41.7%)が最も多く、「ない」は14.6%にとどまっていることから、要介護認定を受けない人であっても、多くの人が何らかの疾患を抱えた状況であることがうかがえます。

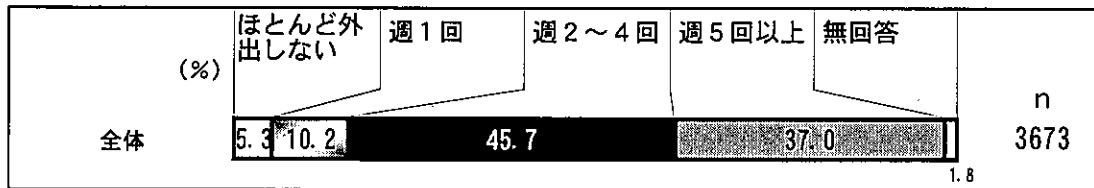
図表 現在治療中または後遺症のある病気



(3) 外出及び地域活動への参加

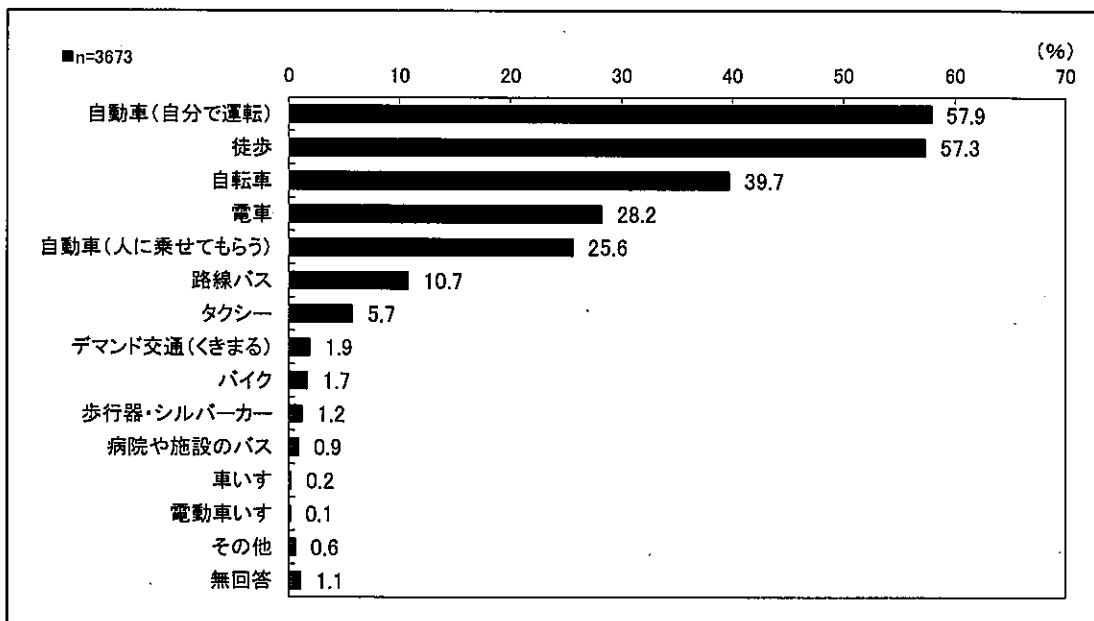
外出の頻度をたずねたところ、週1回以上外出する人は全体の92.9%となっています。一方、「ほとんど外出しない」は5.3%となっています。

図表 外出の頻度



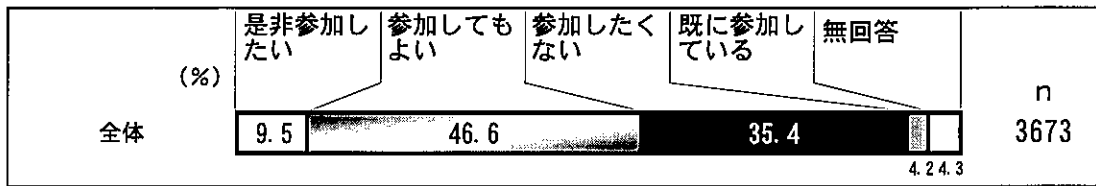
外出する際の移動手段については、「自動車(自分で運転)」(57.9%)と「徒歩」(57.3%)の2項目が他よりも高くなっています。

図表 外出する際の移動手段



地域活動に参加者として「是非参加したい」は9.5%、「参加してもよい」が46.6%となっており、現在参加していない人の半数以上が地域活動への参加に対してポジティブな印象を持っています。参加意欲があっても参加していない人が多いとも言えます。

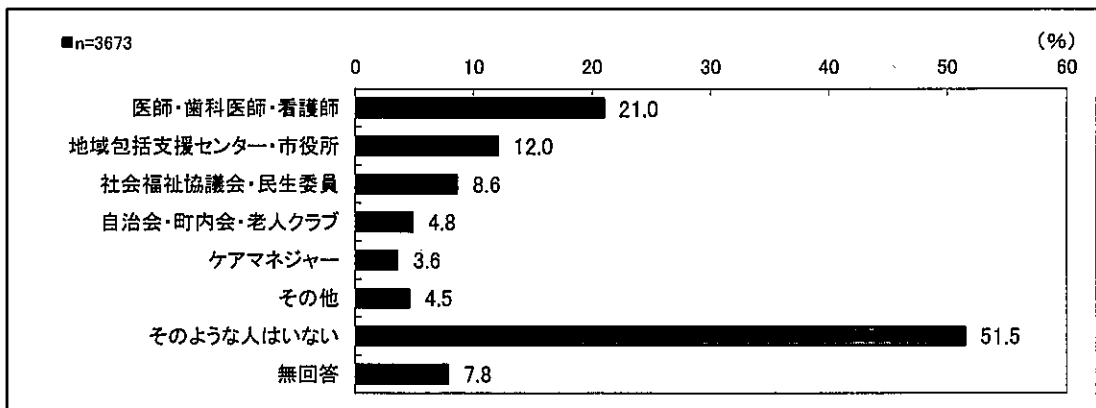
図表 地域活動への参加者としての参加意向



(4) 相談及び情報の入手

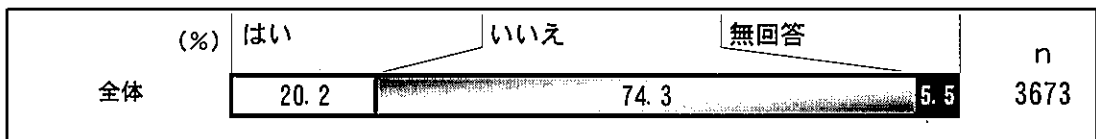
家族や友人、知人以外の相談相手として、「そのような人はいない」が51.5%を占めています。

図表 家族や友人、知人以外の相談相手



また、認知症に関する相談窓口を知っているかをたずねたところ、「はい」は20.2%、「いいえ」が74.3%となっています。

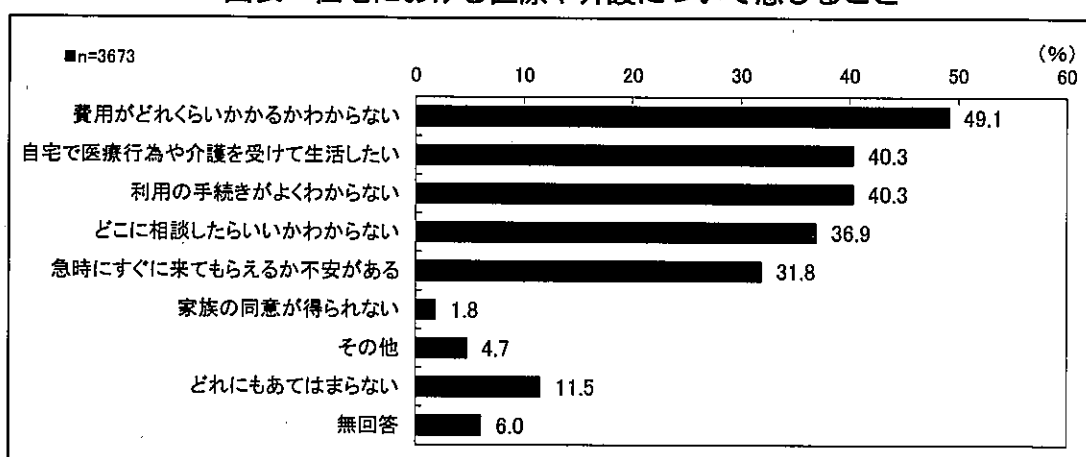
図表 認知症に関する相談窓口を知っているか



在宅における医療や介護について感じることをたずねたところ、「費用がどれくらいかかるかわからない」(49.1%)が最も多く、次いで「自宅で医療行為や介護を受けて生活したい」「利用の手続きがよくわからない」(同率 40.3%)などとなっています。

4割以上の方が在宅での生活を希望する一方で、介護費用や介護を受けるまでの手続きに不安を感じる人が多く、また、家族や友人、知人以外に相談相手がない人も多いことがうかがえます。

図表 在宅における医療や介護について感じること

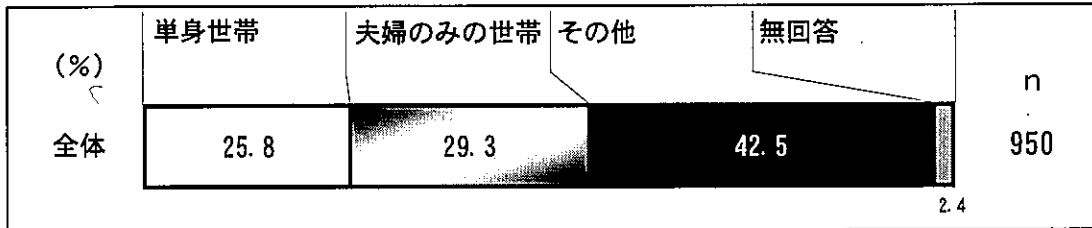


3 調査結果の概要（要介護認定者調査（在宅介護実態調査））

（1）世帯類型

世帯類型は、「夫婦のみ世帯」が29.3%、「単身世帯」が25.8%などとなっています。

図表 世帯類型



（2）主な介護者の状況

主な介護者については、「子」が49.5%、「配偶者」が34.6%などとなっています。

図表 主な介護者

カテゴリー名	% (n=677)
配偶者	34.6
子	49.5
子の配偶者	8.3
孫	0.4
兄弟・姉妹	1.9
その他	3.7
無回答	1.6
全体	100.0

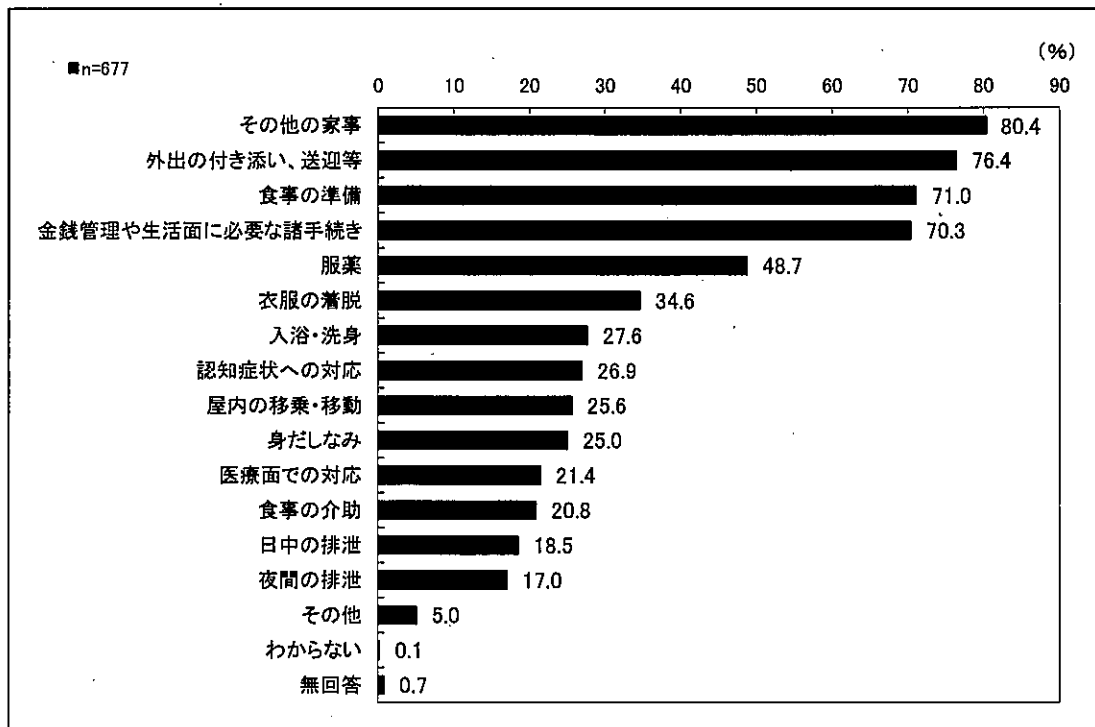
主な介護者の年齢については、「60代」が28.5%、「70代」が22.5%、「50代」が22.0%、「80歳以上」が19.2%などとなっています。長寿命化に伴って、老老介護となっているケースも多くなっていることがうかがえます。

図表 主な介護者の年齢

カテゴリー名	% (n=677)
17歳以下	0.0
18~19歳	0.0
20代	0.0
30代	1.0
40代	5.6
50代	22.0
60代	28.5
70代	22.5
80歳以上	19.2
わからない	0.6
無回答	0.6
全体	100.0

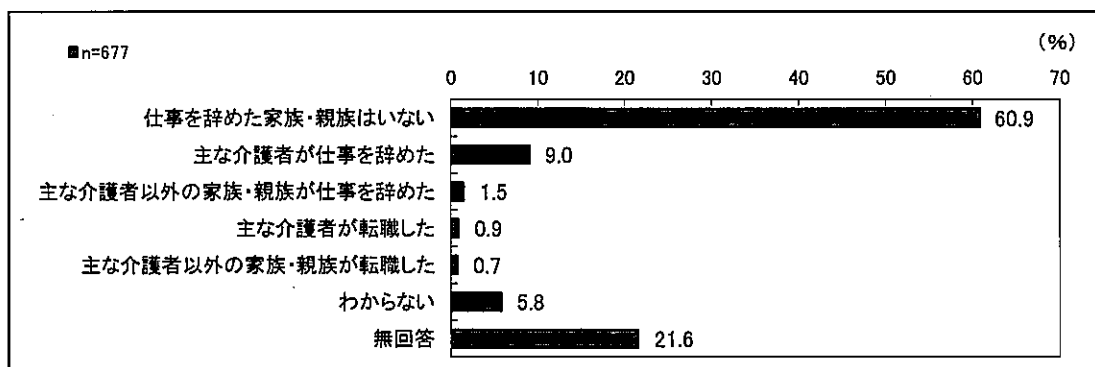
主な介護者が行っている介護については、「その他の家事」(80.4%)、「外出の付き添い、送迎等」(76.4%)、「食事の準備」(71.0%)、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」(70.3%)の4項目が他よりも高くなっています。

図表 主な介護者が行っている介護



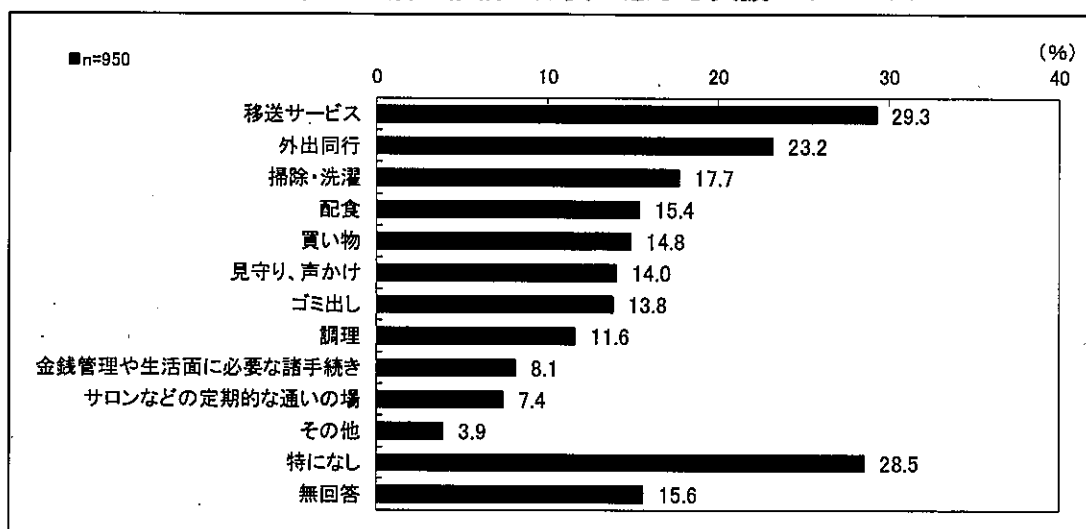
介護のための離職の有無については、「仕事を辞めた家族・親族はいない」が60.9%、「主な介護者が仕事を辞めた」は9.0%となっています。

図表 介護のための離職の有無



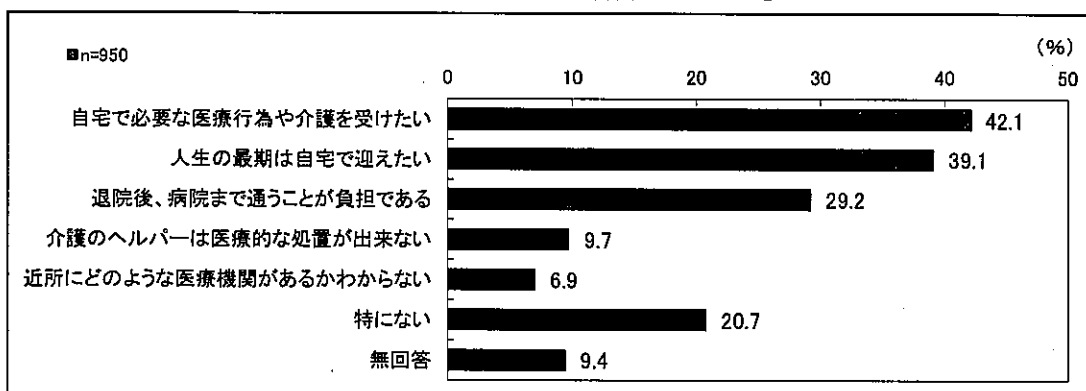
在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスについては、「移送サービス」(29.3%)が最も多く、次いで「外出同行」(23.2%)となっており、日常生活における移動・外出を支援するサービスのニーズが高いことがうかがえます。一方で、「特になし」は28.5%となっています。

図表 在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス



在宅における医療や介護について感じることにについては、「自宅で必要な医療行為や介護を受けたい」(42.1%)が最も多く、次いで「人生の最期は自宅で迎えたい」(39.1%)となっており、在宅医療・介護を希望する人が多いこと、また、自宅での最期を希望する人が多いことがうかがえます。

図表 在宅における医療や介護について感じることに



(3) 介護保険サービスの利用状況

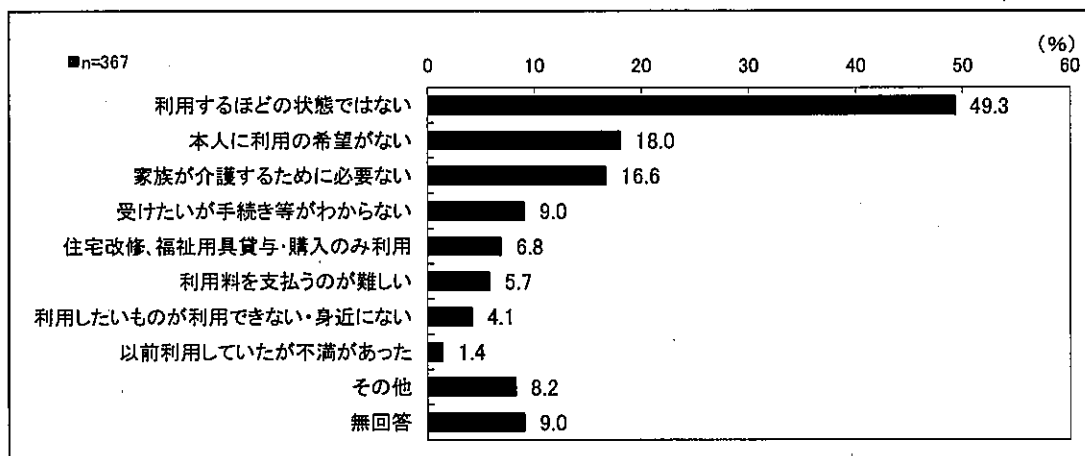
介護保険サービスを「利用している」人は57.2%、「利用していない」人は38.6%となっています。

図表 介護保険サービスの利用状況

全体 (%)	利用している	利用していない	無回答	n
	57.2	38.6	4.2	

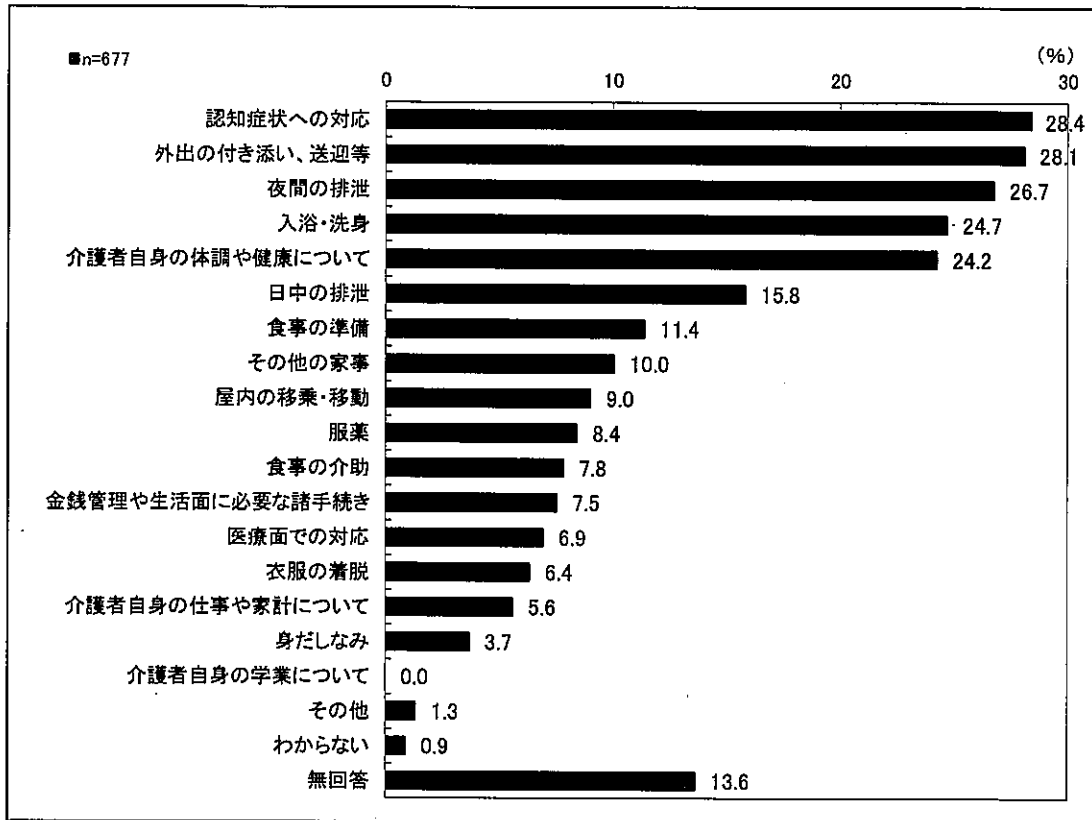
介護保険サービスを利用していない理由については、「利用するほどの状態ではない」(49.3%)が他よりも高くなっています。

図表 介護保険サービスを利用していない理由



主な介護者が不安に感じる介護については、「認知症状への対応」(28.4%)が最も多く、次いで「外出の付き添い、送迎等」(28.1%)、「夜間の排泄」(26.7%)などとなっています。

図表 主な介護者が不安に感じる介護



4 調査結果の概要（介護保険施設等入所者調査）

(1) 入所施設について

現在の入所施設は、「介護老人福祉施設」が52.3%、「介護老人保健施設」が17.9%、「介護付きの有料老人ホーム」が17.5%などとなっています。

図表 現在の入所施設

(%)	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	介護付きの有料老人ホーム	介護付きのケアハウス	その他	無回答	n
全体	52.3	17.9	1.4	17.5	2.9	6.1	1.8	554

申し込みから入所するまでの待機時間については、「3か月未満」が64.4%、「3か月以上6か月未満」が14.8%、「6か月以上1年未満」が13.2%などとなっています。介護老人福祉施設で待機時間が長い人の割合が多くなっています。

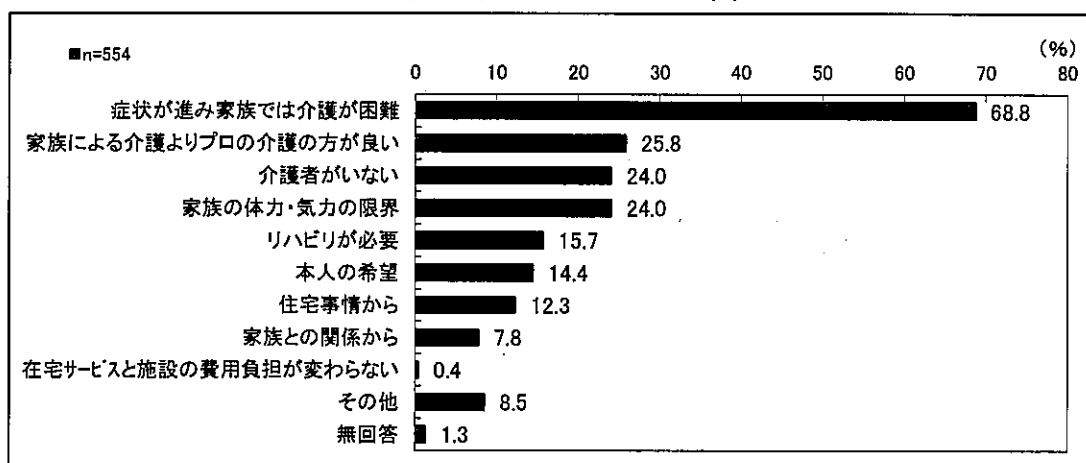
図表 申し込みから入所するまでの待機時間

	全体	3か月未満	3か月以上 6か月未満	6か月以上 1年未満	1年以上 2年未満	2年以上	わからない	無回答
全体 (n=554)	100.0	64.4	14.8	13.2	3.8	0.5	2.5	0.7
介護老人福祉施設 (n=290)	100.0	44.8	23.4	22.1	7.2	0.7	1.7	0.0
介護老人保健施設 (n=99)	100.0	84.8	8.1	4.0	0.0	0.0	3.0	0.0
介護療養型医療施設 (n=8)	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
介護付き有料老人ホーム (n=97)	100.0	87.6	6.2	3.1	0.0	0.0	3.1	0.0
介護付きケアハウス (n=16)	100.0	93.8	0.0	6.3	0.0	0.0	0.0	0.0
その他 (n=34)	100.0	88.2	0.0	2.9	0.0	2.9	2.9	2.9

(2) 施設を利用している理由

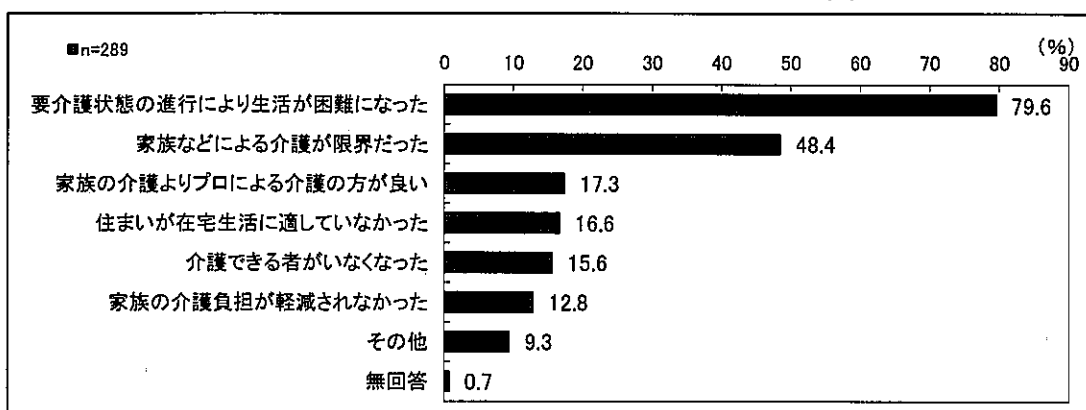
施設に入所した理由については、「症状が進み家族では介護が困難」(68.8%)が最も多く、次いで「家族による介護よりプロの介護の方が良い」(25.8%)などとなっています。

図表 施設に入所した理由



自宅での生活が継続できなかった理由については、「要介護状態の進行により生活が困難になった」(79.6%)が最も多く、次いで「家族などによる介護が限界だった」(48.4%)などとなっています。

図表 自宅での生活が継続できなかった理由

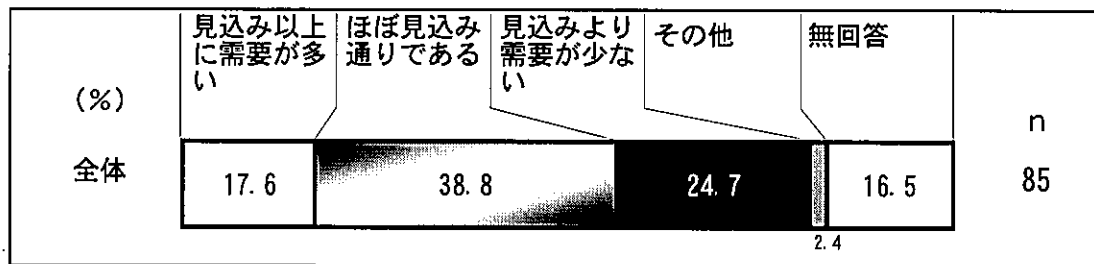


5 調査結果の概要（介護保険サービス提供事業所調査）

（1）サービスに対するニーズ

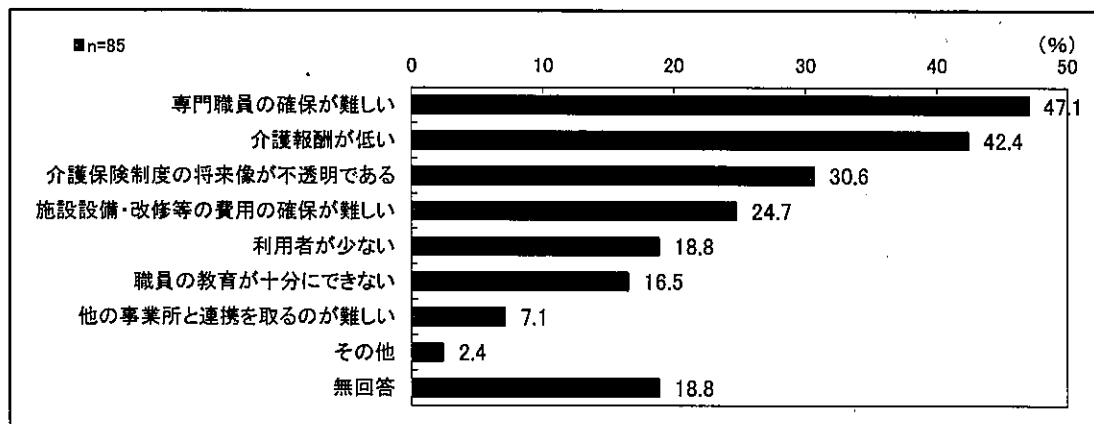
サービス開始当初の見込みと比較した現在の需要についてたずねたところ、「ほぼ見込み通りである」が38.8%、「見込みより需要が少ない」が24.7%、「見込み以上に需要が多い」が17.6%などとなっています。

図表 サービス開始当初の見込みと比較した現在の需要



また、事業展開上の課題として、「専門職員の確保が難しい」(47.1%)が最も多く、次いで「介護報酬が低い」(42.4%)、「介護保険制度の将来像が不透明である」(30.6%)などとなっています。

図表 事業展開上の課題



サービス利用者から不当な要求を受けたことが「ある」介護保険サービス提供事業所は24.7%となっています。

図表 サービス利用者から不当な要求を受けたことがあるか

(%)	ある	ない	無回答	n
全体	24.7	58.8	16.5	85

(2) 人材の確保

過去1年間の離職率については、「この1年間に離職者はいない」が32.9%、「10%未満」が24.7%、「10%以上20%未満」が11.8%などとなっています。

図表 過去1年間の離職率

(%)	この1年間に離職者はいない	10%未満	10%以上20%未満	20%以上30%未満	30%以上	わからない	無回答	n
全体	32.9	24.7	11.8	7.1	1.2	1.2	21.2	85

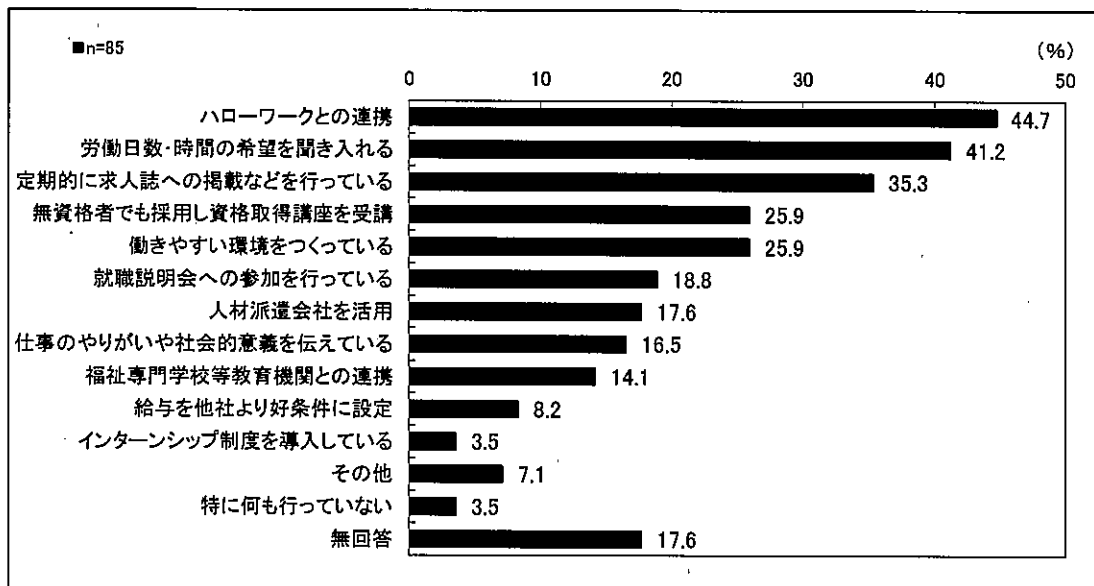
過去1年間の人材確保の状況については、「多少不足している」が28.2%、「不足している」が23.5%となっており、不足を感じる介護保険サービス提供事業所が半数以上を占めています。

図表 過去1年間の人材確保の状況

(%)	確保できている	おおむね確保できている	多少不足している	不足している	無回答	n
全体	11.8	16.5	28.2	23.5	20.0	85

人材確保のための取り組みとして、「ハローワークとの連携」(44.7%)が最も多く、「労働日数・時間の希望を聞き入れる」(41.2%)、「定期的に求人誌への掲載などを行っている」(35.3%)などとなっています。

図表 人材確保のための取り組み



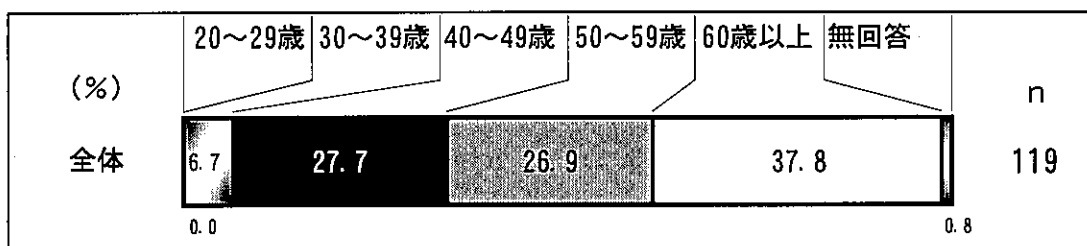
6 調査結果の概要（ケアマネジャー調査）

（1）年齢

年齢については、「60歳以上」が37.8%、「40～49歳」が27.7%、「50～59歳」が26.9%などとなっています。

前回調査では「40～49歳」が32.3%、「60歳以上」が31.5%、「50～59歳」が27.7%などとなっており、ケアマネジャー¹の高齢化が進んでいる可能性がうかがえます。

図表 年齢



現在担当している人数（平均）は、予防支援者数6.7人、介護支援者数24.1人となっています。

¹ P3. 参照。

(2) 介護保険サービスの充足状況

市内の介護保険サービスの充足状況についてたずねたところ、「やや不足している」と「不足している」の割合が比較的高いサービスは②訪問介護（90.8%）、⑤訪問リハビリテーション・⑧通所リハビリテーション（同率72.3%）、⑫夜間対応型訪問介護（72.2%）、⑬定期巡回・随時対応型訪問介護看護（70.6%）となっています。

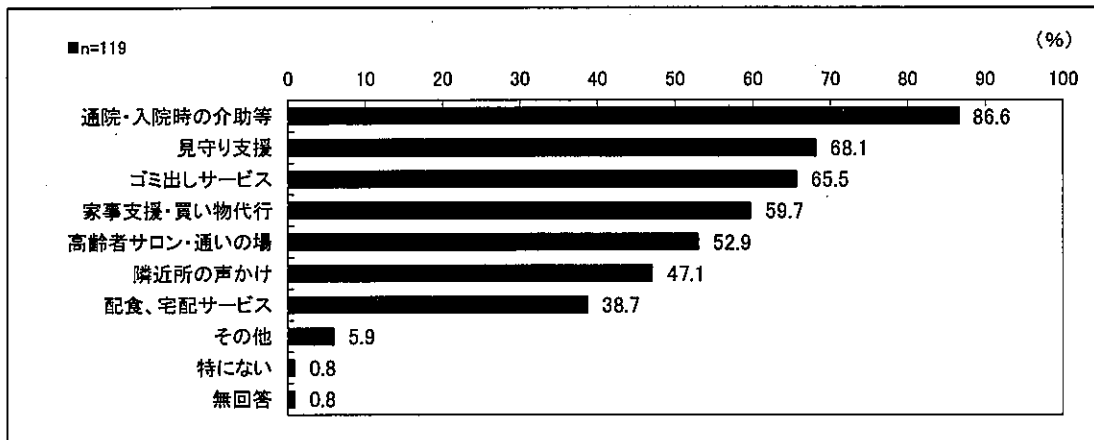
図表 充足状況

	全体	充足している	やや不足している	不足している	わからない	無回答
① 居宅介護支援 (n=119)	100.0	25.2	37.0	27.7	7.6	2.5
② 訪問介護 (n=119)	100.0	6.7	30.3	60.5	0.8	1.7
③ 訪問入浴介護 (n=119)	100.0	36.1	31.1	14.3	15.1	3.4
④ 訪問看護 (n=119)	100.0	46.2	36.1	12.6	2.5	2.5
⑤ 訪問リハビリテーション (n=119)	100.0	21.0	37.8	34.5	5.0	1.7
⑥ 居宅療養管理指導 (n=119)	100.0	50.4	19.3	6.7	20.2	3.4
⑦ 通所介護 (n=119)	100.0	61.3	28.6	5.0	0.8	4.2
⑧ 通所リハビリテーション (n=119)	100.0	22.7	49.6	22.7	3.4	1.7
⑨ 短期入所生活介護 (n=119)	100.0	28.6	45.4	21.0	0.8	4.2
⑩ 短期入所療養介護 (n=119)	100.0	10.9	37.8	31.1	16.8	3.4
⑪ 住宅改修 (n=119)	100.0	81.5	8.4	0.8	4.2	5.0
⑫ 福祉用具貸与 (n=119)	100.0	84.9	10.1	0.0	2.5	2.5
⑬ 福祉用具購入 (n=119)	100.0	84.0	9.2	0.8	2.5	3.4
⑭ 特定施設入所者生活介護 (n=119)	100.0	31.9	28.6	5.9	28.6	5.0
⑮ 介護老人福祉施設 (n=119)	100.0	38.7	38.7	13.4	3.4	5.9
⑯ 介護老人保健施設 (n=119)	100.0	26.9	46.2	18.5	5.0	3.4
⑰ 介護療養型医療施設 (n=119)	100.0	5.0	23.5	36.1	31.9	3.4
⑱ 介護医療院 (n=119)	100.0	5.0	16.0	38.7	36.1	4.2
⑲ 認知症対応型共同生活介護 (n=119)	100.0	32.8	36.1	16.0	11.8	3.4
⑳ 認知症対応型通所介護 (n=119)	100.0	16.8	36.1	31.9	10.1	5.0
㉑ 小規模多機能型居宅介護 (n=119)	100.0	17.6	29.4	22.7	27.7	2.5
㉒ 夜間対応型訪問介護 (n=119)	100.0	9.2	23.5	48.7	15.1	3.4
㉓ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (n=119)	100.0	7.6	27.7	42.9	17.6	4.2
㉔ 複合型サービス	100.0	13.4	20.2	30.3	32.8	3.4
㉕ 地域密着型通所介護	100.0	41.2	33.6	13.4	9.2	2.5

(3) その他

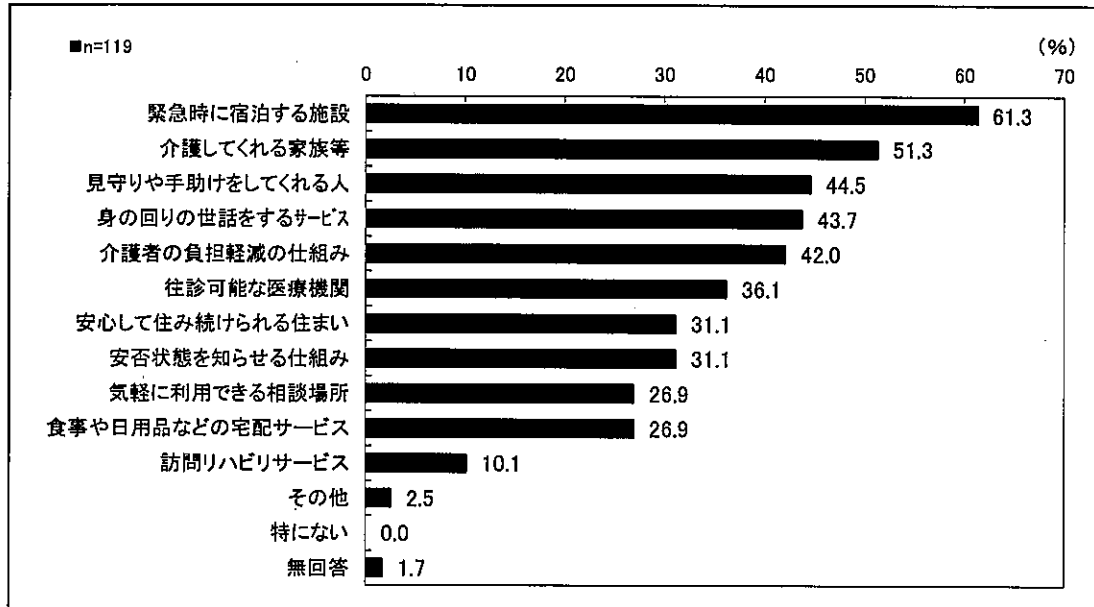
必要な介護保険以外のサービスについては、「通院・入院時の介助等」(86.6%)が最も多く、次いで「見守り支援」(68.1%)、「ゴミ出しサービス」(65.5%)などとなっています。

図表 必要な介護保険以外のサービス



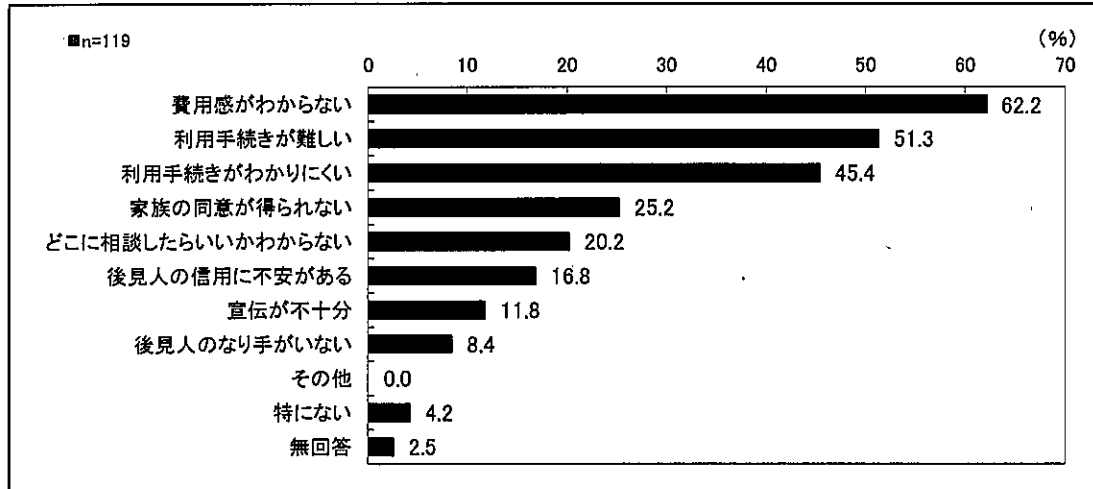
在宅生活を継続する上で重要なことについては、「緊急時に宿泊する施設」(61.3%)が最も多く、次いで「介護してくれる家族等」(51.3%)、「見守りや手助けをしてくれる人」(44.5%)などとなっています。

図表 在宅生活を継続する上で重要なこと



成年後見制度¹が利用しにくい点については、「費用感がわからない」(62.2%)が最も多く、次いで「利用手続きが難しい」(51.3%)、「利用手続きがわかりにくい」(45.4%)などとなっています。

図表 成年後見制度が利用しにくい点



¹ 認知症、知的障がい、精神障がい等の理由で判断能力の不十分な人々を、財産分与や悪質な契約、商取引等から保護し、支援する制度のこと。

第3節 日常生活圏域別の特徴

アンケート結果等から、日常生活圏域ごとの特徴を以下のように整理しています。

1 久喜西地区・久喜東地区

令和5（2023）年4月1日時点で総人口66,623人と最も多い人口を抱える地区となっています。

地区のほぼ中央を東北縦貫自動車道（東北道）と首都圏中央連絡自動車道（圏央道）、県道3号線が縦断し、東北道と圏央道が交差する久喜白岡ジャンクション、東北道の久喜インターチェンジを擁する自動車交通の要所となっています。

また、東武伊勢崎線・JR宇都宮線久喜駅の周辺は古くから住宅市街地として整備が進んだ地域です。

アンケート結果を見ると、久喜西地区・久喜東地区ともに主な移動手段として「徒歩」を挙げる人が「自動車（自分で運転）」よりも多くなっています。

久喜西地区では在宅生活の継続に必要なサービスとして「外出同行」を挙げる人が市内で最も多くなっているほか、久喜東地区では介護者が行う介護として「外出の付き添い、送迎等」を挙げる人が市内で最も高い割合を占めています。移動に課題を感じる人が比較的多い地域であることがうかがえます。

久喜東地区では地域活動へ参加者として「参加してもよい」の割合が他の地区よりも高く、49.8%となっています。

図表 アンケート結果から見た特徴（久喜西地区）

<p>徒歩で移動する人の割合が高い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者実態調査では外出をする際の移動手段として「徒歩」を挙げる人が多く、59.0%となっている。 	<p>在宅生活の継続に必要なサービスとして外出同行を挙げる人が多い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 要介護認定者調査では、在宅生活の継続に必要なと感じる支援・サービスとして「外出同行」と回答した人が多く、29.8%となっている。
<p>成年後見制度について「以前から制度の内容を知っている」人の割合が高い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者実態調査では成年後見制度について「以前から制度の内容を知っている」の割合が他の地区よりも高く、32.2%となっている。 	<p>介護保険サービスを利用している人の割合が高い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 要介護認定者調査では介護保険サービスを「利用している」の割合が他の地区よりも高く、62.8%となっている。

図表 アンケート結果から見た特徴（久喜東地区）

<p>徒歩で移動する人の割合が高い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者実態調査では外出をする際の移動手段として「徒歩」を挙げる人が最も多く、66.3%となっている。 	<p>介護者が行う介護として「外出の付き添い、送迎等」を挙げる人が多い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 要介護認定者調査では介護者が行っている介護として「外出の付き添い、送迎等」が最も多く、75.9%となっている。
<p>訪問診療をしてくれる医師が「いる」人の割合がやや高い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者実態調査では訪問診療をしてくれる医師が「いる」の割合が他の地区よりもやや高く、10.9%となっている。 	<p>地域活動への参加者としての参加意向が他の地区よりもやや高い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者実態調査では地域活動への参加者として「参加してもよい」の割合が他の地区よりも高く、49.8%となっている。

2 菖蒲地区

市内では最も人口が少なく、令和5（2023）年4月1日時点で総人口18,472人となっています。

市の西部に位置し、地区南部に圏央道が伸び、圏央道白岡菖蒲インターチェンジ、菖蒲パーキングエリアを擁しています。国道122号バイパスが開通し、久喜菖蒲工業団地などの新たな商業流通拠点の整備が進んだことで、郊外における商業集積が進んでいます。市内で唯一鉄道駅がなく、自動車への依存度が高い地域となっており、アンケート結果でもこの傾向があることがうかがえます。

また、訪問診療の利用意向が高く、施設等への入所・入居を検討する人が多い地域となっています。

図表 アンケート結果から見た特徴

<p>訪問診療の利用ニーズが高い。</p> <ul style="list-style-type: none">● 要介護認定者調査では、訪問診療を「利用したい」の割合が他の地区よりも高く、44.9%となっている。	<p>自動車で移動する人の割合が高い。</p> <ul style="list-style-type: none">● 高齢者実態調査では外出をする際の移動手段として「自動車（自分で運転）」を挙げる人が最も多く、66.4%となっている。
<p>施設等への入所・入居を検討している人の割合が高い。</p> <ul style="list-style-type: none">● 要介護認定者調査では施設等への「入所・入居を検討している」の割合が他の地区よりも高く、24.4%となっている。	<p>趣味が「思いつかない」人の割合が高い。</p> <ul style="list-style-type: none">● 高齢者実態調査では趣味が「思いつかない」の割合が他の地区よりも高く、28.8%となっている。

3 栗橋地区

令和5（2023）年4月1日時点で総人口 27,223 人となっています。市の最北部に位置し、地区内には国道4号線、国道125号線、県道3号線、県道12号線等の主要道路が交差しています。旧来から市街地として形成されてきた栗橋駅周辺と、主にベッドタウンとしての役割を担う南栗橋駅周辺とで区分されます。

アンケート結果を見ると、菖蒲地区と同様、訪問診療の利用意向が高い地区となっています。主な交通手段として自動車を挙げる人が多い地区となっています。

図表 アンケート結果から見た特徴

<p>訪問診療の利用ニーズが高い。</p> <ul style="list-style-type: none">● 高齢者実態調査では訪問診療を「利用したい」の割合が他の地区よりも高く、46.9%となっている。	<p>自動車で移動する人の割合が高い。</p> <ul style="list-style-type: none">● 高齢者実態調査では外出をする際の移動手段として「自動車（自分で運転）」を挙げる人が多く、62.1%となっている。
<p>訪問診療をしてくれる医師がいない人の割合がやや高い。</p> <ul style="list-style-type: none">● 高齢者実態調査では訪問診療をしてくれる医師が「いない」の割合が久喜地区、鷲宮地区よりも高く、55.7%となっている。	<p>成年後見センターを「まったく知らない」人の割合が低い。</p> <ul style="list-style-type: none">● 高齢者実態調査では成年後見センターについて「まったく知らない」の割合が66.9%と他の地区と比較して最も低くなっている。

4 鷺宮地区

令和5（2023）年4月1日時点で総人口 38,422 人となっています。

関東で最古の歴史を有すると言われる鷺宮神社の鳥居前町として古くから栄え、JR 宇都宮線東鷺宮駅、東武伊勢崎線鷺宮駅を擁し、東鷺宮ニュータウンが開発されるなど、ベッドタウンとしての役割を担う地区です。

アンケート結果を見ると、「持家（集合住宅）」と回答した人の割合が他の地区よりも高く、20.5%となっています。

また、外出する際の移動手段として「徒歩」を挙げる人が「自動車（自分で運転）」よりも多く、62.0%となっています。

さらに、終活への関心がやや高い地区と見られ、終活を「考えたことがある」が72.7%と市内で最も高い割合を占めています。

図表 アンケート結果から見た特徴

<p>集合住宅に住む人の割合が高い。</p> <ul style="list-style-type: none">● 高齢者実態調査では住まいについて「持家（集合住宅）」の割合が他の地区よりも高く、20.5%となっている。	<p>徒歩で移動する人の割合が高い。</p> <ul style="list-style-type: none">● 高齢者実態調査では外出をする際の移動手段として「徒歩」を挙げる人が最も多く、62.0%となっている。
<p>趣味がある人の割合がやや高い。</p> <ul style="list-style-type: none">● 高齢者実態調査では「趣味あり」の割合が他の地区よりも高く、73.3%となっている。	<p>終活を考えたことがある人の割合が高い。</p> <ul style="list-style-type: none">● 高齢者実態調査では終活について「考えたことがある」の割合が他の地区よりも高く、72.7%となっている。

第4節 第8期計画期間における取り組み

第8期計画では、81項目の取り組み・事業を掲げ、高齢者福祉の充実を図ってきました。その達成状況としては、計画の目標を上回ったもの(◎)が●●項目、計画どおりに進んでいるもの(○)が●●項目、計画の目標を下回っているもの(×)が●●項目となっています¹。

図表 第8期計画の評価

調査種別	◎	○	×	合計
基本目標1 地域の包括支援体制を整える（地域共生社会を目指して）				
基本目標2 健康でいきいきとした暮らしを支える				
基本目標3 安心・安全のまち				
基本目標4 介護サービスが充実したまち				
合計				

調整中

基本目標1 地域の包括支援体制を整える（地域共生社会を目指して）

地域ケア会議²の定期的な開催を通じ、地域課題の抽出を図っています。

また、在宅医療・介護連携の推進では、切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制構築のため、関係者の研修会を開催することで、顔の見える関係づくりを進めたほか、入退院支援ルールを作成しました。今後必要な取り組みとして、入退院支援ルールの周知などがあります。高齢者が住み慣れた地域で最後まで生活することができるよう、取り組みの強化が求められています。

¹ 基本目標4 施策の方向性1「介護保険施設・サービスの充実」は、介護保険サービスの見込量を定めたものであるため、評価対象から除外している。

² P.3参照。

基本目標2 健康でいきいきとした暮らしを支える

この基本目標には、高齢者の生きがいづくりや生活支援などが含まれており、高齢者大学や高齢者のスポーツ・レクリエーション活動、彩愛クラブ（老人クラブ）などへの支援を通じて高齢者が身近な地域で参加できる活動の充実を図ります。

新型コロナウイルス感染症の拡大によって、多世代交流の機会が減少したり、施設の利用者数が減少したりするなどの状況が見られましたが、令和5（2023）年5月から新型コロナウイルス感染症が感染症法における5類に移行したことにより、今後は、中止が続いていた地域活動・イベントの再開に向けた取り組みが重要となっています。

また、徘徊高齢者・障がい者探索システム事業や徘徊高齢者・障がい者見守りオレンジシール交付事業などは、利用実績が見込みを下回っています。

全国的に認知症高齢者が増加すると見込まれており、こうしたサービスの重要性はますます高まると考えられます。

サービスの周知を図り、サービスを必要とする高齢者の利用につなげていく必要があります。

基本目標3 安心・安全のまち

この基本目標には、高齢者の権利擁護¹や災害対策、バリアフリー²のまちづくりなどが含まれており、すべての項目が目標を上回る又は計画どおりに進んでいます。

高齢者の増加に合わせて、日常生活に様々な不安を抱える人が多くなると考えられます。

特に、認知症高齢者の増加に伴い、成年後見制度³など権利擁護の重要性が高まると見られ、厚生労働省でも尊厳のあるその人らしい生活を継続できる体制の整

¹ 障がいがあるなどにより自分で判断する能力が不十分な人の権利が侵害されないように保護すること。

² 高齢者・障がい者等が生活していく上で障壁となるものを除去すること。

³ P.35 参照。

備に努めることなどを基本的な考えに据えた、「第二期成年後見制度利用促進基本計画」を令和4(2022)年3月に策定しています。

本市では、令和5(2023)年3月に「久喜市成年後見制度利用促進基本計画」を「久喜市地域福祉計画」と一体的に策定しています。

また、特に自立度が低下しやすい75歳以上の高齢者の増加は今後も続くと見込まれることから、移動手段の確保は今後も大きな課題の一つと言えます。

現在も、市内循環バスやデマンド交通¹(くきまる)、くきふれあいタクシー(補助タク)²を運行するほか、自動車運転免許証の自主返納者に対し、市内公共交通機関の回数券等を交付するなど、様々な移動支援を行っています。

基本目標4 介護サービスが充実したまち

概ね計画どおり、あるいは計画を上回る状況となっています。

地域や民生委員をはじめとした各関係機関との連携により、介護予防などの支援が必要な高齢者の把握に努めるとともに、適切な支援やサービスにつなげていきます。

一方で、住民が主体となった介護予防(はつらつ運動教室の開催やはつらつリーダーの養成など)は計画の目標を下回っています。

また、介護予防ボランティアの受け入れ事業所の確保、認知症サポーター³の養成などに課題を残しています。

¹ 利用登録をした人が、電話等の予約により、自宅等から目的地、目的地から自宅等まで、乗り合いにより移動する運行形態の輸送サービスのこと。

² 公共交通の補完・充実を図り、75歳以上の高齢者や障がい者等交通弱者の移動手段の確保と日常生活の利便性の向上のため、市がタクシー運賃の一部を助成する制度のこと。

³ 認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする人。

第5節 第9期計画における課題

高齢者、要介護者数等の推移動向、今後の施策二一ズ、第8期計画の実施状況、介護保険制度の改正等を踏まえ、第9期計画の課題を次のとおり整理します。

(1) 認知症の予防と共生のための取り組みの推進

認知症の人は後期高齢者人口の増加に伴って、全国的に増加が続くと見込まれています。令和7（2025）年にすべての団塊の世代¹が75歳以上となることで、後期高齢者人口及び認知症高齢者の増加が長期的に続くと見込まれるため、認知症になっても安心して暮らし続けられる環境づくりが不可欠です。

高齢者実態調査の結果を見ると、認知症に関する相談窓口を知らない人の割合が74.3%となっており、認知症に対する市民の備えは十分とは言えない状況にあると考えられます。一方で、要介護認定者調査でも、介護者が不安に感じる介護として「認知症状への対応」が第1位となっており、認知症への備えを強化することは、在宅での生活を継続するためにも重要な取り組みとなっています。

これまでも、記憶力チェック体験やオレンジカフェの開催等を通じて認知症の早期発見・早期対応に努めるとともに、認知症サポーター²養成講座や認知症高齢者声掛け模擬訓練の実施、徘徊高齢者・障がい者探索システム事業の推進により、認知症の人を地域で見守る体制の構築を図ってきました。

今後も、厚生労働省が掲げる「認知症施策推進大綱」を踏まえつつ、認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していく必要があります。

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の成立（令和5（2023）年6月）を契機に、国全体で認知症施策が推進されていくと見込まれることから、国や県の動向を把握しつつ、必要な施策を展開していくことが重要です。

¹ P.1 参照。

² P.43 参照。

(2) 在宅医療・介護の希望をかなえるサービスの充実

高齢者実態調査、要介護認定者調査のいずれでも、自宅で医療や介護を受けたい人の割合が4割以上を占めています。在宅での生活を希望する人は多く、様々なニーズに柔軟に対応できる複合型サービス等の整備を含む、地域包括ケアシステム¹の推進・深化は今後も重要な取り組みの1つと言えます。

また、ケアマネジャー²を対象とする調査では、訪問介護や訪問リハビリテーションなどの訪問サービス、夜間対応型訪問介護や定期巡回・随時対応型訪問介護看護などの地域密着型サービスに不足を感じる回答者が多く、介護保険サービスの質的・量的確保が求められます。

また、他市町村に所在する地域密着型サービスを利用する際には市町村間の協議・合意のもと、利用可能となることから他市町村や介護保険サービス提供事業所等との連携をさらに深め、市民が住み慣れた地域での暮らしを可能な限り続けられる体制の強化を図っていく必要があります。

本市ではこれまで、高齢者の生活支援のための事業として家族介護用品支給事業や配食サービス事業、訪問理容サービスなど在宅生活を支えるための事業を数多く展開してきたほか、介護保険制度に基づき各福祉サービスの確保を図ってきました。

さらに、地域包括支援センター³を中心とする、市民に身近な地域における支援ネットワークを構築するとともに、在宅医療・介護連携推進会議や関係者研修会の開催、ケアパスシートや入退院支援ルールの作成などを行っています。

できる限り住み慣れた地域での生活を継続できるよう、在宅医療・介護連携推進事業を進めていくことが求められます。

¹ P.1 参照。

² P.3 参照。

³ 高齢者が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続できるよう、高齢者の様々な相談や権利擁護等を行う機関のこと。本市は、5圏域に設置 (P.55 参照)。

(3) 高齢者による社会参加の機会の確保

核家族化が進行し、多様で便利なサービスが提供される現代においては、地域との結び付きが浅い傾向にあるほか、日常的に家族や地域の人との交流がなくても生活が成り立つようになってきています。退職などを契機として人間関係が希薄化する高齢者は少なくなく、生活課題があっても周囲にサポートを依頼しにくい・依頼されにくい状態となっています。

このような中、高齢者実態調査でも、参加者として地域活動に「是非参加したい」あるいは「参加してもよい」と回答した人はそれぞれ9.5%、46.6%を占めているなど、半数以上の高齢者が地域活動への参加意向があっても参加できていないことがうかがえる結果となっていることから、生活支援体制整備事業¹等を活用し、市民が身近な地域で参加できる交流活動等をより推進していく必要があります。

本市ではこれまで、高齢者大学の開催や高齢者スポーツ・レクリエーション活動、彩愛クラブ（老人クラブ）等を通じて、高齢者の生きがいづくりや社会参加を支援してきました。

また、県やハローワーク等と連携して、高齢者の就労に関する情報提供等を行うなど、高齢者がその知識や経験を生かしつつ、活躍できる場につなげていくことで、地域全体の活性化に寄与するとともに、高齢者自身にとって健やかな心身をつくることになると考えられます。

(4) 介護人材の確保及び介護現場の生産性向上

介護サービス事業所調査の結果、過去1年間の人材確保の状況を見ると、「多少不足している」、「不足している」と回答した事業所が合計51.7%と半数を超えています。

今後も高齢者人口の増加とともに、要介護認定者が増加する見込みのため、地域包括ケアシステム²を支える介護人材の確保が急務となっています。

¹ 被保険者の地域における自立した日常生活の支援及び要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止に係る体制の整備その他のこれらを促進する事業。

² P.1 参照。

介護人材の確保及び介護現場の生産性向上に向けて、国や県の動向を注視しつつ、本市としても、取り組みを進めていく必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念

本計画では、第8期計画の考え方を継承しつつ、地域包括ケアシステム¹のさらなる深化・推進を図るため、「高齢者が いつまでも 住み慣れた地域で ^{けんこう}健幸で安心して 暮らせるまち」を基本理念とします。

「住み慣れた」	地域の人々とともに、高齢者がその人らしく暮らしていく地域づくりをイメージします。
^{けんこう} 「健幸」	高齢者が、健やかで幸せな生活を送ることができる地域づくりをイメージします。 また、令和2（2020）年3月の「久喜市『 ^{けんこう} 健幸・スポーツ都市』宣言」と整合性を図っています。
「安心」	高齢者が、安心して暮らしていけるよう、様々なサービスを受けられる体制づくりをイメージします。

図表 久喜市『^{けんこう}健幸・スポーツ都市』宣言

都市と自然が調和する永久^{とこ}に喜び暮らせるこのまちで、私たち久喜市民は、誰もが輝き、健やかで幸せな生活を送ることを願います。

この願いを実現するため、私たちは健康づくりへの意識をさらに高め、一人ひとりが自分に合った運動やスポーツに親しみます。

そして、スポーツによる豊かなコミュニケーションを通じて、世代を超えて人と人がつながり、いきいきと暮らせる『^{けんこう}健幸・スポーツ都市』を目指すことをここに宣言します。



- 適度な運動、適量でバランスの良い食事、規則正しい生活習慣を実践する『健康なまち』を目指します。
- 運動やスポーツを通じて、新たに挑戦する勇気と継続する強い意志を養う『常に発展するまち』を目指します。
- 運動やスポーツに親しみ、他人を敬う謙虚な姿勢と仲間を思いやる優しい心を育む『強い絆のまち』を目指します。
- とともに身体を動かして、『笑顔あふれる躍動するまち』を目指します。

令和2年3月8日

¹ P.1 参照。




第2節 基本目標




本計画の基本理念やこれまでの取り組み、市民のニーズ等を踏まえ、第9期計画における基本目標と施策の方向性を定めます。

<p>基本目標1 地域の包括支援体制を整える</p>  <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>  <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>1 地域ケア会議¹の推進</p> <p>地域ケア会議の開催を通じて、医療・介護の多様な職種、機関との連携協働による地域支援ネットワークの構築や地域課題解決のための検討につなげていく体制の整備を進めます。</p>
	<p>2 地域包括支援センター²の体制強化</p> <p>高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、医療・保健・福祉等の関係機関との連携を図りながら、包括的・継続的なマネジメントを行うとともに、高齢者や家族が抱える悩みや問題に対して総合的に支援するため、体制の強化を図ります。</p>
	<p>3 地域における支え合い活動の推進</p> <p>高齢者が身近な地域でいきいきと暮らせるよう、地域住民や高齢者自身の活動によって高齢者の生活を支え合える仕組みを推進します。</p>
	<p>4 在宅医療・介護連携の推進</p> <p>関係機関等と連携して、在宅医療の充実と医療・介護間の円滑な連携ができるよう、情報共有の支援、地域住民への普及啓発を実施します。</p>
	<p>5 認知症高齢者・家族等への支援と普及啓発</p> <p>「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の成立を踏まえ、国や県の動向に合わせた認知症施策の推進を図ります。認知症になっても地域で自分らしく暮らせる社会を目指し、認知症高齢者・家族のための相談・支援体制の強化や地域での見守り体制の構築、通いの場の拡充、社会への普及啓発に取り組みます。</p> <p>また、高齢者福祉部門と障がい者福祉部門との適切な連携による切れ目のない支援を行うとともに、若年性認知症への支援や社会参加支援のほか、教育等他の分野とも連携した取り組みを進めます。</p>

¹ P.3 参照。

² P.45 参照。

<p>基本目標2 健康でいきいきとした暮らしを支える</p> <p>2 高齢者をほかに </p> <p>3 すべての人に健康と福祉を </p> <p>16 平和と公正をすべての人に </p>	<p>1 生きがいづくりの推進と就労支援 高齢者のスポーツ・レクリエーション活動や学習活動・ボランティア活動などを進めるとともに、関係機関と連携し、就労意欲のある高齢者の就労支援に努めます。</p>
	<p>2 社会参加活動の支援 高齢者が活動的で生きがいに満ちた生活が送れるよう、彩愛クラブ（老人クラブ）や地域住民とのふれあい活動、市内の小・中学校の児童・生徒との世代間交流などを推進します。</p>
	<p>3 健康長寿のための健康づくりの推進 介護予防に関する知識の普及啓発や介護予防・日常生活支援総合事業を実施します。高齢期における健康づくりについて「第3次久喜市健康増進・食育推進計画 第2次久喜市自殺対策計画」等、関係施策との連携を図ります。</p>
	<p>4 高齢者福祉サービスの充実 ひとり暮らしの高齢者などの自立支援や要介護状態への進行を防ぐためのサービス又は在宅で寝たきりなどの要介護者の生活支援のためのサービスを充実します。</p>
	<p>5 高齢者の居住安定に係る施策との連携 地域で尊厳のある生活を実現するため、高齢者それぞれの状況にあった必要なサービスが提供されるよう、医療・介護の提供体制の整備について住宅や居住に係る施策との連携を図ります。</p>

<p>基本目標3 安心・安全で誰もが 住みやすいまちをつ くる</p> <div data-bbox="331 443 512 622"> <p>3 すべての人に 健康と福祉を</p>  </div> <div data-bbox="331 633 512 813"> <p>10 人や国の不平等 をなくそう</p>  </div> <div data-bbox="331 824 512 1003"> <p>16 平和と公正を すべての人に</p>  </div>	<p>1 高齢者の権利擁護¹・虐待防止</p> <p>高齢者虐待の防止及び養護者に対する支援を行うため、地域包括支援センター²を中心に相談・支援体制を強化するとともに、関係機関や介護サービス提供事業所等と連携し、高齢者虐待等の早期発見に努めます。</p> <p>また、関係機関と連携し、成年後見制度³の利用促進や防犯・消費者トラブル等の相談体制の充実を図ります。</p>
	<p>2 災害対策・単身高齢者等対策の推進</p> <p>災害の発生や感染症の流行に備え、高齢者など要援護者の被害が最小限となるよう、地域の関係機関等と連携して支援対策の充実を図ります。</p> <p>また、ひとり暮らしの高齢者などが地域で安心して生活できるよう、各種の高齢者福祉サービスや地域の見守り体制の充実を図ります。</p>
	<p>3 感染症に対する備え</p> <p>感染症発生時においても介護保険サービス提供事業所等がサービスを継続できるよう、関係機関と連携し、支援体制を整備します。</p>
	<p>4 高齢者にやさしいまちづくり</p> <p>バリアフリー⁴、ユニバーサルデザイン⁵に配慮した公共施設の整備等に努めます。</p> <p>また、各種公共交通の利便性向上について、関係機関と連携しながら、高齢者が外出しやすいまちづくりに努めます。</p>





¹ P. 42 参照。

² P. 45 参照。

³ P. 35 参照。

⁴ P. 42 参照。

⁵ あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

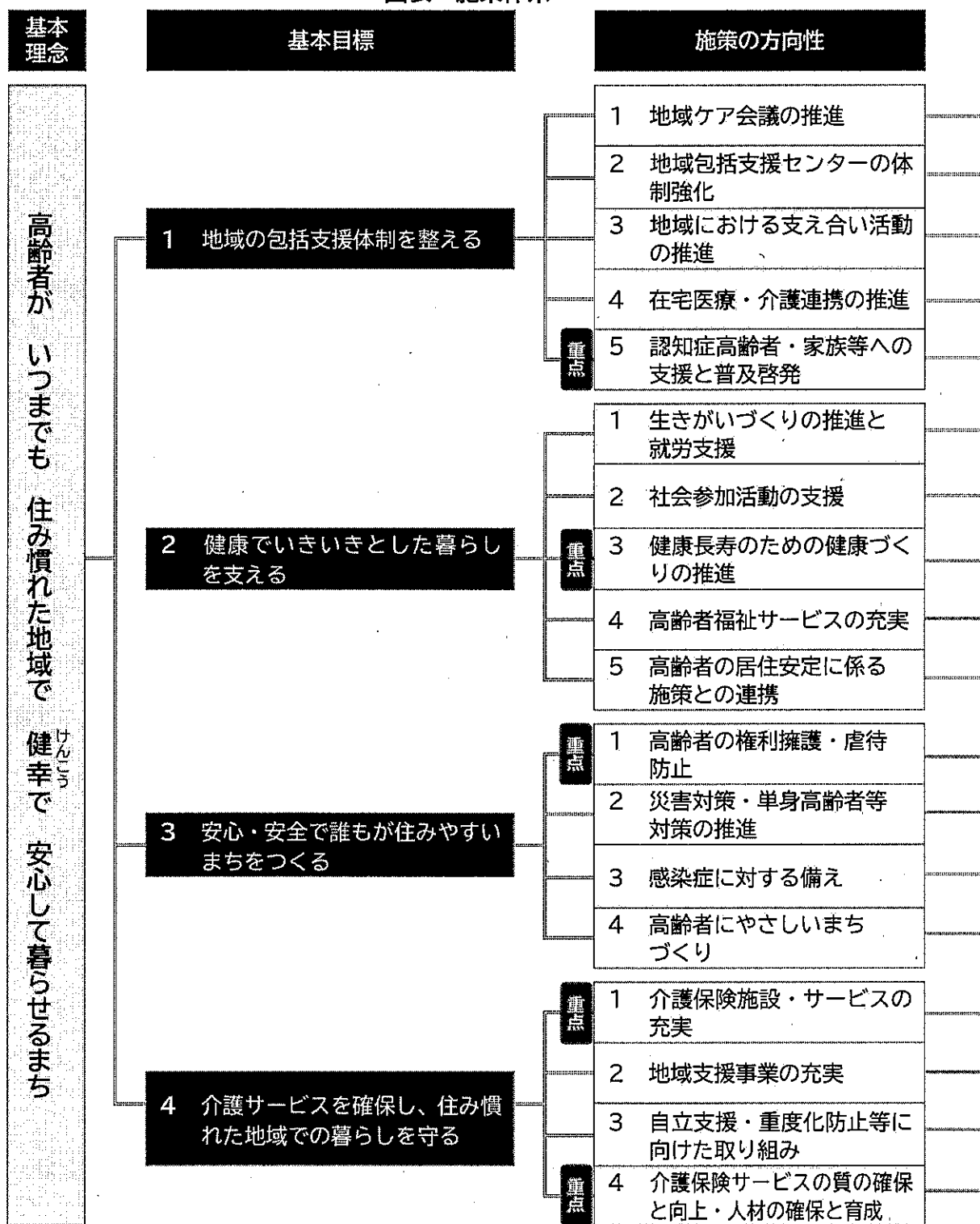
<p>基本目標4 介護サービスを確保し、住み慣れた地域での暮らしを守る</p> <div data-bbox="331 443 518 622"> <p>2 高齢者をゼロに</p>  </div> <div data-bbox="331 631 518 810"> <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>  </div> <div data-bbox="331 819 518 999"> <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>  </div> <div data-bbox="331 1008 518 1187"> <p>16 平和と公正をすべての人に</p>  </div>	<p>1 介護保険施設・サービスの充実 これまでの利用実績を踏まえ、需要に応じた介護保険施設等の整備目標を定め、介護保険サービスを提供します。</p> <p>2 地域支援事業¹の充実 地域で生活する高齢者が、要支援・要介護状態にならないように介護予防を推進し、要介護状態等になった場合においても、その軽減や悪化防止を図ります。 また、地域において自立した日常生活を営むことができるよう、本市が実施主体となり要介護者やその家族を支援する事業に取り組みます。</p> <p>3 自立支援・重度化防止等に向けた取り組み ケアマネジャー²や介護保険サービス提供事業所等による利用者への適切な介護予防ケアマネジメント³の提供や住民主体の介護予防事業を支援します。 また、高齢者が本人の状態に応じて必要なリハビリテーションが利用できるよう取り組みます。</p> <p>4 介護保険サービスの質の確保と向上・人材の確保と育成 質の高い介護保険サービスの提供及び適正な運営が図られるよう、介護保険サービス提供事業所等への指導監督を行います。 また、利用者への積極的な情報提供に努めます。 人材の確保については、少子高齢化の加速を見据え、介護職員の処遇改善、人材の確保・育成の支援等に取り組みます。</p>
---	---

¹ 被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する事業。

² P3. 参照。

³ 高齢者が要介護の状態になるのをできる限り防ぎ、介護が必要な状態になった場合でも、それ以上悪化しないように支援を行うサービスのこと。

図表 施策体系



主な取り組み

地域ケア会議の推進

地域包括支援センターの体制強化

地域における支え合い活動の推進

在宅医療・介護連携の推進

認知症高齢者・家族等への支援と普及啓発

(1) 高齢者大学の開設 (2) 高齢者スポーツ・レクリエーション活動の推進 (3) 高齢者の就労支援

(1) 彩愛クラブ(老人クラブ)への支援 (2) 地域住民とのふれあい活動・ボランティア活動 (3) 多世代間交流の推進

健康長寿のための健康づくりの推進

(1) 高齢者の生活支援のための事業 (2) 高齢者の安心のための事業 (3) 高齢者の生活を支える高齢者福祉施設等のサービス

高齢者の居住安定に係る施策との連携

(1) 高齢者虐待の防止 (2) 成年後見制度の利用促進 (3) 防犯・消費者保護などの対策 (4) 多様な相談体制の整備 (5) 苦情に対する対応

(1) 地震などの災害に備える対策 (2) 災害時要援護者支援の充実 (3) 単身・高齢者のみ世帯の安心を確保する対策

感染症に対する備え

(1) バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくりの推進 (2) 高齢者の外出を支える公共交通の維持・充実など

(1) 介護サービスの量の見込み (2) サービス基盤の整備目標

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業 (2) 包括的支援事業 (3) 任意事業

(1) 介護予防ケアマネジメント (2) 住民主体による介護予防事業の実施 (3) リハビリテーションサービス提供体制の構築

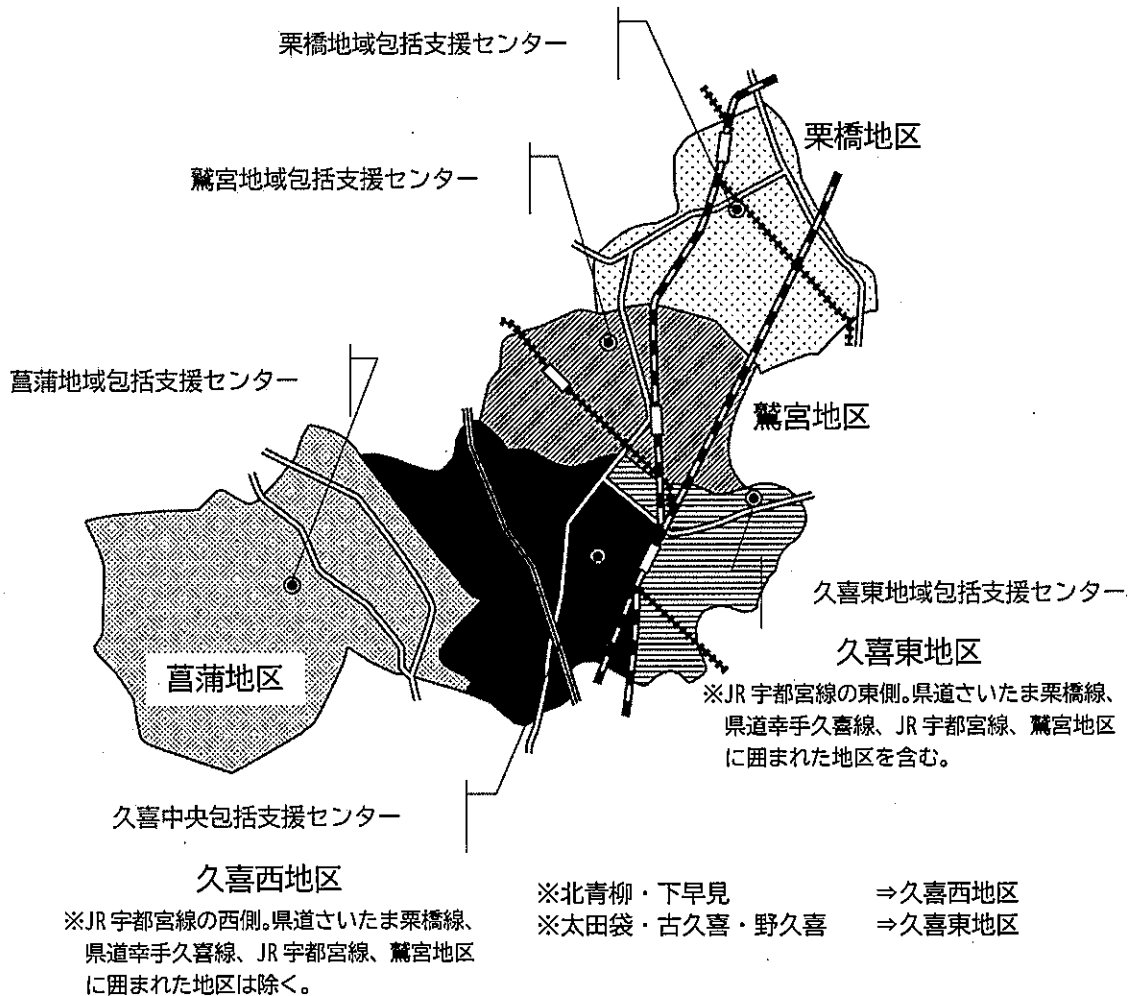
(1) 相談・支援体制の強化 (2) 人材確保の支援と業務の効率化 (3) 介護サービス情報の公表 (4) 介護サービス事業への適正な指導・監督 (5) 介護保険給付適正化の取り組み

第3節 日常生活圏域の設定

(1) 日常生活圏域の考え方

日常生活圏域とは、高齢者が地域において安心して日常生活を営むことができるようにするために、地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して定める圏域です。これは市町村が高齢者福祉施策や介護保険事業という公的サービスの提供を展開していく区域です。本市の日常生活圏域は、第8期計画と同様、久喜西地区、久喜東地区、菖蒲地区、栗橋地区、鷲宮地区の5圏域を設定し、地域のニーズに合った適切なサービスの提供に努めます。

図表 久喜市の日常生活圏域



(2) 地域包括支援センターの設置

本市では、地域包括支援センター¹を5圏域それぞれに設置しています。本計画期間においても、この5か所を高齢者が住み慣れた地域で安心した生活を送るために、その高齢者と家族等を支える拠点として位置付けます。

¹ P.45 参照。

第4章 施策の展開

第1節 （基本目標1）地域の包括支援体制を整える

1 地域ケア会議の推進（高齢者福祉課）

現在の取り組み

地域ケア会議¹は、地域包括ケアシステム²を推進する中心的な役割を果たします。この会議は、「個別課題の解決」、「地域包括支援ネットワークの構築」、「地域課題の発見」、「地域づくり・資源開発」、「政策の形成」といった機能を有します。

本市では、定期的に自立支援型の地域ケア会議を開催しており、地域包括支援センター³や居宅介護支援事業所が受け持つ個別事例に対し、専門職の意見を聞きながら自立に向けたケアマネジメント⁴が提供できるように支援し、関係者との情報共有や共通認識を図っています。

地域包括ケアシステムに必要な社会基盤の整備を進めるためにも、事例検討から共通した地域課題を把握し、地域づくり・政策形成などにつなげていくことが必要です。

今後の取り組み

引き続き、定期的な地域ケア会議の開催を通じて、地域課題を抽出すると共に、把握した地域課題を、地域づくりや政策形成等に結び付けるため、地域ケア推進会議⁵の開催など、本市と地域包括支援センターが連携し取り組んでいきます。

また、地域住民が共に支え合う地域づくりや高齢者の就労的活動による社会参加が求められているため、生活支援コーディネーター⁶等と連携し、高齢者のニーズと照らし合わせながら、効果的に事業を運営していきます。

¹ P.3 参照。

² P.1 参照。

³ P.45 参照。

⁴ 介護や支援を必要としている人に対して、本人の生活状況や心身状況を踏まえて希望に沿った生活を送れるよう、多様な介護サービスを組み合わせるプランを提供すること。

⁵ 地域包括ケアシステムを構築するために、保健、医療、福祉等の関係者が連携して地域の高齢者の支援に関する課題を検討・解決する会議。

⁶ 高齢者やその家族が暮らしやすい環境を実現するために、地域の人と支え合う仕組みを考え、課題解決の手伝いをする人。

2 地域包括支援センターの体制強化（高齢者福祉課）

現在の取り組み

地域包括支援センター¹は、高齢者が住み慣れた地域で安心した生活を送るために、その高齢者と家族等を支える拠点として、総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援²事業、介護予防ケアマネジメント³事業を行っています。

複雑化する相談への支援が増える中、地域包括支援センターは地域包括ケアシステム⁴の推進にあたり、中核的な機関としての業務も担っていることから、その役割はさらに重要となってきています。

今後の取り組み

地域包括支援センターが、その機能を適切に発揮できるよう、国が策定する評価指標を用いて地域包括支援センターごとの業務の状況を把握し、介護保険運営協議会において評価・点検を行うとともに、増加や多様化が予測される相談等に適切に対応していく観点からも、既存の社会資源との連携した地域の総合相談支援などの機能や必要な人員の確保など体制の強化を図ります。

なお、介護予防支援の見直し等についても、国からの指針に基づき検討します。

また、地域共生社会⁵の実現に向け、複合化・複雑化した課題を抱える個人や世帯に対する包括的な支援体制の取り組みや、令和2（2020）年3月に県が施行した「埼玉県ケアラー支援条例」による、ケアラー⁶支援への対応について、他の相談

¹ P. 45 参照。

² 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、ケアマネジャー、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携など、地域において、多職種相互の協働等により連携するとともに、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的ケアマネジメントを実現するため、地域における連携・協働の体制づくりや個々のケアマネジャーに対する支援等を行うもの。

³ P. 52 参照。

⁴ P. 1 参照。

⁵ 制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

⁶ 高齢、身体上、精神上の障がい又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を行っている人のこと。

機関との連携を図ります。

特に、ヤングケアラー¹への支援については、ケアラー²の意向を尊重した上で、適切な支援機関との連携や必要な支援を行うよう努めます。

¹ 本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話等を日常的に行っている18歳未満の者のこと。

² P.58 参照。

3 地域における支え合い活動の推進（高齢者福祉課・社会福祉協議会）

現在の取り組み

今後、高齢化が一層進む中で、高齢者が地域でいきいきと安心して暮らせるよう、地域の支え合い活動のさらなる推進が求められています。

本市では社会福祉協議会との協働により、地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定し、地域住民が地域福祉活動に主体的に関わる「新たな支え合い」の仕組みづくりを推進しています。

このほか、地区コミュニティ協議会の設立及び活動支援、介護予防ボランティアの育成、生活支援コーディネーター¹の配置を実施しています。

また、社会福祉協議会では「ふれあい・いきいきサロン」の設立及び活動支援、ボランティアセンター事業、コミュニティソーシャルワーカー²の配置、くき元気サービス等の事業を通じての住民参加や協働による福祉活動を実施しています。

今後の取り組み

高齢者やその家族が地域において安心して日常生活を営むことができるよう、生活支援コーディネーターや協議体を中心となり、サービス提供者と利用者が、「支える側」と「支えられる側」という画一的な関係性に陥ることのないよう高齢者の社会参加等を進め、世代を超えて地域住民が共に支え合う地域づくりを進めます。

また、意欲ある高齢者の就労的活動による社会参加を支援するため、地域包括支援センター³や地域の関係者（地縁組織、NPO法人⁴、介護保険サービス提供事業所等）が参加する協議体の必要な地区への設置を検討し、関係者間の情報交換や連携の強化を図り、地域の支え合いの輪を広げます。就労的活動支援コーディネータ

¹ 高齢者やその家族が暮らしやすい環境を実現するために、地域の人と支え合う仕組みを考え、課題解決の手伝いをする人。

² 地域住民から寄せられた相談などをきっかけに、個別に必要な支援につなげたり、地域のネットワークづくりなどに取り組む専門職。

³ P.45 参照。

⁴ Non-Profit Organization の略語。営利を目的としないで、福祉の増進や文化・芸術振興、環境保全等様々な課題に、市民が自主的、自発的なボランティア活動や社会貢献活動を行う団体のこと。

一等への支援のあり方についても検討します。

「地域における支え合い」は、地域住民と行政などが協働し、公的な体制による支援と、地域や個人が抱える生活課題を地域の関係者が自らのこととして解決していくことができるよう支援することにより、「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制を整備することが必要です。現在実施している生活支援コーディネーター¹による支援や介護予防ボランティアによる支援を充実させるとともに、社会福祉協議会等の関係機関と連携しながら、地域住民の活動を支援し、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる地域づくりを推進します。

¹ P.60 参照。

4 在宅医療・介護連携の推進（高齢者福祉課）

現在の取り組み

高齢者ができるだけ在宅で暮らし続けるためには、医療機関と介護保険サービスの提供事業所が連携して包括的・継続的な在宅医療・介護サービスを提供するための体制と、医療・介護関係者の情報共有体制を構築していくことが必要です。

本市では、医療・介護関係者による会議や研修会の開催を通し、顔の見える関係づくりを進めています。

また、在宅医療・介護の相談窓口業務を南埼玉郡市医師会に委託し、医療・介護等の専門職からの相談にも対応できる体制を整えています。南埼玉郡市医師会管内で統一した入退院支援ルールについても作成し、切れ目のない医療・介護サービスの提供に取り組んでいます。

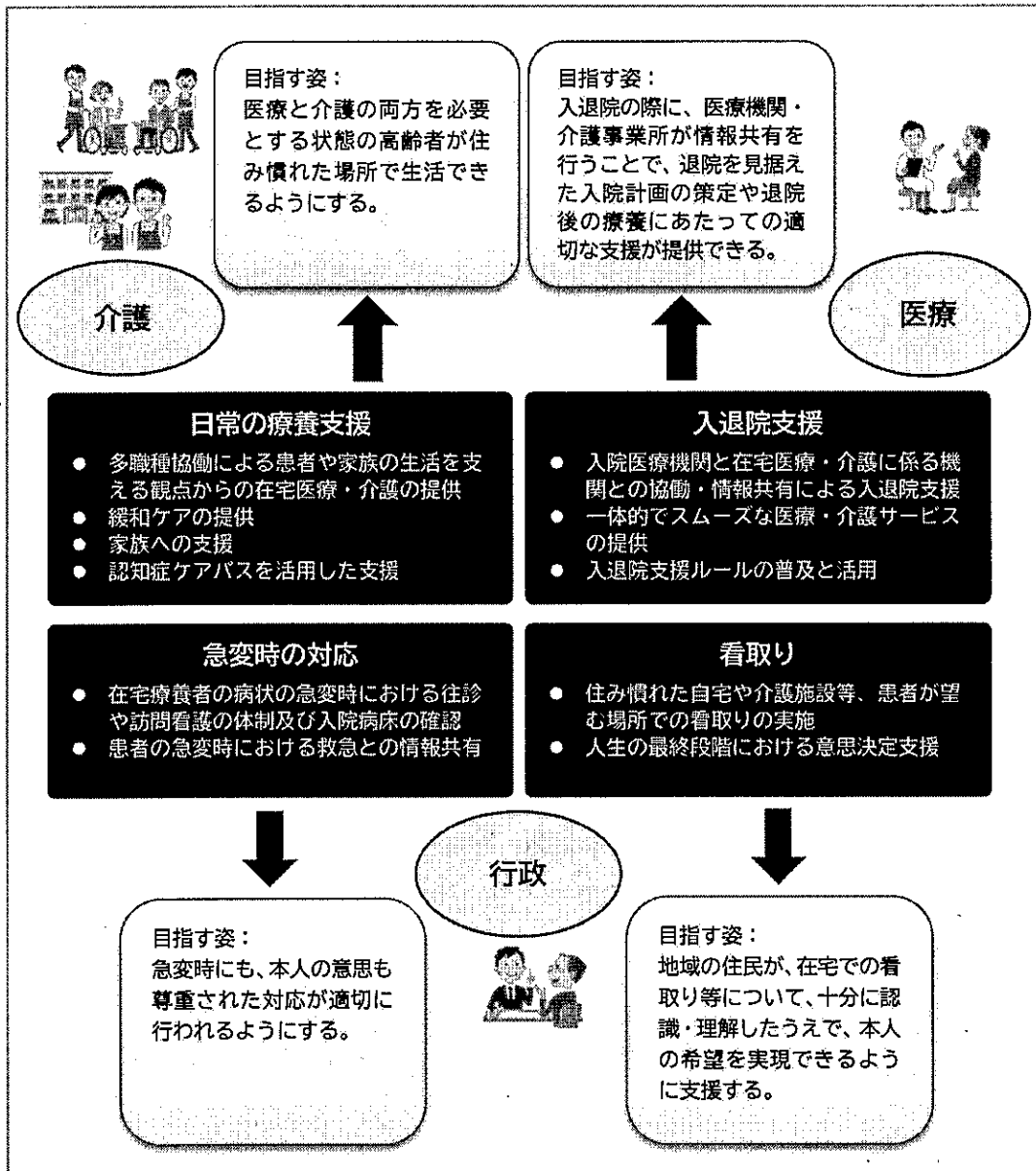
今後の取り組み

本市においても、切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築を図るとともに、在宅療養者の生活の場において、医療と介護の連携した対応が求められる場面（日常療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取り）におけるPDCAサイクル¹に沿った取り組みを進めます（図表）。

また、在宅医療・介護連携推進会議における在宅医療・介護関係者等のさらなる連携を図り、南埼玉郡市医師会に委託している、在宅医療・介護連携を支援するための相談窓口としての拠点（在宅医療サポートセンター）の充実に努めます。

¹ 「Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）」という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つ。

図表 在宅医療と介護連携イメージ（在宅医療の4場面別にみた連携の推進）



5 認知症高齢者・家族等への支援と普及啓発（高齢者福祉課・社会福祉協議会）

現在の取り組み

重点

厚生労働省は、「認知症施策推進大綱」（令和元（2019）年6月）において、「認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせるよう、認知症の人や家族の視点を重視しながら、『共生』と『予防』を両輪として施策を推進」することを基本的な考え方と定め、認知症の人への支援を行っています。

また、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が令和5（2023）年6月に成立し、共生社会の実現の推進を目的に、認知症施策を国と地方が一体となって講じていくこととされています。

本市では、認知症の高齢者等やその家族を支援する事業として、「徘徊高齢者・障がい者探索システム事業」や「徘徊高齢者・障がい者見守りオレンジシール交付事業」、認知症が疑われる人やその家族の相談に対応する「もの忘れ相談」、認知症に対する理解を深め、認知症のある人やその家族を温かく見守る認知症サポーター¹の養成など、様々な認知症施策を展開しています。

今後の取り組み

引き続き、国等の動向を踏まえつつ、認知症の人が尊厳を保持し、希望を持って暮らせるまちづくりを進めます。国や県の計画を考慮して、認知症の人や家族等の意見も聴取しながら「認知症施策推進計画」を策定します。

¹ P.43 参照。

第2節 (基本目標2) 健康でいきいきとした暮らしを支える

1 生きがいづくりの推進と就労支援

(1) 高齢者大学の開設(生涯学習課)

現在の取り組み

学習及び各種学校行事を実施したほか、自主的なクラブ活動を奨励しています。高齢者大学入学者が減少傾向にあることが課題の一つとなっています。

今後の取り組み

実際の生活に即した教養の向上を図り、趣味活動や社会参加により生きがいを高めることを目的に、60歳以上の市民を対象とした4年制の高齢者大学を引き続き開設します。

高齢者大学の入学者数は年々減少傾向にあることから、様々な媒体の活用を通じて、対象となる市民への周知を図り、入学者数の増加を図ります。

図表 成果指標

指標	単位	現状値(令和5年度)	目標値(令和8年度)
高齢者大学入学者数	人	52	58

(2) 高齢者スポーツ・レクリエーション活動の推進(スポーツ振興課)

現在の取り組み

高齢者が参加しやすいスポーツ・レクリエーションイベントとして、くき健康ウォークやフレイル予防イベントを開催しています。

今後の取り組み

高齢者が参加しやすいスポーツ・レクリエーションイベントや講座を開催し、各

種団体活動の周知を図るとともに、高齢者の生活が活気に満ちて充実したものとなるよう、高齢者のスポーツ・レクリエーション活動を引き続き支援します。

また、多様化するニーズに対応したスポーツ教室等の開催、関係部署等と連携した事業の開催方法について検討します。

(3) 高齢者の就労支援（久喜ブランド推進課）

現在の取り組み

県等の関係機関から送付される各種講座等のパンフレットを配架したほか、就職を希望する高齢者向けに県との共催による合同企業面接会を開催しています。

シルバー人材センターは、就労を希望する高齢者に対し、臨時的かつ短期的又はその他の軽易な業務による就業機会や情報提供を行っています。

今後の取り組み

引き続き、県やハローワークなどの関係機関と連携を図りつつ、介護助手¹などを含めた高齢者の就労に関する多様な情報提供を行います。

また、久喜市シルバー人材センターの安定的な運営のために補助金を交付し、高齢者の就業機会の確保等につなげます。

¹ 介護福祉士などのほかの介護職員が専門性の高い業務に専念できるよう、業務の一部をサポートする職種。

2 社会参加活動の支援

(1) 彩愛クラブ（老人クラブ）への支援（社会福祉課）

現在の取り組み

高齢者が、健康づくりや地域社会における仲間づくり、ボランティアなどの活動を行う場として、グラウンドゴルフ大会やワナゲ大会を彩愛クラブ連合会が中心となって開催しています。放課後に小学生と活動して同世代以外との交流を図る人や自治会活動に参加している人もおり、地域との関わり方は多岐にわたります。

今後の取り組み

広報くきやホームページ等により、高齢者の知識と経験を活かした様々な地域活動や社会活動の様子を発信し、彩愛クラブ（老人クラブ）の活動を支援します。

また、久喜市彩愛クラブ連合会及び各クラブへ補助金を交付することでより積極的な活動を促し、高齢者の地域活動や社会活動のさらなる充実を図ります。

(2) 地域住民とのふれあい活動・ボランティア活動（高齢者福祉課・社会福祉協議会）

現在の取り組み

地域の通いの場を探している高齢者に対し、いきいきデイサービス事業や社会福祉協議会のふれあい・いきいきサロンを案内するなど、高齢者が地域の住民と触れ合う機会を確保するとともに、支援の担い手として活躍できる機会づくりを推進しています。

また、介護予防ボランティアポイント事業¹を実施し、社会参加活動を通じた介護予防に取り組んでいます。

今後の取り組み

家に閉じこもりがちで要介護状態になるおそれのある高齢者を対象に、「いきい

¹介護予防ボランティアに登録した高齢者が、久喜市が指定した介護保険サービス提供事業所等で、ボランティア活動を行うことで、手帳にスタンプを押印してもらい、貯まったスタンプの数に応じたポイントを商工会が発行する商品券に交換することができる仕組み。

きデイサービス事業」を実施し、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上を図ります。

高齢者が、趣味、レクリエーション、社会活動等を通して、地域住民とふれあえるよう、地域コミュニティ活動を支援するとともに、地域交流活動に関する情報提供を行います。

高齢者の社会参加を支援するため、介護予防ボランティアポイント事業¹を行うとともに、有償ボランティア活動の活用に向けた検討を行います。

さらに、社会福祉協議会と連携しつつ、高齢者をはじめとする住民相互の交流促進を目的として「ふれあい・いきいきサロン」の新規開設や活動の支援を行います。

¹ P.67 参照。

(3) 多世代間交流の推進（指導課）

現在の取り組み

市内小・中学校において、高齢者との交流活動を実施しています。第8期計画期間は新型コロナウイルス感染症の拡大により、小中学生による施設等への訪問ができなかったため、オンラインでの開催等も検討していく必要があります。

今後の取り組み

市内の小・中学校で、子どもたちと高齢者との交流を図るため、特別養護老人ホームをはじめとする介護施設等への訪問やボランティア活動、施設行事等への参加、また、運動会や音楽会など学校行事への招待など多世代間交流を行います。

多世代間交流によって、高齢者に対する尊敬といたわりの心が子どもたちに養われ、高齢者にとっては子どもたちへの知識や技術の伝承が生きがいづくりにつながる、子どもたちが将来的に介護職を選択する契機となるなどの効果が期待されることから、今後も各学校と介護施設等の交流活動などを通じて、高齢者と子どもたちが接点を持つ機会を確保します。

3 健康長寿のための健康づくりの推進（高齢者福祉課・国民健康保険課・介護保険課・健康医療課・中央保健センター） **重点**

現在の取り組み

高齢化が急速に進展する中、高齢者の自立支援や居宅生活の継続という観点から、住み慣れた住まいや地域で健康で自立した生活を送ることができるように支援することが求められています。

糖尿病や脳血管疾患等の生活習慣病により健康状態を維持できなくなることが、要介護状態となる大きな要因と考えられます。このことから高齢者保健分野では、「第2次久喜市健康増進・食育推進計画」等においてさまざまな施策を展開しています。

第8期計画期間においては、地域住民が主体的に取り組んでいる活動等について、生活支援コーディネーター¹により情報収集を行い、収集した情報は地域ケア会議²等で紹介したほか、冊子や市ホームページに掲載しました。

今後の取り組み

引き続き高齢者の健康づくりに関する各種事業を「第3次久喜市健康増進・食育推進計画 第2次久喜市自殺対策計画」に位置づけて実施するなど、関係施策と連携を図ります。

地域の住民が主体的に取り組んでいる健康づくりの活動について、生活支援コーディネーターなどが継続的に情報収集を行い、支援を必要とする地域の高齢者に収集した情報を提供することで高齢者の健康づくりを支援します。

また、保健事業と介護予防の一体的な取り組みについて、関係課と連携して実施します。

県の事業「健康長寿サポーター養成講習」の実施に向けて検討します。

¹ P.60 参照。

² P.3 参照。

4 高齢者福祉サービスの充実

(1) 高齢者の生活支援のための事業

ア 配食サービス事業（高齢者福祉課）

現在の取り組み

65 歳以上の単身又は 65 歳以上の人のみで構成される世帯で日常的に調理が困難な人、もしくは身体障害者手帳 1 級から 3 級又は療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人に、栄養バランスの取れた食事を配達し、安否の確認を行っています。

今後の取り組み

サービスを必要とする人が利用できるように、民生委員やケアマネジャー¹などと連携して事業の周知を図ります。

図表 配食サービス事業の実績と見込み ※令和 5 年度は推計

サービス名		単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
配食サービス事業	見込	延利用者数 (人)	54,700	55,800	56,900	73,100	77,700	82,400
	実績		59,595	65,638	68,400	—	—	—

イ 家族介護用品支給事業（高齢者福祉課）

現在の取り組み

要介護者を介護する家族の精神的・経済的負担の軽減を図るため、「市民税非課税世帯に属し、要介護 3・4・5 と認定され、在宅において家族の介護を受けている高齢者」に対して、介護用品の支給事業を行っています。

月額 6,300 円を限度に介護用品（紙おむつ、尿取りパッド、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプー、シーツ）を現物で支給しています。

今後の取り組み

事業の利用を必要とする人が利用できるよう、介護保険のパンフレットへの掲

¹ P.3 参照。

載やホームページ等での周知を行います。

また、地域包括支援センター¹やケアマネジャー²とも連携して周知に努めます。

図表 家族介護用品支給事業の見込量 ※令和5年度は推計

サービス名	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	家族介護用品支給事業	見込	延利用者数 (人)	1,100	1,140	1,190	1,100	1,140
実績		1,116		1,100	1,080	-	-	-

ウ 寝具乾燥消毒等サービス事業（高齢者福祉課）

現在の取り組み

高齢者の介護をする家族の負担を軽減するため、在宅で寝たきりの状態又はそれに準ずる状態にあり、寝具類の衛生管理が困難な高齢者等を対象に、乾燥消毒（月1回）、水洗い（年2回）を行うサービスを実施しています。

今後の取り組み

家族介護者に情報が行き渡るよう、病院やケアマネジャーと連携して周知に努めます。

図表 寝具乾燥消毒等サービス事業の実績と見込み ※令和5年度は推計

サービス名	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	寝具乾燥消毒等サービス事業	見込	年度末登録者数 (人)	17	21	25	9	11
実績		7		8	7	-	-	-

エ 訪問理容サービス事業（高齢者福祉課）

現在の取り組み

高齢者を介護する家族の負担を軽減するため、在宅で寝たきりの状態又はそれに準ずる状態にあり、理容店に出向くことが困難な高齢者などを対象に、理容師が出張して自宅で調髪等を行うサービスを実施しています。

¹ P.45 参照。

² P.3 参照。

今後の取り組み

病院や理容組合加盟店、高齢者施設等に事業を案内するパンフレットを配架し、広く周知を図ります。

図表 訪問理容サービス事業の実績と見込み

サービス名		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
			見込	65	70	75	80	85
訪問理容サービス事業	実績	年度末登録者数(人)	80	83	75	-	-	-

オ ふれあい収集 ()

現在の取り組み

ごみ集積所までごみを出すことが困難な人に対し、自宅前までごみの収集にうかがう事業を実施しています。

今後の取り組み

本事業を必要とする人が利用できるよう、地域包括支援センター¹やケアマネジャー²とも連携して周知を行います。

カ いきいきデイサービス事業 (高齢者福祉課)

現在の取り組み

家に閉じこもりがちで要介護状態になるおそれのある高齢者に対し、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上を図るため健康チェック、健康体操、給食、趣味活動等のサービスを提供する「いきいきデイサービス事業」を実施しています。

今後の取り組み

利用者が介護予防に対する理解を深められるよう、身体状況に合わせたサービスメニューを提供できるよう努めます。

¹ P.45 参照。

² P.3 参照。

また、利用者の身体状況等の変化を考慮しつつ、必要と判断される場合に介護保険サービスへの移行を支援します。

図表 いきいきデイサービス実施会場

圏域	実施会場
久喜西圏域（5会場）	中央保健センター・本町小学校・ケアハウス和みの里・除堀集会所・清久コミュニティセンター
久喜東圏域（5会場）	ふれあいセンター久喜・太田小学校・青毛小学校・久喜東コミュニティセンター・久喜パークタウン北団地自治会集会所
菖蒲圏域（5会場）	労働会館（あやめ会館）・森下コミュニティセンター・彩嘉園・しょうぶの里・ゆとり野デイサービスセンター
栗橋圏域（3会場）	栗橋文化会館（イリス）・健康福祉センター（くりむ）・栗橋コミュニティセンター（くぶる）
鷲宮圏域（6会場）	東鷲宮ニュータウン駅前通り住宅管理組合集会所・わし宮団地集会所・鷲宮中央コミュニティセンター・鷲宮福祉センター・デイサービスセンター恒寿苑・鷲宮東コミュニティセンター

図表 いきいきデイサービス事業の実績と見込み ※令和5年度は推計

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		見込	24	24	24	24	24
いきいきデイサービス事業	実績	24	24	24	-	-	-
	見込	390	400	400	330	360	390
	実績	297	274	300	-	-	-

キ 偕楽荘ショートステイ事業（高齢者福祉課）

現在の取り組み

家族の病気や冠婚葬祭等の理由により、養護を受けられない高齢者が、偕楽荘に短期間宿泊し、自立した生活を継続できるよう支援しています。

今後の取り組み

ショートステイを利用することで、家族の負担軽減を図るとともに、高齢者が安

心して在宅生活を続けられるよう、地域包括支援センター¹と連携して事業の周知を図ります。

図表 借楽荘ショートステイ事業の実績と見込み ※令和5年度は推計

サービス名		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
借楽荘ショートステイ事業	見込	年度末登録者数 (人)	6	6	6	4	4	4
	実績		0	0	2	-	-	-
	見込	延利用日数 (日)	110	110	110	72	72	72
	実績		17	0	36	-	-	-

¹ P.45 参照。

(2) 高齢者の安心のための事業

ア 高齢者日常生活用具購入費助成事業（高齢者福祉課）

現在の取り組み

心身機能の低下により、防火等に対する配慮が必要な在宅の単身高齢者（生活保護世帯・市民税非課税世帯）を対象に、電磁調理器、火災警報器、自動消火器の購入費の一部を助成しています。

今後の取り組み

在宅生活を望む高齢者が安心して暮らせるように、関係各課と協力しながら事業の周知を図ります。

図表 高齢者日常生活用具購入費助成事業の実績と見込み ※令和5年度は推計

サービス名		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
高齢者日常生活用具 購入費助成事業	見込	電磁調理器 助成件数 (件)	2	2	2	2	2	2
	実績		1	1	0	-	-	-
	見込	火災警報器 助成件数 (件)	1	1	1	1	1	1
	実績		0	0	0	-	-	-
	見込	自動消火器 助成件数 (件)	1	1	1	1	1	1
	実績		0	0	0	-	-	-

イ 「日常生活自立支援事業」(あんしんサポートねっと) 利用料助成事業 (高齢者福祉課・社会福祉協議会)

現在の取り組み

「日常生活自立支援事業」(あんしんサポートねっと) は、判断能力の不十分な高齢者宅等を社会福祉協議会の生活支援員が定期的に訪問して、福祉サービスの利用に関する情報提供・助言・手続きの援助や日常生活に必要な金銭管理、書類等預かりサービスなどを実施するものです。本サービス利用料の一部を市で助成しています。

今後の取り組み

高齢化の進展により、利用を必要とする人の増加が見込まれることから、社会福祉協議会と連携してあんしんサポートねっとによる支援が必要と思われる人へ事業の周知を図ります。

図表 「日常生活自立支援事業」(あんしんサポートねっと) 利用料助成事業

の実績と見込み ※令和5年度は推計

サービス名		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
「日常生活自立支援事業」(あんしんサポートねっと)利用料助成事業	見込	年間利用者数(人)	17	19	21	13	14	15
	実績		14	13	12	—	—	—

ウ.徘徊高齢者・障がい者探索システム事業（高齢者福祉課）

現在の取り組み

認知症などにより外出した際に家に帰ることができず、行方不明となるおそれのある高齢者等の生活上の安全を確保し、そのような高齢者を在宅で介護している家族の負担を軽減するため、現在地が特定できる携帯用端末機を貸与しています。

高齢者等の行方がわからなくなった場合、家族から情報センターへ探索が依頼されると、現在の位置情報を情報センターのオペレーターが案内します。

家族の要請を受けると緊急対処員が急行し、一時保護しています。

今後の取り組み

警察署や地域包括支援センター¹と連携しながら、行方不明となるおそれのある高齢者等の家族等にチラシを配布するとともに、出前講座などの機会に周知を図ります。

さらに、携帯用端末機を持ち歩いてもらうための工夫や方法を利用者の家族へ提供します。

図表 徘徊高齢者・障がい者探索システム事業の実績と見込み

※令和5年度は推計

サービス名		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
徘徊高齢者・障がい者探索システム事業	見込	年間 実利用者数 (人)	10	11	12	11	12	13
	実績		10	8	10	-	-	-

¹ P.45 参照。

工 徘徊高齢者・障がい者見守りオレンジシール交付事業（高齢者福祉課）

現在の取り組み

認知症などにより行方不明となるおそれのある高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、登録番号が印刷されたオレンジ色のシールを交付しています。

シールは靴や携行品に貼ることで、高齢者等の行方がわからなくなり保護された場合、登録番号から速やかに身元を確認することができます。

また、利用者の情報は、久喜警察署・幸手警察署と共有されるようになっており、保護された際に早期に家族等への連絡が可能です。

今後の取り組み

サービスを必要とする人が事業を利用できるよう、民生委員や警察、地域包括支援センター¹と連携して周知を図ります。

図表 徘徊高齢者・障がい者見守りオレンジシール交付事業の実績と見込み

※令和5年度は推計

サービス名		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
徘徊高齢者・障がい者見守りオレンジシール交付事業	見込	新規登録者数 (人)	20	20	20	30	30	30
	実績		15	13	27	-	-	-

¹ P.45 参照。

(3) 高齢者の生活を支える高齢者福祉施設等のサービス

ア 高齢者福祉センター事業（高齢者福祉課）

現在の取り組み

60歳以上の市民の健康づくりや趣味活動、憩いの場として、民間の温泉施設の一部を活用した高齢者福祉センター「いきいき温泉久喜」を社会福祉法人への委託により運営しています。

今後の取り組み

多くの高齢者に介護予防に資する通いの場として利用されるよう事業のさらなる周知を図ります。

図表 高齢者福祉センター事業の実績と見込み ※令和5年度は推計

サービス名		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
高齢者福祉センター事業	見込	延利用者数 (人)	23,300	23,300	23,300	15,500	17,000	20,000
	実績		7,021	7,694	8,500	-	-	-

イ 老人福祉センター事業（高齢者福祉課）

現在の取り組み

老人福祉センターは、高齢者の健康保持と増進・教養の向上を図るとともに、懇談やレクリエーションなどを通じて、高齢者による仲間づくり、生きがいづくりを支援する施設です。

高齢者の憩いの場として親しまれており、趣味活動や各種イベントが開かれるなど、高齢者の地域活動の中核施設となっています。

今後の取り組み

利用者の固定化や趣味の多様化により、年間利用者数が減少傾向にあることから、新規利用者を増やす取り組みとして、高齢者が所属する彩愛クラブ（老人クラブ）等を通じて施設の利用について周知します。

図表 老人福祉センター事業の実績と見込み ※令和5年度は推計

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
老人福祉センター事業	見込	20,000	20,020	20,040	16,000	16,000	16,000
	実績	12,929	14,289	15,603	-	-	-
	見込	21,410	21,430	21,450	14,000	14,000	14,000
	実績	6,740	11,304	13,300	-	-	-

ウ 彩嘉園事業（高齢者福祉課）

現在の取り組み

彩嘉園は、要支援・要介護になるおそれのある高齢者などの機能向上を図り、自立した生活を支援する介護予防の拠点としての機能を有しています。

今後の取り組み

対象となる高齢者の利用につなげられるよう地域包括支援センター¹と連携して事業周知を図ります。

また、彩嘉園で実施している、運動器や口腔機能等の向上を目的とした介護予防体操や認知症、閉じこもり予防等の事業の周知に努め、利用促進を図ります。

図表 彩嘉園事業の実績と見込み ※令和5年度は推計

サービス名		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
			見込	1,820	1,830	1,840	1,030	1,000
彩嘉園事業	見込	延利用者数	1,820	1,830	1,840	1,030	1,000	1,000
	実績	(人)	522	1,025	1,140	—	—	—

エ 養護老人ホーム（高齢者福祉課）

現在の取り組み

養護老人ホームは、環境的及び経済的理由等により在宅での生活が困難な高齢者を養護する施設です。本市には、偕楽荘（定員50人）があり、主に65歳以上の高齢者を受け入れ、指定管理者により運営しています。

今後の取り組み

在宅生活が難しい高齢者に対し、地域包括支援センター等と連携して、養護老人ホームにおいて自立した生活ができるよう支援します。

¹ P.45 参照。

図表 養護老人ホームの実績と見込み ※令和5年度は推計

サービス名		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
養護老人ホーム	見込	施設数 (箇所)	1	1	1	1	1	1
	実績		1	1	1	-	-	-
	見込	市内施設 定員 (人)	50	50	50	50	50	50
	実績		50	50	50	-	-	-
	見込	年度末 利用者数 (人)	50	50	50	50	50	50
	実績		38	39	39	-	-	-

オ 軽費老人ホーム（ケアハウス）（介護保険課）

現在の取り組み

軽費老人ホーム（ケアハウス）は、要介護に至っていない高齢者で、身体機能の低下等により自立して生活することに不安がある人が入居する施設です。市内には、久喜西地区に2か所、栗橋地区に1か所開設されています。

定員については有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅等も考慮し、その配置や定員等について調整する必要があります。

今後の取り組み

介護保険サービスを必要とする人が適切にサービスを受けられるよう、既存施設の特定施設化を促します。

図表 軽費老人ホームの実績と見込み

サービス名		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
軽費老人ホーム (ケアハウス)	見込	施設数 (箇所)	3	3	3	3	3	3
	実績		3	3	3	-	-	-
	見込	市内施設 定員 (人)	140	140	140	140	140	140
	実績		123	120	118	-	-	-

5 高齢者の居住安定に係る施策との連携（高齢者福祉課・介護保険課・ ）

現在の取り組み

生活困窮など多様な問題により、住まいの確保と生活の維持が難しい高齢者が、住み慣れた地域で自立した生活が続けられるように、心身の状態や希望する生活に沿った住まい探しに関する相談に対応しています。

また、在宅生活を支える高齢者福祉サービスの提供と、在宅において医療と介護が一体的に受けられるよう在宅医療・介護連携事業を実施しています。

さらに、心身機能の低下により、在宅生活に不安を感じる高齢者に対して、緊急時通報システムや配食サービス、往診している医師の情報等を提供しています。

今後の取り組み

低所得など多様な問題により住まいの確保が難しい高齢者へ、埼玉県あんしん賃貸住宅等登録制度の活用や公営住宅・UR賃貸住宅・軽費老人ホーム等の情報提供を行うとともに、見守りなどの体制が整ったサービス付き高齢者住宅や有料老人ホーム、養護老人ホームに入所の相談ができるよう関係機関と連携します。

また、埼玉県あんしん賃貸住まいサポート店¹等、住まいに関する情報の提供について、県や関係機関と連携し、住まいの確保と生活の一体的な支援を継続します。

¹ 低額所得者、高齢者、障がい者、子育て世帯など、住宅確保要配慮者住まい探しをお手伝いする者として、県に登録されている不動産仲介業者のこと。

第3節 （基本目標3）安心・安全で誰もが住みやすいまちをつくる

1 高齢者の権利擁護・虐待防止 **重点**

(1) 高齢者虐待の防止（高齢者福祉課・介護保険課）

現在の取り組み

平成 18（2006）年に施行された「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「高齢者虐待防止法」という。）、平成 30（2018）年に施行された「埼玉県虐待禁止条例」に基づき、虐待防止に関する各種取り組みを行っています。

今後の取り組み

本市や地域包括支援センター¹がケアマネジャー²等と連携して、高齢者虐待の早期発見・早期対応を図ります。

また、養介護施設従事者等による高齢者虐待の主な発生要因は、「教育知識・介護技術等に関する問題」「職員のストレスや感情コントロールの問題」であることから、集団指導などの機会を通じてサービス提供事業所への啓発活動を行います。

介護現場での人員不足が利用者への虐待につながるおそれがあるため、国、県と連携し、介護人材確保の取り組みも同時に進めます。

さらに、高齢者が認知症になることにより、介護者の負担感や高齢者の意思疎通の困難さなどが増加し、虐待につながりやすくなる傾向があるため、高齢者虐待の防止と併せて、認知症に対する理解の促進や介護者支援、成年後見制度³の利用促進等の施策を実施します。

¹ P. 45 参照。

² P. 3 参照。

³ P. 35 参照。

(2) 成年後見制度の利用促進（高齢者福祉課）

現在の取り組み

成年後見制度¹は、認知症などにより物事を判断する能力が十分でない人について、その人の権利を守る援助者を選ぶことで、その人を法律的に支援する制度で、久喜市成年後見センター（久喜市役所高齢者福祉課内）を中核機関として設置し、制度の活用促進を図っています。

今後の取り組み

今後も久喜市成年後見センターの相談窓口の周知を図り、成年後見制度の普及啓発・体制整備を進める中で、相談を受けた際には費用などを含めた説明を実施します。

さらに、地域連携ネットワークの構築について関係機関と協議します。

また、市民後見人の養成の取り組みを継続し、活動できる体制づくりを社会福祉協議会と検討します。

¹ P.35 参照。

(3) 防犯・消費者保護などの対策（市民生活課）

現在の取り組み

メールや市ホームページを通じて防犯情報の発信を行うほか、関係機関や地域と協力して防犯活動を行っています。情報発信の効率化が課題の1つとなっています。

また、各種相談を通じて高齢者の生活上の不安解消に努めています。

今後の取り組み

高齢者が犯罪や消費者トラブル等に巻き込まれないよう、適時に必要な情報を提供するとともに、関係機関や地域と協力した見守りや防犯活動等に努めます。

また、本市の消費生活相談・法律相談・行政相談などの活用を促進するとともに、地域包括支援センター¹や関係機関が連携して相談体制の充実を図ります。

¹ P.45 参照。

(4) 多様な相談体制の整備

ア 総合相談窓口（高齢者福祉課）

現在の取り組み

地域包括支援センター¹は各関係機関と連携を図り、高齢者やその家族に対し総合的な相談・支援を行っています。

今後の取り組み

また、令和2（2020）年3月に施行された「埼玉県ケアラー支援条例」に基づき、ケアラー²に関する支援体制の構築を図るとともに、ダブルケア³など多様化するケアラーやヤングケアラー⁴について、関係機関と連携して支援します。

イ 消費生活相談・法律相談・行政相談（市民生活課）

現在の取り組み

消費生活相談・法律相談・行政相談を実施しています。

今後の取り組み

引き続き、消費生活相談・法律相談・行政相談を実施し、高齢者をはじめとする市民の様々な困りごとに対応します。専門家による相談を通して、解決に向けてのアドバイスや手助けを行います。

ウ 介護保険相談員（介護保険課）

現在の取り組み

介護保険相談員が介護保険サービス提供事業所等を訪問し、利用者やその家族から介護サービスに関する疑問や不満等を聴き、サービス提供者である介護保険サービス提供事業所との橋渡しを行い、不安の解消に向けた支援を行っています。

¹ P. 45 参照。

² P. 58 参照。

³ 子育てと介護を同時に担わなければならない状態のこと。

⁴ P. 59 参照。

また、介護保険サービス提供事業所等の開催する会議に参加し、提供されているサービスの現状把握に努めています。

今後の取り組み

引き続き、介護保険相談員が介護保険サービス提供事業所等を訪問し、利用者やその家族から介護サービスに関する疑問や不満等を聴き、問題の改善や介護サービスの質の向上を図ります。

(5) 苦情に対する対応

ア 介護保険サービスにかかる苦情対応（介護保険課）

現在の取り組み

保険者¹として介護保険サービス提供事業所への指導を行うほか、施設等に介護保険相談員を派遣し、介護保険サービス利用者等からの相談に応じる体制を整備しています。

地域包括支援センター²は、高齢者の総合相談窓口として苦情等の解決のために必要な橋渡しを行っています。

今後の取り組み

引き続き、介護保険相談員や地域包括支援センターを通じて苦情等の解決を図ります。

サービス提供者や埼玉県国民健康保険団体連合会においても、介護保険サービスに関する相談・苦情の窓口を設けていることから、必要に応じてこれらと連携しながら苦情等の解決を図ります。

イ 福祉オンブズパーソン制度（社会福祉課）

現在の取り組み

健康福祉サービスに関する苦情に対し、公正かつ中立な立場で迅速・適切に対処するための制度として、福祉オンブズパーソン³を配置し、苦情対応を行っています。

今後の取り組み

福祉オンブズパーソン制度⁴について、引き続き仕組みの周知と適切な案内に努めます。

¹ 介護保険制度の運営を行う全国の市町村及び特別区のこと。

² P. 45 参照。

³ 福祉に関する有識者や法律の専門家で、福祉に関する苦情の解決について、権限を与えられた代理人のこと。

⁴ 健康福祉サービス利用者からの市やサービス提供事業所に対する不満や苦情に対し、福祉オンブズパーソンが、公正中立な立場で調査し、必要に応じ、市や事業所に対して、意見表明や是正勧告、制度改善の提言を行う制度のこと。

2 災害対策・単身高齢者等対策の推進

(1) 地震などの災害に備える対策（消防防災課・社会福祉課・介護保険課）

現在の取り組み

市民や市職員を対象に、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練や広域避難訓練、福祉避難所開設訓練、自主防災組織等への防災講座を実施しました。

また、感染症対策を踏まえた防災備蓄品の整備を行っています。

さらに、「要援護者見守り支援登録台帳」を民生委員・児童委員、区長、自主防災組織に提供しました。

今後の取り組み

災害時に福祉的ケアの必要な高齢者等の要配慮者が安心して避難生活を送れるよう、介護保険サービス提供事業所と協定を締結し、「福祉避難所」を指定します。

また、高齢者施設等では、日頃から必要物資の備蓄・調達状況の確認や地域住民を交えた防災・避難訓練の実施が重要であるため、避難訓練の実施について事業所へ働きかけます。

併せて、感染症対策を意識した避難所の運営や備蓄品の整備を行います。

高齢者をはじめとする市民に対し、地震や風水害などの災害に備え、避難所や避難方法（広域避難、分散避難、在宅避難）等の周知を図るほか、一人ひとりができる防災対策について、引き続き啓発を行います。

避難所の運営にあたり、避難所管理職員、避難所参集職員、避難所担当職員等が開設・初期対応を行い、開設後は避難者等が主体となって職員等は運営に協力します。

また、久喜市避難所運営マニュアルに感染症流行時の対応を明記したことから、同マニュアルに沿った感染症対策を実施し、避難所の運営を行います。

さらに、日ごろから高齢者施設等と連携し、避難確保計画を定期的に確認するとともに、避難に要する時間や避難経路等の確認を促します。

(2) 災害時要援護者支援の充実（社会福祉課）

現在の取り組み

民生委員・児童委員、区長、自主防災組織の代表者を対象とした合同研修会を開催しています。

また、地震や風水害などの災害が発生した際に、自力で避難することが困難な高齢者や障がい者などの「要配慮者」の中でも、ひとり暮らし高齢者や要介護度の高い人など、特に支援を要する人を「避難行動要支援者（要援護者）」と呼びます。要援護者は、災害時に被害を受けやすく、避難の際にも支援が必要であることから、要援護者の情報を事前に把握するため、地域と連携して要援護者の平時における見守りや災害時における安否確認等を実施する「久喜市要援護者見守り支援事業」を実施しています。申し出のあった要援護者を「要援護者見守り支援登録台帳」に登録し、民生委員・児童委員、区長、自主防災組織に提供しました。

今後の取り組み

支援を必要としている人に、事業内容を分かりやすく伝えるため、周知方法を工夫します。

また、地域においては、要援護者との平時からの交流を通して、地域における共助の輪を広げることが必要であることから、共助の体制づくりの支援に取り組めます。

(3) 単身・高齢者のみ世帯の安心を確保する対策（社会福祉課・社会福祉協議会）

現在の取り組み

要援護者見守り支援に関する協力事業者による見守り支援を行うとともに、「要援護者見守り支援登録台帳」を、民生委員・児童委員、区長、自主防災組織、社会福祉協議会に提供し、地域での見守り支援体制づくりを進めています。民生委員・児童委員に担当区域の高齢者台帳の貸出しを行ったほか、地域の支援者と社会福祉協議会が連携して地域福祉サービスにつなげました。

平常時の見守り支援の充実を図るため、水道、電気、ガスといったライフライン事業者や新聞配達員や宅配事業者など、定期的に高齢者等の家庭を訪問する事業者と連携して見守り支援のネットワークを構築しています。

また、本市の提供する緊急時通報システム事業や配食サービス事業、ふれあい収集、社会福祉協議会が実施するあんしんカード設置事業、さらには住民主体の集いの場など、生活支援サービスの充実により、単身高齢者や高齢者のみ世帯の人の生活を支え、安心の確保を図っています。

今後の取り組み

要援護者見守り支援については、協力事業者数の増加を図るため、ホームページ等を通じてライフライン業者や日常的に各家庭を訪問する事業者へ周知します。

生活支援サービスについては、サービスを必要とする人に情報が届くよう、広報くきへの掲載や民生委員・児童委員への依頼により周知を継続します。

要援護者見守りネットワークや地域の自治会、民生委員・児童委員、福祉委員の訪問活動の充実、促進を行い、地域における見守り体制の一層の強化を図ります。

3 感染症に対する備え（介護保険課・健康医療課）

現在の取り組み

コロナ禍においては、県と締結した「新型コロナウイルス感染症の自宅療養者に係る連携事業に関する覚書」に基づき、県・保健所と連携して対象者の情報共有を行いました。

このほか、国、県等から提供された感染対策や予防に関する情報を広報くきや市ホームページを通じて広く周知するとともに、介護保険サービス提供事業所に対し抗原定性検査キットを配布しました。

今後の取り組み

感染症発生時には、介護保険サービス提供事業所等をはじめとする福祉施設等が行う、感染症への対応を支援するため、感染拡大防止策や介護給付の取扱いについて市ホームページに専用ページを作成し、情報提供を行います。

また、平時においても介護保険サービス提供事業所等がサービスを継続するための備えが講じられているかを定期的に確認し、県・保健所等と連携しながら、支援体制を整備します。

4 高齢者にやさしいまちづくり

(1) バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくりの推進（障がい者福祉課・介護保険課）

現在の取り組み

民間施設バリアフリー¹化支援事業（人にやさしいまちづくり促進事業補助金）を実施し、区長会や商工会広報紙、広報くき、市ホームページにおいて制度の周知を図っています。

今後の取り組み

高齢者などが快適に暮らすことができる地域社会を実現するため、県が定めた「埼玉県福祉のまちづくり条例」などを踏まえ、バリアフリー、ユニバーサルデザイン²に配慮した公共施設等の整備に努めます。

また、民間施設のバリアフリー化に関しては補助対象施設の所有者等へ継続した周知を行います。

さらに、介護保険サービスの住宅改修については、窓口となる居宅介護支援事業所と連携し、必要な改修が行えるよう継続して周知に努めます。

¹ P.42 参照。

² P.49 参照。

(2) 高齢者の外出を支える公共交通の維持・充実など（交通企画課）

現在の取り組み

高齢者等の交通弱者の移動手段の確保や公共交通不便地域の解消などを目的として、市内循環バス、デマンド交通¹（くきまる）、くきふれあいタクシー（補助タク）²を運行しています。

また、高齢者の自動車の運転については、加齢による心身の変化を踏まえた運転の知識の啓発、運転免許返納制度の周知を行っています。

今後の取り組み

民間事業者と連携し、公共交通を維持します。

引き続き、市内循環バス、デマンド交通（くきまる）、くきふれあいタクシー（補助タク）を運行するとともに、その充実のため利用促進、利用者ニーズを踏まえ、必要な見直しを図ります。

また、加齢による心身の変化を踏まえた運転の知識の啓発、運転免許返納制度の周知を継続します。

¹ P.43 参照。

² P.43 参照。

第4節 (基本目標4)

介護サービスを確保し、住み慣れた地域での暮らしを守る

1 介護保険施設・サービスの充実(介護保険課) **重点**

(1) 介護サービスの量の見込み

要介護認定者数の推計を基に、介護サービスの需要に合わせた過不足のない整備が必要です。地域特性や地域間の移動を踏まえた上で、必要なサービスの種類ごとの量の見込みを定めます。

(2) サービス基盤の整備目標

ア 施設サービスの整備目標

図表 施設サービスの整備目標

サービス名	単位	既存 整備分	新規整備目標			計
			令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	施設数 (箇所)	11	0	0	0	11
	定員 (人)	1,001	0	0	0	1,001
介護老人保健施設	施設数 (箇所)	4	0	0	0	4
	定員 (人)	381	0	0	0	381
介護付有料老人ホーム	施設数 (箇所)	7	0	(2)	0	9
	定員 (人)	381	0	(126)	0	507
軽費老人ホーム(ケアハウス)	施設数 (箇所)	3	0	0	0	3
	定員 (人)	140	0	0	0	140
サービス付高齢者向け住宅	施設数 (箇所)	3	0	0	0	3
	定員 (人)	89	0	0	0	89

※()内の数値は、第9期計画における新規整備ではないが、すでに整備が予定されているもの。

イ 地域密着型サービス（地域密着型介護予防サービス）の整備目標

認知症の人は後期高齢者の増加に伴って今後も増加が続くと見込まれており、アンケート調査においても、主な介護者が不安に感じる介護については「認知症状への対応」が最も多くなっています。このため住み慣れた地域でサービスを受けることができるよう、認知症対応型共同生活介護について1施設の整備を目標とします。

また、住み慣れた地域で居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるようサービスの充実を図れるよう、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について1施設の整備を目標とします。

図表 地域密着型サービスの整備目標

サービス名	単位	既存 整備分	新規整備目標			計
			令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	
認知症対応型共同生活介護	事業所数 (箇所)	11	1	0	0	12
	定員 (人)	189	18	0	0	207
認知症対応型通所介護	事業所数 (箇所)	1	0	0	0	1
小規模多機能型居宅介護	事業所数 (箇所)	2	0	0	0	2
看護小規模多機能型居宅介護	事業所数 (箇所)	1	0	0	0	1
夜間対応型訪問介護	事業所数 (箇所)	1	0	0	0	1
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	事業所数 (箇所)	2	1	0	0	3

ウ 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム等について

本市には、特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス）及びサービス付き高齢者向け住宅があり、その入居定員総数は次のとおりです。

これらの施設は現在多様な介護ニーズの受け皿となっており、将来的にも必要な介護サービス基盤のひとつであると想定されるため、これらの入居定員総数を把握しサービス基盤の整備量の見込みに反映させます。

必要に応じて県と連携しながら、特定施設入居者生活介護（地域密着型を含む）の指定を受ける有料老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス）及びサービス付き高齢者向け住宅への移行を促します。

また、特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム等のサービスの質の確保を図るため、介護保険相談員を施設等に派遣し、入居者の相談に応じる体制を整えます。

図表 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム等の
入居定員等

サービス名	施設数（箇所）	定員（人）
特定施設の指定を受けていない有料老人ホーム	6	108
特定施設の指定を受けていない 軽費老人ホーム（ケアハウス）	2	100
特定施設の指定を受けていない サービス付き高齢者向け住宅	2	31

2 地域支援事業の充実（高齢者福祉課）

地域支援事業は、本市が実施主体となって、地域で生活する高齢者が要支援・要介護状態にならないように介護予防を推進し、また、要介護状態等になった場合においても、その軽減や悪化防止を図るとともに、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する事業です。

地域支援事業の内容は「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業（地域包括支援センター¹の運営）」、「包括的支援事業（社会保障充実分）」、「任意事業」の4つから構成されています。

地域支援事業の実施にあたり、その実績把握と分析のため、関連するデータの活用に努めることが定められたことから、個人情報取扱いにも配慮しつつ関連データの活用促進を図るための環境を整備していくことを検討していきます。

¹ P. 45 参照。

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

現在の取り組み

「介護予防・日常生活支援総合事業」（以下「総合事業」という。）は、介護予防事業と生活支援サービスを一体としてマネジメントし提供することにより、高齢者が住み慣れた地域で生活していく中で切れ目なく介護予防の効果を受けることができる仕組みです。

総合事業は、「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」に大きく分けられます。

今後の取り組み

要介護被保険者も介護予防・生活支援サービス事業の対象とする取扱いについては、サービス利用者の意向を踏まえつつ、弾力化について検討します。

また、地域ケア会議¹やケアマネジャー、介護サービス事業者等に対する説明会、勉強会等の場において、医療や介護の専門職の関与等についても、検討を行います。

図表 事業の種類 対象者

事業の種類	対象者
介護予防・生活支援サービス	①要支援認定者（要支援1・要支援2） ②基本チェックリストにより「事業対象者」と認定された人 ※要介護被保険者については、弾力化を検討
一般介護予防事業	上記①②も含めたすべての高齢者

（注）対象者の範囲を限定して実施している事業もあります。

ア 介護予防・生活支援サービス事業

① 訪問型介護予防事業（高齢者福祉課）

「介護予防訪問介護相当サービス」については、これまでの取り組みを継続するとともに、訪問型サービスAについては、実施事業所を広く募るなどサービス提供体制の整備を図ります。

¹ P.3 参照。

地域や民生委員をはじめとした各関係機関との連携により、支援が必要な高齢者の把握に努め、総合事業の適切な利用を促進します。

② 通所型介護予防事業（高齢者福祉課）

「介護予防通所介護相当サービス」、「短期集中通所型サービス」の2事業を実施しています。

通所型サービスAについては、実施事業所を広く募るなどサービス提供体制の整備を図ります。

地域や民生委員・児童委員をはじめとした各関係機関との連携により、支援が必要な高齢者の把握に努め、総合事業の適切な利用を促進します。

イ 一般介護予防事業

① 介護予防普及啓発事業（高齢者福祉課）

ボランティア指導者による通年の介護予防運動教室「はつらつ運動教室」、柔道整復師の指導による介護予防運動教室「柔道整復師による元気アップ体操教室」などを実施します。

また、65歳以上の高齢者を対象として、「健康教育」や「健康相談」の取り組みを通じて介護予防に関する活動の普及・啓発、地域における自発的な介護予防に資する活動の育成・支援を行います。

介護予防に関する各種講座や教室等を継続的に開催するとともに、高齢者が介護予防活動に参加する機会を確保できるよう事業の充実に努めます。

また、地域のグループや彩愛クラブ（老人クラブ）などに対して出前健康相談を実施します。

② 地域介護予防活動支援事業（高齢者福祉課）

介護予防運動教室「はつらつ運動教室」の指導者であるはつらつリーダーを養成する講座「はつらつリーダー養成講座」を実施します。

また、「介護予防ボランティアポイント事業¹」と「ご近所型介護予防体操支援事業」を実施します。これにより、高齢者がボランティア活動などを通じて、地域貢献や介護予防に取り組むこと、また、住民主体の通いの場を増やし、介護予防に資する活動を継続して実施できるように支援します。

地域での支え合いの仕組みの中で、様々な高齢者が介護予防の担い手になれるよう、住民主体の通いの場の活動を地域の実情に応じて支援します。

地域における介護予防活動の推進を図るため、引き続き介護予防ボランティアの育成と活動支援に努めます。

図表 はつらつリーダーの育成事業の見込量 ※令和5年度は推計

サービス名		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
はつらつリーダーの育成事業	見込	年間養成人数(人)	15	15	15	10	10	10
	実績		4	9	2	-	-	-

図表 介護予防ボランティアポイント事業の見込量 ※令和5年度は推計

サービス名		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防ボランティアポイント事業	見込	年間実登録者数(人)	200	220	240	200	210	220
	実績		4	4	4	-	-	-

(2) 包括的支援事業

ア 総合相談支援・権利擁護事業（高齢者福祉課）

→【基本目標3-1】（85ページ）を参照

イ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業（高齢者福祉課）

地域包括支援センター²は、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域における連携・協働の体制づくりや個々のケアマネジャー³からの問

¹ P.67 参照。

² P.45 参照。

³ P.3 参照。

い合わせに対する助言等の支援を行っています。

ケアマネジャー¹を対象とした情報交換会や研修会等を開催します。

ウ 地域ケア会議の充実（高齢者福祉課）

→【基本目標1-1】（57 ページ）を参照

エ 在宅医療・介護連携の推進（高齢者福祉課）

→【基本目標1-4】（62 ページ）を参照

オ 認知症施策の推進（高齢者福祉課）

→【基本目標1-5】（64 ページ）を参照

カ 生活支援サービスの体制整備（高齢者福祉課）

日常生活圏域ごとに生活支援コーディネーター²を配置します。また、不足している地域資源等について検討・協議する協議体を設置する必要があります。

生活支援の担い手については、生活支援コーディネーター、協議体を中心となり、サービス提供者と利用者とは「支える側」と「支えられる側」という画一的な関係性に陥ることのないよう元気な高齢者の社会参加等を進め、世代を超えて地域住民が共に支え合う地域づくりに取り組みます。

就労意欲の高い高齢者が社会参加できるよう支援のあり方について検討を進めます。

また、高齢者の社会参加においては移動手段の確保も重要であることから、公共交通担当部門とも連携し、充実を図ります。（→公共交通の維持・充実については【基本目標3-4-（2）】（96 ページ）を参照）

¹ P.3 参照。

² P.55 参照。

(3) 任意事業

ア 介護給付適正化事業（介護保険課）

「久喜市介護給付適正化計画」を定め、①要介護認定の適正化、②ケアプラン¹等の点検、③医療情報との突合・縦覧点検の給付適正化主要3事業を実施します。

①要介護認定の適正化については、これまでの取り組みを継続します。

②ケアプラン等の点検については、利用者の重度化防止や自立支援に資する適切なケアプランが作成されているか確認・点検を行います。

③医療情報との突合・縦覧点検については、費用対効果が期待される帳票に重点化した点検を行います。

イ 家族介護支援事業

① 家族介護教室（高齢者福祉課）

要介護高齢者の状態の維持・改善を目的として、家族等の介護者の、介護力向上を図るため、適切な介護知識や技術を習得する講座を開催します。

② 言葉の教室（高齢者福祉課）

言語訓練が必要な人の失語症等の状態の維持・改善とその家族の精神面での援助を目的として、言語聴覚士、音楽療法士、保健師等によるグループ指導や健康相談を行います。

地域包括支援センター²等と連携して、本事業を周知し、利用促進を図ります。

¹ ケアマネジャーが利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載したもの。

² P.45 参照。

図表 言葉の教室の見込量 ※令和5年度は推計

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
言葉の教室	見込	120	120	120	65	75	85
	実績	43	47	54	—	—	—

③ 家族介護講演会（高齢者福祉課）

認知症の人やその家族、関係者等を主な対象に、家族介護講演会を開催します。有識者や認知症家族の介護経験者等を講師として招き、参加者が情報や体験談を得られる場を提供します。

認知症の人やその家族への支援の一環として、今後も定期的な開催と事業の周知に努めます。

ウ その他事業

① 成年後見制度利用支援事業（高齢者福祉課）

成年後見制度¹の利用が必要な状況であるにもかかわらず本人や家族ともに申立てができない事情がある場合、老人福祉法の規定により市長が申立てを行います。この市長申立てによる成年後見制度の活用等を図るとともに、久喜市成年後見制度利用支援事業実施要綱に定める対象者に対して、経費の全部又は一部を助成する事業を行います。

引き続き制度の周知等を行い、利用促進に努めます。

図表 成年後見制度利用支援事業の見込量 ※令和5年度は推計

サービス名		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	見込	利用者数 (人)	12	12	12	12	12	12
	実績		8	7	12	—	—	—

② 住宅改修支援事業（介護保険課）

要支援・要介護認定者が住宅改修（介護予防住宅改修）を行う際に必要となる「住宅改修が必要な理由書」（担当のケアマネジャー²が作成）が作成できない場合において、例外としてケアマネジャー以外の者（作業療法士、理学療法士、社会福祉士、福祉住環境コーディネーター2級以上の人等）が「住宅改修が必要な理由書」を作成した場合、理由書を作成した者に対し、1件につき2,000円と消費税の助成する事業を行います。

円滑なサービス利用を図るため、事業の周知に努めます。

図表 住宅改修支援事業の見込量 ※令和5年度は推計

サービス名		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
住宅改修支援事業	見込	助成件数 (件)	4	4	4	4	4	4
	実績		0	2	0	—	—	—

¹ P.35 参照。

² P.3 参照。

③ 介護保険相談員事業（介護保険課）

介護保険相談員が介護保険サービス提供事業所等を訪問し、利用者やその家族から介護サービスに関する疑問や不満等を聴き、サービス提供者である事業者との橋渡しを行い、不安の解消に向けた支援を行っています。

図表 介護保険相談員事業の見込量 ※令和5年度は推計

サービス名	単位		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込	相談人数(人)	1,480	1,490	1,500	1,760	1,770	1,770
介護保険相談員事業	実績		1,807	1,776	1,212	—	—	—

④ 配食サービス事業（高齢者福祉課）

→【基本目標2-4（1）ア】（71ページ）参照

⑤ 緊急時通報システム事業（高齢者福祉課）

現在の取り組み

日常生活における単身高齢者等の不安を解消するため、自宅で急病などの緊急事態が発生したときに専用の通報装置の非常ボタンを押すことにより、看護師等が24時間常駐するコールセンターに通報される「緊急時通報システム事業」を実施します。

通報を受けたコールセンターが、緊急性が高いと判断した場合、埼玉東部消防組合消防局指令センターに通報し、救急車の要請を行います。

また、自宅に電話回線がない人に対し、携帯型の緊急時通報システムの機器を貸与しています。

今後の取り組み

民生委員やケアマネジャー¹等と連携しながらサービスの利用を必要とする人に周知を図ります。

¹ P3. 参照。

図表 緊急時通報システム事業の実績と見込み ※令和5年度は推計

サービス名		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
緊急時通報システム事業	見込	年度末 設置台数 (台)	930	940	945	965	980	995
	実績		909	926	950	—	—	—

⑥ 認知症サポーター等養成事業（高齢者福祉課）

認知症を理解し、認知症の人や家族を温かく見守り支援する応援者「認知症サポーター」¹を養成します。認知症サポーター養成講座を開催し、認知症の人や家族が安心して暮らし続けることができる地域づくりを推進します。

既存のサポーターを対象とする「認知症サポーターステップアップ講座」を通じ、組織化した活動ができるよう支援していきます。

図表 認知症サポーターの見込量 ※令和5年度は推計

サービス名		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症サポーター	見込	年間養成人数(人)	1,620	1,650	1,600	210	207	205
	実績		474	343	213	—	—	—

¹ P.43 参照。

3 自立支援・重度化防止等に向けた取り組み

(1) 介護予防ケアマネジメント（高齢者福祉課）

現在の取り組み

介護予防ケアマネジメント¹は、高齢者の自立支援及び重度化防止を目的として、その人の心身の状況や生活環境などに応じて、適切な介護サービス等が包括的かつ効率的に提供されるよう、必要な援助を行うものです。

第8期計画期間では、地域ケア会議²を年6回以上開催することを目標とし、これを達成しました。

今後の取り組み

ケアマネジャー³や介護保険サービス提供事業所等が、自立支援及び重度化防止に向けた介護予防ケアマネジメントを利用者に対して適切に提供できるように支援するため、地域ケア会議を定期的に開催します。

図表 地域ケア会議の開催回数(見込み)

令和6年度	令和7年度	令和8年度
年6回以上	年6回以上	年6回以上

(2) 住民主体による介護予防事業の実施（高齢者福祉課）

現在の取り組み

本市では、「はつらつ運動教室」など、住民主体による運動教室の開催や普及に取り組んでいます。

住民主体による運動教室の開催や運営は、地域の関係者や住民同士のつながりによる高齢者の見守りやコミュニケーションも期待され、事業への参加意欲がより積極的になるなど、さらなる介護予防の効果が期待できます。

第8期計画期間では、はつらつ運動教室を37会場で開催しました。

¹ P.52 参照。

² P.3 参照。

³ P.3 参照。

今後の取り組み

引き続き、「はつらつ運動教室」、「いきいきデイサービス」など、本市が主催する通いの場のほか、社会福祉協議会が実施する「ふれあい・いきいきサロン」など、様々な実施主体による通いの場へのさらなる参加促進を図り、感染症の流行により生じた影響の改善に努めます。

また、参加者の自立状態の維持や、要介護状態への移行を防止するため、厚生労働省が掲げる目標を勘案します。

図表 はつらつ運動教室の実施会場数(見込み)

令和6年度	令和7年度	令和8年度
38会場以上	39会場以上	40会場以上

(3) リハビリテーションサービス提供体制の構築（高齢者福祉課）

現在の取り組み

第8期計画期間では、地域ケア会議¹において、専門職（理学療法士）から高齢者の自立支援に向けた具体的なリハビリ内容等の助言を受けることで、リハビリテーションの有用性の認識を高めています。

今後の取り組み

地域における介護予防の取り組みを強化するために、様々な場面においてリハビリテーション専門職等の関与を促進していきます。

また、介護保険サービス提供事業所が需要にあった体制を展開できるよう、人材確保への支援に取り組みます。

¹ P.3 参照。

4 介護保険サービスの質の確保と向上・人材の確保と育成 **重点**

(1) 相談・支援体制の強化（社会福祉課・高齢者福祉課・介護保険課）

現在の取り組み

令和5(2023)年4月に「ふくし総合相談窓口」を開設し、福祉の様々な相談を受け止め、相談者に寄り添いながら、問題解決に向けた支援を行っています。

また、地域包括支援センター¹や久喜市社会福祉協議会でも、高齢者や介護保険に関する様々な相談ができます。相談を受けた場合、適切なサービスにつなぎ、その相談内容によっては制度に関する情報提供や関係機関の紹介を行っています。

今後の取り組み

引き続き広報くきや市ホームページなどを活用し、高齢者や介護保険に関する各相談窓口の周知を行います。

また、地域包括支援センターの機能強化を行うとともに、ケアマネジャー²や民生委員・児童委員などの関係者との連携を深め、相談支援体制のさらなる充実を図ります。

(2) 人材確保の支援と業務の効率化（介護保険課）

現在の取り組み

県や埼玉県社会福祉協議会、ハローワークなどの関係機関と連携し、就職相談会や資格取得に係る研修の開催を支援するなど、介護分野における人材確保、育成支援の取り組みを行っています。

今後の取り組み

引き続き、県や埼玉県社会福祉協議会、ハローワークなどの関係機関と連携し、就職相談会や資格取得に係る研修の開催を支援するなど、介護分野における人材確保、育成支援の取り組みに努めます。

¹ P.45 参照。

² P.3 参照。

また、「久喜市医療・介護・地域情報検索システム（けあプロnaviくき）」¹を活用し、各介護保険サービス提供事業所の職員やボランティア募集などの最新情報を掲載します。

業務の効率化においてはICT²の活用等により、様式や手続きの簡略化を進め、介護保険サービス提供事業所の業務負担の軽減を図るとともに、要介護認定を遅滞なく適切に実施するため、介護認定審査会の簡素化や要介護認定事務の効率化を進めます。

(3) 介護サービス情報の公表（介護保険課）

現在の取り組み

本市では、市内の介護保険サービス提供事業所の職員情報や空き情報、特別な医療の受け入れ状況等の情報を「久喜市医療・介護・地域情報検索システム」により公表しています。介護保険サービス提供事業所の情報は、県の「介護サービス情報公表システム」³でも、公表されており、これらのシステムにより、介護保険サービス提供事業所を選択する際に必要な情報をインターネットで、いつでも入手することができます。

これらのシステムについて、広報くきや市ホームページへ掲載するとともに、要介護認定の結果通知を送付する際に、二次元コードを掲載したチラシを同封し、周知を図っています。

今後の取り組み

介護保険サービス提供事業所の選択や比較・検討に、これらのシステムが広く利用されるよう、引き続き、広報くきや市ホームページへ掲載などにより、システム

¹ 市内の医療機関や介護保険サービス提供事業所情報、介護施設の空き情報や職員募集などをまとめて掲載し、名称・地図・サービス種別等から検索できるwebサイトのこと。

² Information and Communication Technologyの略語。コンピューターやデータ通信に関する技術を総称的に表す語。情報通信技術のこと。

³ 介護サービスを利用しようとしている方の事業所選択を支援することを目的として、全国の介護保険サービス提供事業所の情報をインターネット等で検索できるwebサイトのこと。

の周知及び更なる利用の促進に努めます。

(4) 介護保険サービス提供事業所への適正な指導監督（介護保険課・社会福祉課）

現在の取り組み

法令等に基づき、地域密着型サービス事業所、居宅介護支援事業所及び介護予防・日常生活支援総合事業実施事業所に対する指導監督を実施しています。

介護保険サービス提供事業所に対し集団指導を実施し、介護保険制度の適正な運営を確保するために、正確な情報の伝達・共有を行ったほか、実地で運営指導を実施し、サービス提供に係る基準等の適合状況を確認するとともに、必要に応じて指導や助言を行いました。

今後の取り組み

介護保険サービス提供事業所が年々増加する中であっても、指導の効率化を図り、介護保険サービスの質の向上及び適正な運営が図られるよう県とも連携しながら指導を実施します。

(5) 介護保険給付適正化の取り組み（介護保険課）

→【基本目標4-2（3）ア】（105ページ）を参照

第5章 介護給付費等の見込みと保険料の設定 (第9期介護保険事業計画)

第1節 介護保険料の算出までの流れ

1 介護保険料の算定フロー

介護保険料の算定は、国が定めた手順に沿って実施しています。算定フローは以下のとおりです。

図表 介護保険料の算定フロー

1. 人口推計

国立社会保障・人口問題研究所の推計を基に、将来人口（第1号被保険者数・第2号被保険者数）を推計。



2. 要支援・要介護認定者数の推計

男女別・年齢別の要支援・要介護度別の認定率（年齢別・男女別）を基に、要支援・要介護認定者数（第1号被保険者・第2号被保険者）を推計。



3. 施設・居住系サービスの利用者数の推計

施設サービス、居住系サービスについて、現在の利用状況、施設等の整備予定等を参考にして利用者数を推計。



4. 居宅サービス利用者数の推計

居宅サービスについて、現在の利用状況、施設等の整備予定等を参考にして利用者数を推計。



5. 総給付費等の推計

利用者数の推計結果を基にサービス別・要介護度別の1人当たり給付額（実績からの推計）を乗じて総給付費を推計。
地域支援事業費について、現在の利用状況等を参考に推計。



6. 介護保険料額の設定

推計された総給付費、地域支援事業費等を基に、介護保険料額を推計。

第2節 被保険者数と要支援・要介護認定者数の推計

1 被保険者数の推計

第9期計画期間における被保険者数を以下のように見込みます。

図表 令和5年度から令和32年度までの被保険者数の推計

単位：人

調整中

Blocked

第3節 介護保険サービス量の見込み

1 介護予防サービス

介護予防サービスは、要支援1・2の認定を受けた人が利用するサービスです。

図表 サービスの概要

サービス	概要
① 介護予防訪問入浴介護	要支援者が、居宅において専用の浴槽（移動入浴車）を使用し、介護士や看護師から入浴の補助を受けられるサービスです。
② 介護予防訪問看護	要支援者で疾患等を抱えている人が居宅において、看護師等から療養上の世話や診療の補助を受けられるサービスです。
③ 介護予防訪問リハビリテーション	要支援者で居宅での日常生活行為を向上させる訓練を必要とする人が、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士等によるリハビリテーションを居宅において受けられるサービスです。
④ 介護予防居宅療養管理指導	要支援者が居宅において、医師や歯科医師、薬剤師、管理栄養士等から療養上の管理及び指導を受けられるサービスです。
⑤ 介護予防通所リハビリテーション	要支援者が介護老人保健施設や病院等において、心身の機能の維持回復と日常生活の自立を図るため、理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーションを受けられるサービスです（デイケアとも呼ばれます）。
⑥ 介護予防短期入所生活介護	要支援者が特別養護老人ホームや老人短期入所施設等に短期間入所し、入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練等を受けられるサービスです。
⑦ 介護予防短期入所療養介護	要支援者が介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期間入所し、看護、その他の必要な医療と日常生活上の世話等を受けられるサービスです。
⑧ 介護予防特定施設入居者生活介護	有料老人ホームやケアハウス等の特定の施設（要届出）に入居する要支援者が、入浴・排泄・食事等の介護や、その他の日常生活上の世話や機能訓練等を受けられるサービスです。
⑨ 介護予防福祉用具貸与	要支援者について、日常生活の便宜を図り、自立を助けるための歩行器や歩行補助つえ等の福祉用具を貸与するサービスです。
⑩ 特定介護予防福祉用具購入	要支援者について、日常生活の便宜を図り、自立を助けるための福祉用具のうち、貸与になじまない入浴や排泄のための用具の購入に関し、申請に基づいて福祉用具購入費を支給するサービスです。（支給限度基準額：年間10万円）

サービス	概要
① 介護予防住宅改修	要支援者の居宅における日常生活の自立のため、手すりの取付けや床等の段差解消の工事等に関し、申請に基づいて住宅改修費を支給するサービスです。（支給限度基準額：20万円）

介護予防サービスの利用を以下のとおり見込みます。

図表 第8期計画期間における実績と第9期計画期間における見込み

サービス	単位	第8期実績			第9期見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
① 介護予防訪問入浴介護	回数(回)	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0
	利用者数(人)	0	0	0	0	0	0
② 介護予防訪問看護	回数(回)	152.3	154.5	179.2	185.0	190.8	195.8
	利用者数(人)	31	30	32	33	34	35
③ 介護予防訪問リハビリテーション	回数(回)	194.0	203.7	139.1	148.7	148.7	157.6
	利用者数(人)	15	18	15	16	16	17
④ 介護予防居宅療養管理指導	利用者数(人)	62	59	69	71	74	75
⑤ 介護予防通所リハビリテーション	利用者数(人)	96	64	78	81	83	86
⑥ 介護予防短期入所生活介護	日数(日)	13.0	21.3	31.2	35.1	35.1	35.1
	利用者数(人)	2	5	8	9	9	9
⑦ 介護予防短期入所療養介護(老健)	日数(日)	1.3	0.8	0.0	0.0	0.0	0.0
	利用者数(人)	0	0	0	0	0	0
⑦ 介護予防短期入所療養介護(病院等)	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	利用者数(人)	0	0	0	0	0	0

サービス	単位	第8期実績			第9期見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
⑦ 介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	日数（日）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	利用者数（人）	0	0	0	0	0	0
⑧ 介護予防特定施設入居者生活介護	利用者数（人）	44	41	36	37	49	52
⑨ 介護予防福祉用具貸与	利用者数（人）	336	373	409	421	434	447
⑩ 特定介護予防福祉用具購入	利用者数（人）	7	8	5	5	5	6
⑪ 介護予防住宅改修	利用者数（人）	9	12	13	14	14	14

※利用者数は1月当たりの利用者数、回（日）数は1月当たりの利用回（日）数を示す。端数処理により、利用が見込まれていても利用者数又は回（日）数が0になることがある。
 ※令和5年度は見込み。

2 居宅サービス

居宅サービスは、要介護1～5の認定を受けた人が利用するサービスです。

図表 サービスの概要

サービス	概要
① 訪問介護	要介護者が居宅において、入浴・排泄・食事等の身体介護や、調理・掃除・洗濯等の生活援助等が受けられるサービスです。 なお、生活援助については、ひとり暮らし又は同居家族等が、障がいや疾病等のため、本人や同居家族が家事等を行うことが困難な場合のみ利用できます。
② 訪問入浴介護	要介護者が居宅において専用の浴槽（移動入浴車）を使用し、介護士や看護師から入浴の補助を受けられるサービスです。
③ 訪問看護	要介護者で疾患等を抱えている人が居宅において、看護師等から療養上の世話や診療の補助が受けられるサービスです。
④ 訪問リハビリテーション	要介護者で居宅での日常生活行為を向上させる訓練を必要とする人が、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士等によるリハビリテーションを居宅において受けられるサービスです。
⑤ 居宅療養管理指導	要介護者が居宅において、医師や歯科医師、薬剤師、管理栄養士等から療養上の管理及び指導が受けられるサービスです。
⑥ 通所介護	要介護者が通所介護施設において、入浴・排泄・食事等の介護、生活等に関する相談と助言、健康状態の確認、その他必要な日常生活上の世話や機能訓練等が受けられるサービスです（デイサービスと呼ばれます）。
⑦ 通所リハビリテーション	要介護者が介護老人保健施設や病院等において、心身の機能の維持回復と日常生活の自立を図るため、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを受けられるサービスです（デイケアとも呼ばれます）。
⑧ 短期入所生活介護	要介護者が特別養護老人ホームや老人短期入所施設等に短期間入所し、入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練等が受けられるサービスです。
⑨ 短期入所療養介護	要介護者が介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期間入所し、看護、その他の必要な医療と日常生活上の世話等が受けられるサービスです。
⑩ 特定施設入居者生活介護	有料老人ホームやケアハウス等の特定の施設に入居する要介護者が、入浴・排泄・食事等の介護や、その他の日常生活上の世話や機能訓練等が受けられるサービスです。

サービス	概要
⑪ 福祉用具貸与	要介護者について、日常生活の便宜を図り、自立を助けるための歩行器や歩行補助つえ等の福祉用具を貸与するサービスです。
⑫ 特定福祉用具購入	要介護者について、日常生活の便宜を図り、自立を助けるための福祉用具のうち、貸与になじまない入浴や排泄のための用具の購入に関し、申請に基づいて福祉用具購入費を支給するサービスです。（支給限度基準額：年間10万円）
⑬ 住宅改修	要介護者の居宅における日常生活の自立のため、手すりの取付けや床等の段差解消の工事等に関し、申請に基づいて住宅改修費を支給するサービスです。（支給限度基準額：20万円）

居宅サービスの利用を以下のとおり見込みます。

図表 第8期計画期間における実績と第9期計画期間における見込み

サービス	単位	第8期実績			第9期見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
① 訪問介護	回数(回)	12,694.3	13,321.8	15,212.7	16,094.3	16,926.9	17,883.9
	利用者数(人)	814	812	812	855	895	937
② 訪問入浴介護	回数(回)	395	355	329	353.0	377.2	400.8
	利用者数(人)	80	78	70	75	80	85
③ 訪問看護	回数(回)	2,614.4	2,754.7	2,657.0	2,805.9	2,951.6	3,112.3
	利用者数(人)	322	343	360	379	399	420
④ 訪問リハビリテーション	回数(回)	1,953.5	2,073.2	2,362.8	2,492.8	2,623.9	2,783.6
	利用者数(人)	144	157	182	192	202	214
⑤ 居宅療養管理指導	利用者数(人)	911	1,026	1,147	1,206	1,269	1,338
⑥ 通所介護	回数(回)	13,742	14,000	14,489	15,210.3	15,927.0	16,667.0
	利用者数(人)	1,229	1,272	1,396	1,465	1,532	1,601

サービス	単位	第8期実績			第9期見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
⑦ 通所リハビリテーション	回数(回)	3,019.9	2,814.5	3,140.8	3,292.6	3,435.3	3,578.4
	利用者数(人)	371	352	397	416	434	452
⑧ 短期入所生活介護	日数(日)	3,923.9	4,099.8	4,476.8	4,668.2	4,948.6	5,231.0
	利用者数(人)	316	339	355	371	392	413
⑨ 短期入所療養介護(老健)	日数(日)	230.4	313.1	333.4	339.6	352.6	371.7
	利用者数(人)	25	32	36	37	38	40
⑨ 短期入所療養介護(病院等)	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	利用者数(人)	0	0	0	0	0	0
⑨ 短期入所療養介護(介護医療院)	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	利用者数(人)	0	0	0	0	0	0
⑩ 特定施設入居者生活介護	利用者数(人)	325	349	389	403	460	485
⑪ 福祉用具貸与	利用者数(人)	1,804	1,900	2,032	2,130	2,235	2,344
⑫ 特定福祉用具購入	利用者数(人)	37	35	49	51	53	55
⑬ 住宅改修	利用者数(人)	27	22	22	22	24	25

※利用者数は1月当たりの利用者数、回(日)数は1月当たりの利用回(日)数を示す。端数処理により、利用が見込まれていても利用者数又は回(日)数が0になることがある。
 ※令和5年度は見込み。

3 施設サービス

施設サービスの対象者と概要は以下のとおりです。

図表 サービスの対象者と概要

サービス	対象者	概要
① 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	要介護3～5*	常時介護が必要で居宅での生活が困難な要介護者が入所し、日常生活上の支援や介護が受けられる施設です。
② 介護老人保健施設	要介護1～5	医療施設等での治療を終え状態が安定している要介護者が入所し、医師や看護師、介護福祉士等から在宅生活を送るための看護や介護、リハビリテーションが受けられる施設です。
③ 介護医療院	要介護1～5	要介護者に対し、「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話(介護)」を一体的に提供する施設です。

※原則は要介護3～5の人が対象。在宅での日常生活が困難である等、やむを得ない事情がある場合には、要介護1、2の人でも入所することができる。

施設サービスの利用を以下のように見込みます。

図表 第8期計画期間における実績と第9期計画期間における見込み

サービス	単位	第8期実績			第9期見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
① 介護老人福祉施設	利用者数(人)	862	873	927	939	945	951
② 介護老人保健施設	利用者数(人)	339	334	302	302	307	312
③ 介護医療院	利用者数(人)	9	9	9	17	17	17
④ 介護療養型医療施設	利用者数(人)	1	2	8	介護医療院へ移行		

※利用者数は1月当たりの利用者数を示す。

※令和5年度は見込み。

4 地域密着型介護予防サービス・地域密着型サービス

サービスの対象者と概要は以下のとおりです。

図表 サービスの対象者と概要

	サービス	対象者	概要
地域密着型介護予防サービス	① 介護予防認知症対応型通所介護	要支援1・2	認知症の要支援者が通所介護施設等に通り、入浴・排泄・食事等の介護、その他必要な日常生活上の世話等が受けられるサービスです。
	② 介護予防小規模多機能型居宅介護	要支援1・2	要支援者が通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問、泊まりのサービスを組み合わせ多機能なサービスを受けられます。
	③ 介護予防認知症対応型共同生活介護	要支援2	認知症の要支援者が、身近な施設(グループホーム)において少人数(1ユニット当たり9人まで)で共同生活を送りながら、家庭的な環境の下で入浴・排泄・食事等の介護、その他必要な日常生活上の世話や機能訓練等が受けられるサービスです。
地域密着型サービス	④ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	要介護1～5	要介護者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護を受けられるサービスです。
	⑤ 夜間対応型訪問介護	要介護1～5	夜間において、定期的な巡回による訪問介護サービス、利用者の求めに応じた随時の訪問介護サービス、利用者の通報に応じて調整・対応するオペレーションサービスを行います。
	⑥ 地域密着型通所介護	要介護1～5	通所介護サービスのうち定員18名以下の小規模の事業所が行うサービスです。
	⑦ 認知症対応型通所介護	要介護1～5	認知症の要介護者が通所介護施設等に通り、入浴・排泄・食事等の介護、その他必要な日常生活上の世話等が受けられるサービスです。
	⑧ 小規模多機能型居宅介護	要介護1～5	要介護者が通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問、泊まりのサービスを組み合わせ多機能なサービスを受けられます。
	⑨ 認知症対応型共同生活介護	要介護1～5	認知症の要介護者が、身近な施設(グループホーム)において少人数(1ユニット当たり9人まで)で共同生活を送りながら、家庭的な環境の下で入浴・排泄・食事等の介護、その他必要な日常生活上の世話や機能訓練等が受けられるサービスです。

サービス		対象者	概要
地域密着型サービス	⑩ 地域密着型特定施設入居者生活介護	要介護1～5	介護保険の指定を受けた入居定員が29人以下の介護付き有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などが、入居している利用者に対して入浴・排泄・食事等の介護、その他必要な日常生活上の支援を行います。
	⑪ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	要介護3～5	居宅での介護が困難な要介護者が入所し、入浴・排泄・食事等の日常生活上の世話や機能訓練、療養上の世話が受けられる介護施設サービスです。入所定員が29名以下の小規模特別養護老人ホームで、入所者が能力に応じて自立した日常生活を送ることを目指します。
	⑫ 看護小規模多機能型居宅介護	要介護1～5	施設への通所を中心として、宿泊サービスや自宅での訪問介護と訪問看護を組み合わせることで、看護と介護を一体化したサービスです。

各サービスの利用を以下のように見込みます。

図表 第8期計画期間における実績と第9期計画期間における見込み

サービス	単位	第8期実績			第9期見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
① 介護予防認知症対応型通所介護	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	利用者数(人)	0	0	0	0	0	0
② 介護予防小規模多機能型居宅介護	利用者数(人)	2	3	4	7	7	7
③ 介護予防認知症対応型共同生活介護	利用者数(人)	0	0	0	3	3	3
④ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	利用者数(人)	4	5	8	9	9	10
⑤ 夜間対応型訪問介護	利用者数(人)	7	14	20	21	23	23
⑥ 地域密着型通所介護	回数(回)	3,311.8	3,260.6	3,154.6	3,760.0	3,764.6	3,848.9
	利用者数(人)	360	356	335	394	398	407

サービス	単位	第8期実績			第9期見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
⑦ 認知症対応型通所介護	回数(回)	123.7	138.3	158.6	200.1	215.0	215.0
	利用者数(人)	13	14	16	20	21	21
⑧ 小規模多機能型居宅介護	利用者数(人)	21	19	18	19	20	21
⑨ 認知症対応型共同生活介護	利用者数(人)	175	177	207	231	238	246
⑩ 地域密着型特定施設入居者生活介護	利用者数(人)	1	0	0	0	0	0
⑪ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	利用者数(人)	0	0	0	0	0	0
⑫ 看護小規模多機能型居宅介護	利用者数(人)	2	7	14	18	18	19

※利用者数は1月当たりの利用者数、回数は1月当たりの利用回数を示す。端数処理により、利用が見込まれていても利用者数又は回数が0になることがある。
 ※令和5年度は見込み。

5 介護予防支援・居宅介護支援

サービスの対象者と概要は以下のとおりです。

図表 サービスの対象者と概要

サービス	対象者	概要
① 介護予防支援	要支援1・2	在宅の要支援者が介護予防サービス等を適切に利用できるよう、地域包括支援センターが要支援者の依頼を受けて利用計画（ケアプラン ² ）を作成し、サービス等の提供が十分に行われるよう介護保険サービス提供事業所との連絡調整等を行うサービスです。
② 居宅介護支援	要介護1～5	在宅の要介護者が介護サービス等を適切に利用できるよう、居宅介護支援事業所が、要介護者の依頼を受けて利用計画（ケアプラン）を作成するとともに、サービス等の提供が十分に行われるよう介護保険サービス提供事業所との連絡調整等を行うサービスです。

介護予防支援、居宅介護支援の利用を以下のように見込みます。

図表 第8期計画期間における実績と第9期計画期間における見込み

サービス	単位	第8期実績			第9期見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
① 介護予防支援	利用者数 (人)	440	450	490	505	520	535
② 居宅介護支援	利用者数 (人)	2,844	2,927	2,982	3,125	3,272	3,421

※利用者数は1月当たりの利用者数を示す。

※令和5年度は見込み。

¹ P. 45 参照。

² P. 105 参照。

第4節 介護保険事業費の見込み

1 介護予防サービス給付費（見込額）

介護予防サービス給付費は以下のように見込みます。

図表 介護予防サービス給付費の見込み

単位：千円

サービス	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1. 介護予防サービス	149,621	163,830	169,760
介護予防訪問入浴介護	0	0	0
介護予防訪問看護	12,728	13,148	13,428
介護予防訪問リハビリテーション	4,929	4,929	5,225
介護予防居宅療養管理指導	12,665	13,200	13,378
介護予防通所リハビリテーション	35,987	36,986	38,249
介護予防短期入所生活介護	2,988	2,988	2,988
介護予防短期入所療養介護（老健）	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	31,052	32,025	32,986
特定介護予防福祉用具購入費	1,639	1,639	1,976
介護予防住宅改修	16,324	16,324	16,324
介護予防特定施設入居者生活介護	31,309	42,591	45,206
2. 地域密着型介護予防サービス	13,947	13,947	13,947
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	5,149	5,149	5,149
介護予防認知症対応型共同生活介護	8,798	8,798	8,798
3. 介護予防支援	29,095	29,958	30,823
介護予防サービスの総給付費（Ⅱ）	192,663	207,735	214,530

※端数処理により、利用が見込まれていても給付費の見込みが0になることがある。

2 介護サービス給付費（見込額）

介護サービス給付費は以下のように見込みます。

図表 介護サービス給付費の見込み

単位：千円

サービス	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1. 居宅サービス	4,759,223	5,089,435	5,355,480
訪問介護	571,655	601,288	635,179
訪問入浴介護	53,563	57,242	60,824
訪問看護	185,063	194,903	205,884
訪問リハビリテーション	88,632	93,300	98,973
居宅療養管理指導	194,422	204,600	215,824
通所介護	1,432,635	1,503,212	1,576,803
通所リハビリテーション	313,894	328,384	342,495
短期入所生活介護	480,246	509,325	539,290
短期入所療養介護（老健）	48,758	50,301	53,258
短期入所療養介護（病院等）	0	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0
福祉用具貸与	370,285	390,103	411,202
特定福祉用具購入費	21,028	21,766	22,729
住宅改修	24,934	27,266	28,376
特定施設入居者生活介護	974,108	1,107,745	1,164,643
2. 地域密着型サービス	1,311,289	1,333,757	1,381,227
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	22,908	22,908	26,538
夜間対応型訪問介護	8,707	9,873	9,873
地域密着型通所介護	392,463	387,508	397,864
認知症対応型通所介護	24,425	26,429	26,429
小規模多機能型居宅介護	50,975	52,717	56,243
認知症対応型共同生活介護	742,646	765,157	790,805
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	69,165	69,165	73,475
3. 介護保険施設サービス	4,102,337	4,138,756	4,175,176
介護老人福祉施設	2,979,606	2,998,947	3,018,289
介護老人保健施設	1,044,357	1,061,435	1,078,513
介護医療院	78,374	78,374	78,374
介護療養型医療施設	—	—	—
4. 居宅介護支援	603,519	632,841	662,658
介護サービスの総給付費（I）	10,776,368	11,194,789	11,574,541

※端数処理により、利用が見込まれていても給付費の見込みが0になることがある。

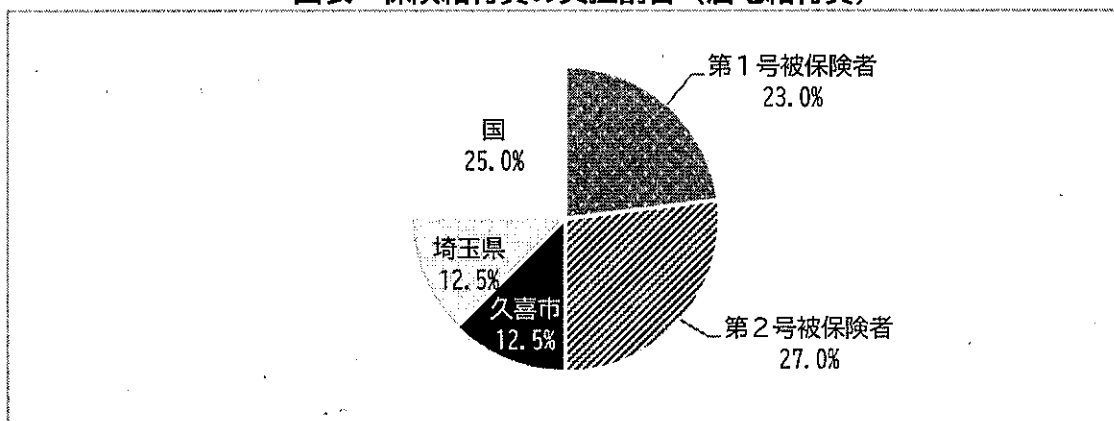
第5節 保険料の算定

1 保険給付費の負担割合

介護保険給付費の負担割合は、50%を公費、50%を被保険者の保険料とすることと定められています。

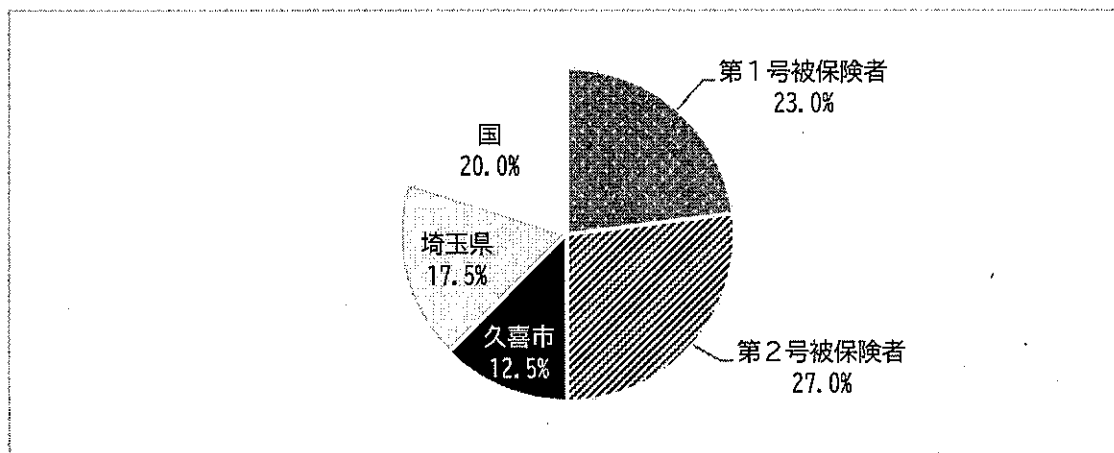
また、被保険者の負担分については、全国の第1号被保険者と第2号被保険者の見込数の割合に応じて、3年ごとに負担割合の見直しが行われます。第7期計画以降、第1号被保険者負担割合は23.0%、第2号被保険者負担割合は27.0%です。

図表 保険給付費の負担割合（居宅給付費）



※国から交付される調整交付金の交付率によって実質の負担割合は変化する。

図表 保険給付費の負担割合（施設等給付費）

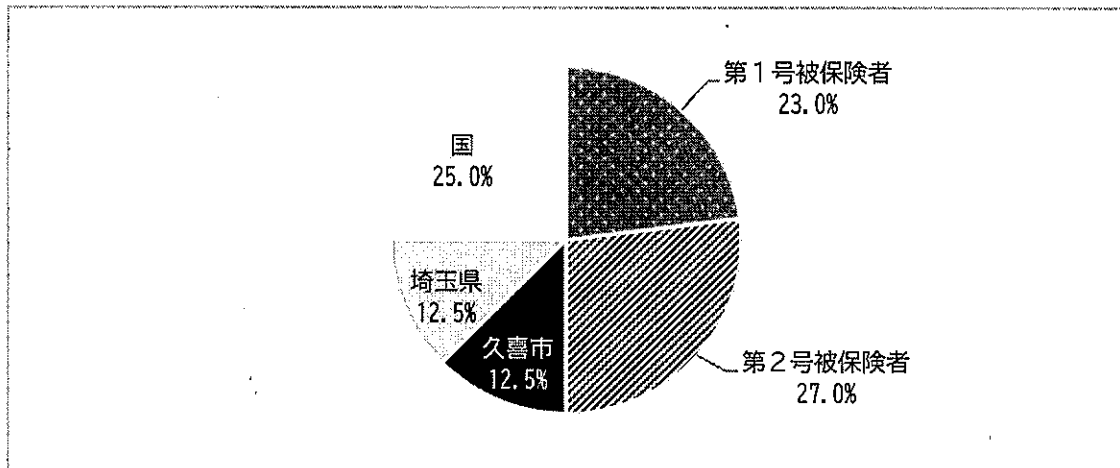


※国から交付される調整交付金の交付率によって実質の負担割合は変化する。

2 地域支援事業費の負担割合

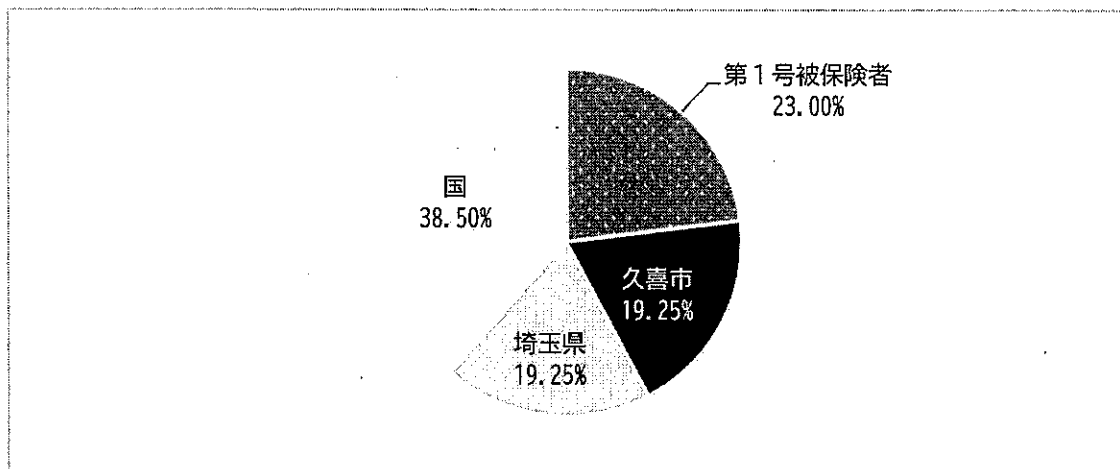
地域支援事業の財源は、保険給付費と同様に、保険料と公費で構成されます。介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業の3事業の負担割合は、次のとおりです。

図表 地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）の負担割合



※国から交付される調整交付金の交付率によって実質の負担割合は変化する。

図表 地域支援事業（包括的支援事業、任意事業）の負担割合



3 保険給付費等の見込額

(1) 標準給付費見込額

標準給付費見込額は以下のとおりです。

図表 標準給付費見込額

単位：円

区分	合計	令和6年度	令和7年度	令和8年度
標準給付費見込額〔A〕	36,084,519,948	11,589,334,585	12,043,741,231	12,451,444,132
総給付費	34,160,626,000	10,969,031,000	11,402,524,000	11,789,071,000
特定入所者介護サービス費等給付額(財政影響額調整後)	1,007,708,856	324,906,381	335,860,657	346,941,818
特定入所者介護サービス費等給付額	1,007,708,856	324,906,381	335,860,657	346,941,818
特定入所者介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額※1	0	0	0	0
高額介護サービス費等給付額(財政影響額調整後)	777,365,726	250,638,945	259,089,282	267,637,499
高額介護サービス費等給付額	777,365,726	250,638,945	259,089,282	267,637,499
高額介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額※1	0	0	0	0
高額医療合算介護サービス費等給付額	117,624,326	37,924,539	39,203,172	40,496,615
算定対象審査支払手数料	21,195,040	6,833,720	7,064,120	7,297,200
審査支払手数料一件当たり単価		40	40	40
審査支払手数料支払件数	529,876	170,843	176,603	182,430

※1 厚生労働省提供の算出式にしたがって算出されている。

(2) 地域支援事業費見込額

地域支援事業は、地域包括ケアシステム¹の実現に向けて、高齢者の社会参加・介護予防に向けた取り組み、在宅生活を支える医療と介護の連携及び認知症の人への支援等を一体的に推進しながら、高齢者を地域で支えていく体制を構築することを目的とする事業です。要支援・要介護状態となる前からの介護予防を推進し、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化する観点から、各市町村がそれぞれの地域特性に応じてサービスを展開しています。

地域支援事業費見込額は以下のとおり見込みます。

図表 地域支援事業費見込額

単位：円

区分	合計	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域支援事業費〔B〕				
介護予防・日常生活支援総合事業費				
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費				
包括的支援事業（社会保障充実分）				

調整中

¹ P.1 参照。

4 基準額に対する介護保険料の段階設定等

図表 介護保険料の段階設定及び基準額に対する保険料率

段階	保険料率	対象者
第1段階		
第2段階		
第3段階		
第4段階		
第5段階 (保険料基準段階)		
第6段階	調整中	
第7段階		
第8段階		
第9段階		
第10段階		
第11段階		
第12段階		
第13段階		
第14段階		
第15段階		

5 所得段階別被保険者数（第1号被保険者数）の推計

第1号被保険者の所得段階別被保険者数を次のとおり推計します。

図表 所得段階別被保険者数（第1号被保険者数）の推計

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計	割合
第1段階	人	人	人	人	%
第2段階	人	人	人	人	%
第3段階	人	人	人	人	%
第4段階	人	人	人	人	%
第5段階 (保険料基準段階)	人	人	人	人	%
第6段階	人	人	人	人	%
第7段階	人	人	人	人	%
第8段階	人	人	人	人	%
第9段階	人	人	人	人	%
第10段階	人	人	人	人	%
第11段階	人	人	人	人	%
第12段階	人	人	人	人	%
第13段階	人	人	人	人	%
第14段階	人	人	人	人	%
第15段階	人	人	人	人	%
合計	人	人	人	人	100.0%

(注) 人数と割合について、端数処理により完全に一致しない。

6 介護保険料基準額（月額）の算定方法

第9期介護保険料基準額（月額）の算定方法は次のとおりです。

まず、標準給付費見込額〔A〕と地域支援事業費見込額〔B〕の合計に第1号被保険者負担割合（23.0%）を乗じて第1号被保険者負担分相当額〔D〕を求めます。

次に、本来の交付割合による調整交付金相当額と実際に交付が見込まれる調整交付見込額の差〔G－H〕、県の財政安定化基金〔I〕を加算後、介護給付費準備基金取崩額〔J〕を差し引き、保険料収入必要額〔K〕を算定します。

この保険料収入必要額〔K〕を予定保険料収納率〔L〕と第1号被保険者数（所得段階別加入割合補正後）〔E〕で割り、予定保険料見込額（年額）〔M〕を算定し、さらに、月数（12か月）で割ったものが第1号被保険者の基準額（月額）〔N〕となります。

図表 介護保険料基準額（月額）の算定

単位：円

項目	合計	令和6年度	令和7年度	令和8年度
標準給付費見込額〔A〕				
地域支援事業費見込額〔B〕				
第1号被保険者負担分相当額〔D〕				
調整交付金相当額※1〔E〕				
調整交付金見込額※2〔I〕				
調整交付金見込交付割合〔H〕				
後期高齢者加入割合補正係数〔F〕				
後期高齢者加入割合補正係数(要介護等発生率による重み付け)				
後期高齢者加入割合補正係数(1人当たり給付費による重み付け)				
所得段階別加入割合補正係数〔G〕				
保険料収納必要額〔L〕				
予定保険料収納率				
準備基金取崩額の影響額				
準備基金の残高				
準備基金取崩額				
準備基金取崩割合				

調整中

※1：調整交付金相当額〔E〕

$$= (\text{標準給付費見込額〔A〕} + \text{地域支援事業費見込額〔B〕}) \times \text{全国平均の調整交付金交付割合 (5\%)}$$

※2：調整交付金見込額〔I〕

$$= (\text{標準給付費見込額〔A〕} + \text{地域支援事業費見込額〔B〕}) \times \text{調整交付金見込交付割合〔H〕}$$

7 所得段階別介護保険料

これらを踏まえ算出した第9期介護保険料基準額は、介護保険給付費準備基金（約●●億円）を活用し、月額●●円（第8期から●●円の増額）としました。

今後も高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、介護保険料を適切に活用し安定的な介護保険事業の運営に努めます。

図表 所得段階別保険料額

所得段階	保険料額（年額）	保険料額（月額）
第1段階		
第2段階		
第3段階		
第4段階		
第5段階 (保険料基準額)		
第6段階		
第7段階	調整中	
第8段階		
第9段階		
第10段階		
第11段階		
第12段階		
第13段階		
第14段階		
第15段階		

(注) 第1段階から第3段階は減額後の保険料額を表示している。

(注) 保険料基準額（年額）＝保険料収納必要額÷予定保険料収納率÷所得段階別加入割合補正後被保険者数

(注) 保険料基準額（月額）＝保険料基準額（年額）÷12か月

8 低所得者の支援策等

(1) 保険料率の段階区分

介護保険料は、被保険者の所得やその世帯の住民税課税状況等に応じて、15段階に設定しています。

(2) 介護保険料の減免

第1段階から第3段階までの保険料率は、公費の投入によって軽減しています。

また、災害等の特別な事情により、一時的に介護保険料の負担能力の低下が認められるような場合は、介護保険料が減免あるいはその徴収が一時猶予されます。

(3) 介護保険負担限度額の認定

市民税非課税世帯等の低所得者（所得段階が第1・第2・第3段階）に該当する人で、認定基準を満たしている人は、介護保険施設、短期入所サービス及び地域密着型介護老人福祉施設の利用における食費・居住費（滞在費）等の負担について限度額が設定され、限度額を超える分は特定入所者介護（予防）サービス費として補足給付されます。

(4) 高額介護（予防）サービス費の支給

自己負担が一定の上限額を超えた時は、超えた分が高額介護（予防）サービス費として支給されます。

また、所得によってその上限が調整され、負担が重くなりすぎないように仕組みになっています（ただし、食費・居住費（滞在費）・日常生活費等は含まれません）。

(5) 高額医療合算介護（予防）サービス費の支給

介護保険と医療保険の1年間の自己負担額の合計が、限度額を超えた時は、超えた分が高額医療合算介護（予防）サービス費として支給されます。

9 利用者の負担軽減に関する施策

本市では、低所得者等が介護サービスを利用しやすいように、利用者負担について軽減措置を講じる支援策を独自に実施しています。本計画期間においても、引き続き利用者負担助成を実施します。

(1) 利用者負担の助成制度

居宅介護サービスを利用している低所得者に対し、経済的負担を軽減することを目的に、利用者負担の助成を行います。

(2) 支給限度額の上乗せ助成制度

区分支給限度基準額を超えて居宅介護サービスを利用すると、超過利用分については通常は全額自己負担となりますが、本市では、超過利用分の一部に対して助成を行います。

10 中長期的な推計

国の推計では、団塊の世代¹が75歳を迎える令和7（2025）年には高齢者人口は3,653万人に達し、令和22（2040）年は団塊ジュニア世代²が高齢者（65歳以上）となります。

高齢者人口の増加は今後も続くのに対し、生産年齢人口は減少が続くため、令和52（2070）年には高齢化率が38.7%と国民の2.6人に1人が高齢者となることが予測されています。

令和32（2050）年度までの推計でみると、本市の高齢者人口は令和22（2040）年まで増加すると見込まれます。

また、後期高齢者人口を見ると、●●人となっており、これに伴い、要介護認定者及び保険給付費も増大すると見込まれます。

図表 中長期的な推計

項目	令和8年度	令和22年度	令和22年度と 令和8年度の差
高齢者人口	人	人	人
前期高齢者人口 (65歳以上75歳未満)	人	人	人
後期高齢者人口 (75歳以上)	人	人	人
要介護（要支援） 認定者数（総数）	人	人	人
標準給付費	円	円	円
地域支援事業費	円	円	円
介護保険料（月額） 基準額	円	円	円

(注) 令和22年度の介護保険料（月額）基準額は、保険給付費の推計に基づく推計値であり、確定した値ではない。

¹ P.1 参照。

² P.4 参照。

第6節 サービスの円滑な提供

1 介護給付実施体制の強化

適正な介護保険制度の運営とサービスの質の向上は、高齢者が安心して住み慣れた地域での暮らしを続けていく上での前提となるものです。これは介護保険制度の信頼性を確保することにもつながります。

介護保険制度の普及や相談体制の強化等、介護保険制度の維持・発展のための取り組みを進めます。

また、保健・福祉サービスの円滑な提供を図るため、関係機関との連携を強化し、相互の情報共有を進め、常にサービスの向上と改善を進めていきます。

(1) 介護保険制度の周知・情報提供

介護保険制度の開始以来、介護保険制度や各種サービスの認知度の向上を図ってきましたが、引き続き広報くきや市ホームページへの掲載、パンフレットの作成・配布、出前講座の実施等により介護保険制度の周知を図り、市民への制度理解を進め、市民サービスの向上に努めます。

(2) サービスに関する相談体制の強化

市は保険者³として、また利用者の相談窓口として、相談や苦情に対して、適切かつ迅速な対応を行います。

また、市民において最も身近な相談窓口である地域包括支援センター⁴において、居宅サービス計画や介護保険サービス提供事業所との契約に関する相談に応じる等、総合相談体制を強化します。

³ P. 90 参照。

⁴ P. 45 参照。

(3) サービスの質の向上

介護保険サービス提供事業所職員に対して研修を実施するほか、サービス内容等の改善が必要な介護保険サービス提供事業所に対して適切な育成、指導に努めます。

2 地域包括支援センターの機能強化、地域ケア会議の推進

地域包括支援センター¹の新たな機能・役割を踏まえ、研修等の受講により資質向上に努めるとともに、業務量に応じた人員体制の強化、事業の評価方法についても検討します。

また、地域包括ケアシステム²の構築の推進に向けて、認知症施策、在宅医療・介護連携の推進及び地域ケア会議³の推進を図り、ネットワークづくりや社会資源の整備、市民への啓発を行います。

3 介護給付の適正化

高齢者が増加していく中で、介護保険制度が信頼を得て、その持続可能性を確保するためには、不適切な介護サービスの提供防止、介護給付の地域差改善に努めていくことが大切です。

県と連携して、介護給付適正化主要3事業等を実施することにより、受給者が必要とするサービスを介護保険サービス提供事業所が適正に提供するようにし、介護給付の適正化と地域差改善を一体的に推進します。

¹ P.45 参照。

² P.1 参照。

³ P.3 参照。

第6章 計画の推進

第1節 計画の推進体制

1 庁内推進体制の整備及び庁内関係所属所との連携

本計画は高齢者福祉事業・介護保険事業の施策にとどまらず、庁内の幅広い事業が関連することから、関係所属所により組織された久喜市高齢者福祉計画推進会議において、庁内の調整を図り、計画を実効性のあるものにしていきます。

当該会議の開催以外においても、関係所属所と必要に応じて連携し、高齢者福祉事業・介護保険事業の円滑な実施に努めます。

また、様々な障がいのある人が加齢により介護保険制度の対象になったとき、障がい者福祉サービスから介護サービスに切れ目なく移行できるよう、本市の介護保険部門と障がい福祉部門との緊密な連携を図ります。

2 関係各機関との連携

本計画を実施するためには、本市の関係部署のみならず、地域住民や社会福祉協議会、介護保険サービス提供事業所、医療機関などの地域医療・福祉に関連する機関などとの連携が必要不可欠です。

本市は、これらの関係機関との連携を図りながら、高齢者福祉・介護保険サービスをより充実していきます。

3 計画の周知

広報くきや市ホームページを積極的に活用するとともに、高齢者を対象としたサービス内容を解説したパンフレットや介護サービス利用のための相談、その他のイベント等を通じて、本計画の幅広い周知に努めます。

4 進行管理と事業の評価

高齢者福祉計画・介護保険事業計画や介護福祉施策の重要な事項について審議するため、公募による市民、介護保険被保険者の代表者、保健・医療及び福祉の関係者、学識経験者等で組織される久喜市介護保険運営協議会を設置しています。

本協議会は久喜市介護保険条例第12条の規定により、地域密着型サービス運営委員会としての役割も担っているため、地域密着型サービスの新規指定、更新等に当たっては、本協議会に諮り、その意見を聴取します。

また、本計画策定後も、随時、本協議会を開催して計画の達成状況や給付実績等を報告し、各委員から幅広くご意見を聴取しながら、PDCAサイクルにより事業の改善を図るとともに、高齢者福祉事業及び介護保険事業の円滑な運営を推進していきます。この際、保険者機能強化推進交付金等¹の評価結果等も事業運営の参考とします。

¹ P4. 参照。

第7章 資料編

第1節 計画策定の経緯

年 月 日	内 容
令和4年5月20日	令和4年度第1回久喜市介護保険運営協議会開催 ・第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定について
令和4年8月2日	令和4年度第2回久喜市介護保険運営協議会開催 ・高齢者実態調査について
令和4年10月26日	令和4年度第3回久喜市介護保険運営協議会開催 ・高齢者実態調査について
令和4年12月20日 ～令和5年1月10日	高齢者実態調査実施
令和5年2月17日	令和4年度第4回久喜市介護保険運営協議会開催 ・高齢者実態調査進捗状況について
令和5年4月28日	令和5年度第1回久喜市介護保険運営協議会開催 ・高齢者実態調査結果概要の報告 ・計画の諮問 ・計画策定の概要について
令和5年7月21日	令和5年度第2回久喜市介護保険運営協議会開催 ・計画素案の審議
令和5年9月22日	令和5年度第3回久喜市介護保険運営協議会開催 ・計画素案の審議
令和5年10月16日	令和5年度第4回久喜市介護保険運営協議会開催 ・計画素案の審議
令和5年12月15日	令和5年度第5回久喜市介護保険運営協議会開催 ・計画素案の審議
令和5年12月20日 ～令和6年1月18日	市民意見提出制度（パブリック・コメント）による計画素案 に対する意見募集
令和6年1月29日	令和5年度第6回久喜市介護保険運営協議会開催 ・市民意見提出制度（パブリック・コメント）の結果報告 ・計画の答申

第2節 運営協議会への諮問

久介第52号
令和5年4月28日

久喜市介護保険運営協議会
会長 秋本 政信 様

久喜市長 梅田 修一

久喜市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画について（諮問）

久喜市介護保険条例第13条第1号の規定に基づき、久喜市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画について、貴協議会の意見を求めます。

第3節 運営協議会からの答申

Blank response area for the management committee's reply.

第4節 久喜市介護保険条例（抜粋）

平成22年3月23日

条例第144号

（市が行う介護保険）

第1条 市が行う介護保険については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

（介護認定審査会の委員の定数）

第2条 ～ 第12条（略）

（協議会の所掌事項）

第13条 協議会は、次に掲げる事項について審議するものとする。

- （1） 市長から諮問を受けた久喜市高齢者福祉計画及び久喜市介護保険事業計画の策定又は変更に関すること。
- （2） 介護福祉施策に関する事務事業の評価及び進行管理に関すること。
- （3） 地域包括支援センターの運営、評価その他地域包括支援センターの業務に関すること。
- （4） 地域密着型サービスの指定及び指定基準の設定並びに介護報酬の設定その他地域密着型サービスに関すること。
- （5） その他介護福祉施策に関すること。

（協議会の組織等）

第14条 協議会は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1） 公募による市民
- （2） 第1号被保険者及び第2号被保険者を代表する者で公募によるもの
- （3） 保健、医療及び福祉の関係者
- （4） 学識経験者

2 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の

任期は、前任者の残任期間とする。

- 3 協議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 4 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 委員は、自己の従事する業務に直接の利害関係のある事項については、その議事に参与することができない。ただし、協議会の同意があるときは、会議に出席し、発言することができる。

(協議会の会議)

第15条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(以下略)

第5節 久喜市介護保険運営協議会委員

(委嘱期間 令和3年7月1日～令和6年6月30日)

選出区分	団体等	氏名	備考
公募による市民 第1号被保険者 及び第2号被保 険者を代表する もので公募によ るもの	公募	板橋 文夫	
		小室 理津子	
		小山 道子	
		茂田 庸子	
		高田 哲行	
		本田 雪子	
保健、医療及び 福祉の関係者	一般社団法人久喜市医師会	新井 克典	
	久喜市歯科医師会	渋谷 由之	
	久喜市接骨師会	車塚 文彦	
	久喜市民生委員・児童委員協議会	木伏 幸江	副会長
	社会福祉法人久喜同仁会	宮地 満佐子	
	社会福祉法人茂樹会	小林 真樹	
	社会福祉法人徳寿会	増田 典子	令和5(2023)年 6月30日まで
		近藤 雅晴	令和5(2023)年 7月1日から
	社会福祉法人元気村	市川 一洋	
	社会福祉法人彩鷺会	杉浦 洋史	令和4(2022)年 6月30日まで
		東郷 理奈	令和4(2022)年 7月1日から
	久喜市久喜身体障害者福祉会	赤池 勝夫	
久喜市ボランティア団体協議会	廣瀬 和子		
学識経験者	久喜市区長会連合会	茨木 嘉彦	
	久喜市国民健康保険運営協議会	宮澤 幸一	
	学識経験者	秋本 政信	会長

第6節 久喜市高齢者福祉計画推進会議要綱

平成22年3月23日

告示第76号

(設置)

第1条 本市における高齢者福祉計画事業を総合的かつ効果的に推進するため、久喜市高齢者福祉計画推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について調査及び研究を行うとともに、高齢者福祉計画の諸事業の推進を図るものとする。

- (1) 高齢社会がもたらす問題点の分析並びにその基本的な対応及び方策に関すること。
- (2) 高齢社会における行政の役割及び総合的な保健福祉施策のあり方に関すること。
- (3) その他高齢者福祉計画諸事業の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、議長、副議長及び委員をもって組織する。

- 2 議長は、福祉部長の職にある者を、副議長は福祉部高齢者福祉課長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

総合政策部企画政策課長、総合政策部アセットマネジメント推進課長、総務部人権推進課長、市民部市民生活課長、市民部交通企画課長、市民部消防防災課長、環境経済部久喜ブランド推進課長、福祉部社会福祉課長、福祉部生活支援課長、福祉部障がい者福祉課長、福祉部介護保険課長、健康スポーツ部健康医療課長、健康スポーツ部中央保健センター所長、健康スポーツ部国民健康保険課長、健康スポーツ部スポーツ振興課長、子ども未来部子ども未来課長、子ども未来部保育課長、建設部都市整備課長、建設部建築審査課長、教育委員会教育総務課長、教育委員会指導課長、教育委員会生涯学習課長

(会議)

第4条 推進会議は、議長が招集し、主宰する。

2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代行する。

(意見聴取)

第5条 議長が必要と認めるときは、委員以外の関係者を出席させ、その者から意見を聴くことができる。

(幹事会の設置)

第6条 推進会議に幹事会を置く。

2 幹事会は、会議に付議すべき事案を検討し、及び調整する。

3 幹事会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

福祉部長、総合政策部企画政策課長、福祉部社会福祉課長、福祉部生活支援課長、福祉部障がい者福祉課長、福祉部高齢者福祉課長、福祉部介護保険課長、健康スポーツ部健康医療課長、健康スポーツ部中央保健センター所長、健康スポーツ部国民健康保険課長、子ども未来部子ども未来課長、子ども未来部保育課長

4 幹事会は、福祉部長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、福祉部高齢者福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は、議長が定める。

附 則 (略)

第7節 用語集

行	用語	解説	掲載ページ
か	介護サービス情報公表システム	介護サービスを利用しようとしている方の事業所選択を支援することを目的として、全国の介護保険サービス提供事業所の情報をインターネット等で検索できる web サイトのこと。	113 ページ
	介護助手	介護福祉士などのほかの介護職員が専門性の高い業務に専念できるよう、業務の一部をサポートする職種。	66 ページ
	介護予防ケアマネジメント	高齢者が要介護の状態になるのをできる限り防ぎ、介護が必要な状態になった場合でも、それ以上悪化しないように支援を行うサービスのこと。	52・58・110 ページ
	介護予防ボランティアポイント事業	介護予防ボランティアに登録した高齢者が、久喜市が指定した介護保険サービス提供事業所等で、ボランティア活動を行うことで、手帳にスタンプを押印してもらい、貯まったスタンプの数に応じたポイントを商工会が発行する商品券に交換することができる仕組み。	67・68・103 ページ
	久喜市医療・介護・地域情報検索システム(けあプロnaviくき)	市内の医療機関や介護保険サービス提供事業所情報、介護施設の空き情報や職員募集などをまとめて掲載し、名称・地図・サービス種別等から検索できる web サイトのこと。	113 ページ
	くきふれあいタクシー (補助タク)	公共交通の補完・充実を図り、75 歳以上の高齢者や障がい者等交通弱者の移動手段の確保と日常生活の利便性の向上のため、市がタクシー運賃の一部を助成する制度のこと。	43・96 ページ

行	用語	解説	掲載ページ
か	ケアプラン	ケアマネジャーが利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載したもの。	105・128 ページ
	ケアマネジメント	介護や支援を必要としている人に対して、本人の生活状況や心身状況を踏まえて希望に沿った生活を送れるよう、多様な介護サービスを組み合わせるプランを提供すること。	57 ページ
	ケアマネジャー(介護支援専門員)	要介護者又は要支援者本人や家族の希望を聞きながら、要介護者等がその心身の状況等に応じ適切なサービスが利用できるようケアプランの作成及びサービスの利用について介護サービス事業者との調整やケアプランの継続的な管理・評価を行う人のこと。	3・12・13・17・31・45・52・71・72・73・85・103・104・107・108・110・112 ページ
	ケアラー	高齢、身体上、精神上的の障がい又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を行っている人のこと。	58・59・88 ページ

行	用語	解説	掲載ページ
か	権利擁護	障がいがあるなどにより自分で判断する能力が不十分な人の権利が侵害されないように保護すること。	42・51 ページ
	コミュニティソーシャルワーカー	地域住民から寄せられた相談などをきっかけに、個別に必要な支援につなげたり、地域のネットワークづくりなどに取り組む専門職。	60 ページ
さ	埼玉県あんしん賃貸住まいサポート店	低額所得者、高齢者、障がい者、子育て世帯など、住宅確保要配慮者住まい探しをお手伝いする者として、県に登録されている不動産仲介業者のこと。	84 ページ
	生活支援コーディネーター	高齢者やその家族が暮らしやすい環境を実現するために、地域の人と支え合う仕組みを考え、課題解決の手伝いをする人。	60・61・70 ページ
	生活支援体制整備事業	被保険者の地域における自立した日常生活の支援及び要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止に係る体制の整備その他のこれらを促進する事業。	46 ページ
	成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がい等の理由で判断能力の不十分な人々を、財産分与や悪質な契約、商取引等から保護し、支援する制度のこと。	35・42・51・85・86・107 ページ
た	ダブルケア	子育てと介護を同時に担わなければならない状態のこと。	88 ページ
	団塊ジュニア世代	第二次ベビーブームが起きた時期（昭和 46（1971）年～昭和 49（1974）年）に生まれた世代のこと。	4・141 ページ
	団塊の世代	第一次ベビーブームが起きた時期（昭和 22（1947）年～昭和 25（1950）年）に生まれた世代のこと。	1・5・44・141 ページ

行	用語	解説	掲載ページ
た	地域共生社会	制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。	58 ページ
	地域ケア会議	高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法。	3・41・49・57・70・101・110・111 ページ
	地域ケア推進会議	地域包括ケアシステムを構築するために、保健、医療、福祉等の関係者が連携して地域の高齢者の支援に関する課題を検討・解決する会議。	57 ページ
	地域支援事業	被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する事業。	52 ページ
	地域包括ケアシステム	高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる地域の包括的な支援・サービス提供体制のこと。	1・5・44・45・46・55・57・134・144 ページ
	地域包括支援センター	高齢者が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続できるよう、高齢者の様々な相談や権利擁護等を行う機関のこと。	45・49・51・56・57・58・60・72・73・75・78・79・82・85・87・88・90・100・103・105・112・128・143・144 ページ

行	用語	解説	掲載ページ
た	デマンド交通	利用登録をした人が、電話等の予約により、自宅等から目的地、目的地から自宅等まで、乗り合いにより移動する運行形態の輸送サービスのこと。	43・96 ページ
な	認知症サポーター	認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする人。	43・44・64・109 ページ
は	バリアフリー	高齢者・障がい者等が生活していく上で障壁となるものを除去すること。	42・51・95 ページ
	福祉オンブズパーソン制度	健康福祉サービス利用者からの市やサービス提供事業所に対する不満や苦情に対し、福祉オンブズパーソンが、公正中立な立場で調査し、必要に応じ、市や事業所に対して、意見表明や是正勧告、制度改善の提言を行う制度。	90 ページ
	包括的・継続的ケアマネジメント支援	高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、ケアマネジャー、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携など、地域において、多職種相互の協働等により連携するとともに、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的ケアマネジメントを実現するため、地域における連携・協働の体制づくりや個々のケアマネジャーに対する支援等を行うもの。	58 ページ
	保険者	介護保険制度の運営を行う全国の市町村及び特別区のこと。	90・143 ページ

行	用語	解説	掲載ページ
は	保険者機能強化推進交付金、介護保険保険者努力支援交付金	保険者機能強化推進交付金は、保険者機能強化推進交付金は各市町村が行う自立支援重度化防止の取り組みに対し評価指標の達成状況に応じて、交付される交付金。介護保険保険者努力支援交付金は、各市町村が行う介護予防・健康づくり等に資する取り組みに対し評価指標の達成状況に応じて、交付される交付金。	4・146 ページ
や	ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話等を日常的に行っている 18 歳未満の者のこと。	59・88 ページ
	ユニバーサルデザイン	あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。	51・95 ページ
英数字	ICT	Information and Communication Technology の略語。コンピューターやデータ通信に関する技術を総称的に表す語。情報通信技術のこと。	113 ページ
英数字	NPO法人	Non-Profit Organization の略語。営利を目的としないで、福祉の増進や文化・芸術振興、環境保全等様々な課題に、市民が自主的、自発的なボランティア活動や社会貢献活動を行う団体のこと。	60 ページ
	PDCAサイクル	「Plan (計画) →Do (実行) →Check (評価) →Action (改善)」という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つ。	62・146 ページ